

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十六号

平成二十六年五月十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君
理事 塩谷 立君
理事 宮下 一郎君
理事 渡辺 博道君
理事 今井 雅人君
理事 秋元 司君
理事 穴見 陽一君
理事 石川 昭政君
理事 越智 隆雄君
理事 勝保 孝明君
理事 佐々木 紀君
理事 菅原 一秀君
理事 武村 展英君
理事 富樫 博之君
理事 根本 幸典君
理事 藤井比早之君
理事 宮崎 謙介君
理事 八木 哲也君
理事 泉 健太君
理事 岸本 周平君
理事 馬淵 澄夫君
理事 木下 智彦君
理事 國重 徹君
理事 小池 政就君

鈴木 淳司君
山際大志郎君
田嶋 要君
江田 康幸君
秋本 真利君
安藤 裕君
石崎 徹君
大見 正君
黄川田仁志君
白石 徹君
田中 良生君
辻 清人君
中谷 真一君
福田 達夫君
細田 健一君
宮崎 政久君
山田 美樹君
奥野総一郎君
近藤 洋介君
伊東 信久君
丸山 穂高君
三谷 英弘君
塩川 鉄也君
茂木 敏充君
赤羽 一嘉君
田中 良生君
井上 源三君
熊谷 毅君

第一類第九号 經濟産業委員會會議録第十六号

平成二十六年五月十四日

政府参考人
(經濟産業省大臣官房地域
經濟産業審議會)
加藤 洋一君

政府参考人
(經濟産業省大臣官房商務
流通保安審議會)
寺澤 達也君

政府参考人
(經濟産業省經濟産業政策
局長)
菅原 郁郎君

政府参考人
(資源エネルギー庁長官)
上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ
ルギー・新エネルギー部
長)
木村 陽一君

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・
ガス事業部長)
高橋 泰三君

参考人
(東京電力株式会社代表執
行役員社長)
山口 博君

經濟産業委員會専門員
乾 敏一君

委員の異動
五月十四日
委員 陽一君
委員 徹君

補欠選任
中谷 真一君
藤井比早之君
秋本 真利君
奥野総一郎君
馬淵 澄夫君
泉 健太君

同日
補欠選任
勝保 孝明君
石川 昭政君
安藤 裕君
辻元 清美君
枝野 幸男君

同日
補欠選任
秋本 真利君
中谷 真一君
藤井比早之君
泉 健太君
奥野総一郎君

同日
補欠選任
勝保 孝明君
石川 昭政君
安藤 裕君
辻元 清美君
枝野 幸男君

同日
補欠選任
勝保 孝明君
石川 昭政君
安藤 裕君
辻元 清美君
枝野 幸男君

同日
補欠選任
勝保 孝明君
石川 昭政君
安藤 裕君
辻元 清美君
枝野 幸男君

同日
補欠選任
勝保 孝明君
石川 昭政君
安藤 裕君
辻元 清美君
枝野 幸男君

同日
補欠選任
勝保 孝明君
石川 昭政君
安藤 裕君
辻元 清美君
枝野 幸男君

同日
補欠選任
勝保 孝明君
石川 昭政君
安藤 裕君
辻元 清美君
枝野 幸男君

同日
馬淵 澄夫君
岸本 周平君

同日
安藤 裕君
黄川田仁志君

同日
石川 昭政君
穴見 陽一君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

同日
黄川田仁志君
石崎 徹君

そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮下一郎君。

○宮下委員 皆様、おはようございます。自由民主党の宮下一郎でございます。

本日は、お時間をいただきまして、今回の電力システム改革の目的やメリットを具体的にどのような方策やプロセスを通じて実現していくのかという観点から質問させていただきたいと考えております。

昨年のこのシステム改革第一弾の法案では、第二弾、第三弾を含めた全体像を示すプログラム規定も盛り込まれておりまして、その審議の過程では、今回の電力システム改革全体の目指すべき目標としまして、安定供給の確保、また電気料金の最大限の抑制、そして需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大、こうした大きな三つを実現していくんだという方向性が示されたところでございます。

そこで、まず、一つ一つ御質問させていただきまして、安定供給をどのように確保するのかについて、何点かお伺いをしたいと思います。

今回の法案では、新たな仕組みとして、小売電気事業者に供給力確保義務が課せられておりますけれども、小売電気事業者はどこから供給力を確保することとなるのか。この点、改めて具体的に教えてください。

また、特に小売電気事業者が、例えば需要者のニーズに應える格好で、太陽光発電などの変動の大きい再生可能エネルギーによる供給力を確保した場合、どうしても、夜間の電力を補充するためのバックアップ電源もあわせて確保して、セットで安定供給を実現する必要があると考えるわけござい

ます。

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

ざいすけれども、需要家に届いた電気が、電圧や周波数の安定性の確保を含めまして、どのような仕組みで安定したものとなって安定供給は確保されるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○上田政府参考人 小売電気事業者に関する安定供給力の確保に関するお尋ねがございました。

まず、小売事業者そのものは、今回の法案によりまして、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保する、いわゆる供給力確保義務というものがございまして、この供給力確保義務の実施に当たりましては、実際問題、みずから電源を所有するという形態もあれば、他の発電事業者と契約をするという形態もあれば、あるいは卸電力取引所から電力の調達を行う、さまざまな手段を用いてこの供給力を確保するということになるかと考えております。

二点目の、では、太陽光発電などの再生可能エネルギーは変動が大きいわけでありまして、この場合の供給力の確保をどう考えるかということでございますが、この場合につきましても、その電源特性に応じまして、一定の供給力として活用することが太陽光等でも可能であります。このような場合でありまして、小売電気事業者は、日照あるいは風況などの自然条件にかかわらず、その小売供給の相手方の電気の需要を上回る供給能力を確保するということが必要になってくるわけでございます。

このため、小売電気事業者は、例えば、変動があれば、その変動を吸収したり、需要の変動に対応した出力調整が可能な例えば火力発電、そういったものと組み合わせて確保する手段により、需要に応じた供給力を確保するということが考えられるわけでございます。

最終的にはどのように安定供給を確保するのかという点につきましては、今のように、小売電気事業者が供給力確保義務を課すということが原則でございますが、想定外と申しますか、そういったことによりまして小売電気事業者が需要に応じ

た供給力を確保できない、こういうケースも想定されるわけでありまして、この場合には、いわゆる送配電事業者が、電圧あるいは周波数の維持義務というものがございまして、この中で、日々の電力需給の状況を監視し、エリア全体の需給バランスを調整するという役割を担っておりますので、最終的な安定供給の責任というものは送配電事業者において果たされているもの、このように考えております。

○宮下委員 ありがとうございます。

ただいまは、いわばミクロレベルでの安定性をどう確保するかという視点からの質問をさせていただいたわけですが、マクロレベルで安定供給を確保するというのはさらに大きな課題だと思っております。

今回の法案では、その確保のための一つの柱として、日本全体の中長期的な供給力が不足すると見込まれる場合に、広域的運営推進機関が電源入札を行う仕組みが盛り込まれております。

お配りした資料、三枚物の最初の資料ですけれども、概略的なイメージが示されております。しかし、よく説明に使われるこの絵を見ただけでは、実際にどのような仕組みで入札が行われて、そして、入札によって建設された発電所による電力供給を広域的運営推進機関がどのようにコントロールをして供給力不足解消につなげていくのか、その仕組みがちょっとわかりにくいところがございます。そこら辺をもう少し具体的に御説明をいただきたいと思っております。

○高橋政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘の広域的運営推進機関の電源入札でございますけれども、広域的運営推進機関は、電気事業者から需要の見通しや電源開発に係る供給計画を受け取ることとなっております。それに基づきまして、向こう十年間の全国の需要を把握する、それから、みずから中長期的な需要想定を実施いたしました上で、これらの情報をもとに、建設期間等も考慮した上で、電源入札の発動の必要性とタイミングを判断することとなります。

す。将来の供給力が不足すると見込まれる場合につきましては、電源の新規建設あるいは維持、更新に必要な資金の一部を補填することを条件に、広域的運営推進機関が、発電所を建設する、あるいは維持、運用する者を募集するという形になろうと考えてございます。その際、補填のために必要となる資金につきましては、託送料金の一部といたしまして全国の需要家から薄く広く回収する予定ということでございます。

こうした公募プロセスを経て、かつまた一定の補填を受けて確保された電源でございまして、ある意味、公益性があるということでございますので、発電所の運用につきましても、電力需給の状況に応じまして、例えば卸電力取引所への売電など、一定の要件を課すということを検討してございます。

今後、具体的な設計につきましては、引き続き、総合資源エネルギー調査会のもとで専門家のワーキング等で議論をしていきたいと考えてございます。電源入札の仕組みを導入することによりまして、安定供給に支障がないように万全を期することとしたいと考えております。

○宮下委員 ありがとうございます。

これが今回の法案に盛り込まれた安定供給の一つの仕組みなわけですが、これだけでいいのかということも含め、もう一つの柱として、今、容量メカニズムの導入ということが検討されていると承知しております。

ここで、改めて、容量メカニズムとはどういうものなのか、また、その機能や方式、いろいろあるというふうにも聞いておりますが、その類型、また、現在の検討状況についてお伺いをしたいと思います。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法案では、これまで御答弁申し上げましたとおり、安定供給の確保に万全を期すこととしておりますけれども、委員御指摘のように、このほかに、発電所の将来の投資回収の見込みを立て

やすくし、建設、保持のインセンティブを高めるというのを目的といたします。いわゆる容量メカニズムというものの創設について、現在検討を行っております。これは、将来の発電能力に着目してその取引を行って、国全体の供給力を確保するという仕組みでございます。

具体的には、発電事業者が持っている、あるいは将来持つことが見込まれる発電能力、いわゆる何万キロワットという発電設備の容量の価値に着目した取引を行う仕組みをつくり、これによりまして、将来的に供給力が必要となる小売電気事業者がこの取引によってそのコストを負担するというところで、発電事業者の投資回収の予見性を高めつつ、全ての小売事業者が公平に負担していく制度ということを考えてございます。

海外では、発電能力を取引する市場を創設し、そこで定まった価格に応じて小売電気事業者が支払いをするいわゆる容量市場の方式、あるいは、緊急時に不足すると見込まれる電源につきまして送配電事業者があらかじめ確保しておく、戦略的予備力と呼んでいますけれども、そういった方式などが検討され、また一部の地域で導入されている状況でございます。

我が国におきましても、昨年二月の総合資源エネルギー調査会の専門委員会に取りまとめられた報告書におきまして、容量メカニズムの創設について指摘もされておまして、自由化後を念頭に置いた各発電事業者の動き、あるいは海外の状況なども勘案しながら、その具体的な検討を行っていききたいと考えてございます。

○宮下委員 ありがとうございます。

ぜひ、そうした海外の取り組みも参考にしたいと思いますが、多角的にこの供給力の確保ができるようなシステムの構築、さらに御努力をいただきたいと思っております。

あわせて、原子力の再稼働等々で日本全体の供給力の予備力を確保していくというのは卸電力取引所の取引活性化にもつながると思っておりますので、さまざまな取り組みを通じて、供給力の確

保、政府としてもお取り組みをいただきたいと思っております。

次に、電力システム改革の目指す二つの目的であります電気料金金の最大限の抑制、この点に関連して質問をさせていただきたいと思っております。

世の中には、自由化してしまつて大丈夫なのかと。当面は料金規制が一般電気事業者の皆さんにはかかるわけですが、各国でも自由化で決して電気代が安くなったわけじゃないんじゃないか、大丈夫なのかという声があることも事実であります。

今回のお配りした資料二枚目に、それをどう実現するかということで、これまでの御説明にも使われた図をお配りしておりますけれども、電気料金金の低廉化が実現するための一つの方策、今回の電力システム改革においては、いわゆる時間別料金の設定によりましてデマンドレスポンスを活用してピーク時の需要を抑制して、それによつて余分な供給力確保のためのコストを削減する、日本全体として供給にかかわるコストが減るんだ、これが一つの説明の柱になっていると承知しております。

ただ、これを実際に一般家庭を含めた需要家において電気料金金の低廉化につなげるというためには、もう一工夫必要なのではないか。特に、スマートメーターの普及、整備というのはインフラとして必須だと思いますし、また、供給側におきましても、時間別料金に基づいて電力メニユーの供給をしていく、こうした全体としてのインフラがもう一歩必要なのではないかと考えます。

このデマンドレスポンスの効果を、実際の一人一人の家庭、また企業において実現していくための取り組みをどのように行っていくのか、その具体的な道筋について伺いたいと思っております。

○木村政府参考人 御指摘のデマンドレスポンスでございますけれども、需給の逼迫への対応のほか、御指摘のとおり、供給コストを削減するといった効用があるというふうに考えてございませ

す。

この方式といたしましては、一つは、電気料金金を変動させることで需要を抑えるというやり方、それから、需要の抑制を行うことに對しまして報酬を支払うものと、大きく二つございませ

経済産業省では、平成二十四年度から北九州市等で行われるスマートコミュニティの実証というのを行つておりますけれども、そこで、まず、電気料金金を変動させることで需要を抑制するいわゆる電気料金型のデマンドレスポンスというものの実証実験を行ひまして、約二割のピークカットというのが可能であるということを確認しております。

それから、電気料金金の多様化に必要なインフラでございませスマートメーターにつきましては、本年三月に行われまして経産省のスマートメーター制度検討会におきまして、電力会社が従来の導入計画の前倒しを表明しております。例えば、東京電力の管内では二〇二〇年度末まで、日本全体では二〇二四年度末までに全世帯、全事業所に導入を完了する計画となっております。

今後、まずは、この電気料金型デマンドレスポンスの効果につきまして、今年度も引き続き実証を続けまして、その効果が持続的に得られるというところを確認したいと考えてございませ

あわせてまして、スマートメーターの早期導入を進めまして、これらが、電力システム改革で小売の自由化が進むことによる、さまざまな事業者が参入し多様な料金メニユーが提供されるということとまさに相まちまして、電気料金型デマンドレスポンスの取り組みが全国的に広がっていくものと考えてございませ

あわせてまして、電力会社との間であらかじめピーク時などに節電する契約を結んで、電力会社の依頼に応じて報酬を得る、そういう、節電した場合に報酬を得るネガワット取引というものもございませ

これにつきましては、やはり、これまで、信頼性が十分確認されていないというようなことで、

国内においてそう普及はしていないわけございませけれども、その実現に向けて、現在、ネガワット取引の信頼性、例えば、デマンドレスポンスのレスポンスタイムでございませとか、削減可能性でございませとか、費用対効果といったようなものを検証するために実証実験を開始しているところございませ

今後とも、需要家のエネルギー消費行動をよりスマートの方に変えるということで、仕組みを構築してまいりたいと考えてございませ

○宮下委員 ありがとうございます。今の点で追加で若干お伺いしたいのは、新しいスマートメーターをほぼ全戸、全需要家に設置するというのは、投資コストがかかるわけですが、このコストは誰がどういうふうな仕組みで負担するのか。

ちよつと、素人考えでは、今まで必要なかった新しい機械を大量につけなきゃいけない、その部分で電気代等々で負担するとなると、その分上がつちゃうんじゃないのという懸念もないことはないわけですが、それよりも効果の方が大きいということだとは思ひますが、まず、どういう格好でスマートメーターのコストは負担されるかと想定されるのか。そのコストパフォーマンス等々についても御見解があつたら、お伺いしたいと思ひませ

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

スマートメーターにつきましては、制度改革法の一般送配電事業者の事業として、一般送配電事業者がスマートメーターを設置するという事になろうと考えてございませ。そのコストにつきましては、送配電の託送料金ということで回収されることになろうということございませ

スマートメーター導入に当たつては、初期コストはかかりますけれども、将来的には、需要に應じた供給源のサービスが多様化できるというメリットもありますし、コスト的に見ますと、将来的には、検針員の仕事がなくなるということで合理的効果もあつて、経済的にもペイをするとい

うふうに考えてございませ

○宮下委員 トータルとして、やはり、電気料金金の抑制につながる、こういう改革に向けて制度設計もぜひお願いをしたいと思ひませ

これに関連しまして、今、北九州でのお話もありましたけれども、経済産業省も後押ししていただく格好で、現在、四力所でスマートコミュニティの実証実験を行つておると承知をしております。私も、昨年十月に豊田市の取り組みを視察させていただきませ

スマートコミュニティは、デマンドレスポンスにとどまらずに、再生可能エネルギーを導入促進するとか、地域内で託送料なしでエネルギーを融通する、そういうことによつて電力消費の最適化を行うとか、さまざまな可能性があると認識しております。

一方で、この電力システム改革で、個々の需要家と電力網をつなげるという中に、スマートシティ、スマートグリッド、そういったものが入るといふのはどういう位置づけになるのか。この電力システム改革の中で、むしろ、スマートシティという取り組みもこれから推進していくものか。いやいや、これは全国大のシステム改革の一つのモデル実証なんだという位置づけなのか。今後、スマートシティやスマートコミュニティをどう位置づけていくのか。その点についてお伺いしたいと思ひませ

○木村政府参考人 まず、スマートコミュニティでございませけれども、これは基本的に、地域単位で需給を調整するエネルギーシステムでございませ。平常時には、エネルギーマネジメントの効果的な活用によりまして大幅な省エネルギーを実現する、非常時には、大規模電源に頼ることなく分散型エネルギー源でエネルギーの供給を確保する、そういう効用があるものと理解をしております。

御指摘のとおり、北九州市等でスマートコミュニティの実証を進めてございませ。そこで、例えば、コミュニティ単位でのエネルギー需給管

理システムでございませうとか、あるいは、ディマンドレスポンスに対応した、HEMS等でエアコン等の自動制御を行うような技術でございませうとか、あるいは、電気自動車から家に給電するためのV2Hの技術といった、そういう個々の技術が確立してきてございまして、基本的には、スマートコミュニティを構築するための技術基盤というのは整ってきているという理解をしております。

今後、やはり、スマートコミュニティを普及していくためには、例えば、蓄電池ですとか、エネルギーマネジメントといったシステムを構成する機器の例えば価格を下げていく必要がございまして、それから、需要を抑制するためのディマンドレスポンスの取り組みというのが普及するための、例えばシステム改革を初めとする基盤整備というのが必要になるというふうに考えてございまして。

したがって、スマートコミュニティ自身は分散型のエネルギーシステムとして基本的には構築をしておるわけなんですけれども、そこで得られた成果そのもの、例えばディマンドレスポンスでございませうけれども、これは、一エリアにとどまらず、例えば、現在でございまして、一般電気事業者の供給区域全体の中で十分応用が可能なものでございまして、そういう面で、お互いが補完関係にあるようなものとして今後も推進し、かつ、その成果というのを国全体の利益として均てんしていくことも視野に入れながら進めてまいりたいというふうに考えてございまして。

○宮下委員 それから、ちょっと前に戻りまして、スマートメーターを前倒しで推進していただくということなんですけれども、逆に言うと、こういうインフラはエリアを決めて順々に整備していきますよというふうな話になるのかなと思うわけですが、一方で、この法律が通っても、スマートメーターはこのエリアについてはいいない、こういう事態も起こり得るわけですね。

そういった場合に、いやいや、せっかく法律も通ったんだし、私は、今までの一般電気事業者さんじゃなくて、新電力ないし再生可能エネルギー中心の電力メニユーで買いたいんだ、だからスマートメーターを何とかしてくれ、こういうニーズは必ずあるんじゃないかと思うんですが、これには対応できるようなことになるんでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

スマートメーターにつきましては、先ほど、一般送配電事業者が設置することが原則になっておりますけれども、それぞれ各電力会社、一番遅くても二〇二四年末までに設置をするということを表示してございませうけれども、小売が自由化された後、電気の小売事業者の切りかえを希望する需要家に対しては、その期間前にあつても、要望に応じてスマートメーターへの交換を遅滞なく行うことを各社表明しておりますので、自由化制度発足以降も、そういう希望をする需要家に対してはスマートメーターの設置がなされるものと考えてございまして。

○宮下委員 ありがとうございます。

それでちょっと安心をいたしましたけれども、ぜひ、多くの皆さんが前向きに、スマートメーターもつけてくれという世の中になっていただくというなと思います。それには魅力的な商品パッケージもないといけないという裏表だと思っております。

電気料金を抑制するためのもう一つの大きな柱が、広域メリットオーダーの実現であると言われております。

きょうお配りした資料の三枚目に、このぐらいメリットがあるんだという試算、これは経産省側が出されている資料がございまして。

これで見ましても、広域的な、日本全体での連系線制約を取り去っていくことによって一千七億円程度のコスト削減効果がある、こういう試算がなされているところでございまして。

これはいわばマクロの試算であるわけですが、これも、それでは、ミクロの世界から見ても、この広

域メリットオーダーの実現が、どのようなメカニズムを通じて各需要家、各家庭や企業の電気料金に抑制につながるのか、その具体的イメージをお答えいただきたいと思っております。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

先生のこの資料、私どもの方で試算をさせていただいたものでございまして、広域メリットオーダーの効果といたしまして、今の連系線制約のもとでエリア内のメリットオーダー、このメリットオーダーといひますのは、小売電気事業者が区域を越えてまで安い電源を調達してくるということでございますが、それを行うことで約一千億円で、さらに、連系線の制約の解消をする追加効果で六百億円、合計千七百億円程度の効果がある、こう試算をしているわけでございまして。

このメリットオーダーは実際にどういうメカニズムになるかと申し上げますと、今少し申し上げましたが、実際には、小売の電気事業者が電気を調達する、その際に、卸電力市場を活用し、あるいは場合により相対契約というのでも可能でしょうが、みずからの区域を越えて全国から安い電源を調達するということによりまして、全国レベルでより安い低廉な電力を活用するということによつて得られる効果でございまして。

そういったしますと、小売電気事業者は、これによりまして電源調達コストを抑えることができるわけでございますので、その結果、消費者に対してより低廉な料金設定が可能になる、そうした小売事業者を選択した消費者は小売電気料金の抑制という利益を享受できることになる、こういうメカニズムでございまして、こういったメカニズムが幅広く行われることによりまして、我が国全体のエネルギーコストが削減をされていくことになるというふうに考えております。

したがって、これの実現のためには、小売電気事業者が卸電力市場を積極的に活用して全国レベルでの電源調達を行っていただくこと、あるいは、電源を保有している発電事業者が積極的に卸電力市場に玉出しといたしますか、そつちに活用

していくこと等々が必要でございまして。政府といたしましては、こういった仕組みをつくるとともに、地域間連系線等の広域的な送電インフラの増強といったことを行うことにより広域メリットオーダーが実現するように努力をしていきたい、こんな感じでございまして。

○宮下委員 ありがとうございます。

それでは最後に、電力システム改革の目指す三つの目的であります、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大に関連して質問をさせていただきます。

今回の法改正によりまして、小売参入の全面自由化が実現しますと、家庭も含めた全ての需要家が自由な料金メニユーを選択することが理論的には可能になるわけでありませうけれども、そのためには、そのメニユー自体が信用できる、つまり、需要家に対して必要な十分な情報が的確に提供されることが必要なのではないかということを感じております。

特に、初めの質問で申し上げた例の場合のように、太陽光とか風力、変動の大きな再生可能エネルギーを選択したいという需要家に対して、小売事業者みずからバックアップ電源を調達してセットで売るということに多分ならないと、夜間は電力供給できないわけですから当然そうなると思いますが、その場合に、電源構成はこれこれですと適正に説明することが必要なのではないかと思っております。

より具体的に言えば、バックアップ電源をLNG火力でやっておりますよ、ないしは石炭火力でやっておりますよ、同じ石炭火力でも、従来型のものなのか、この月曜日には機子第二発電所も見てまいりましたけれども、ああいった高効率で環境負荷の少ない最新鋭のものをバックアップ電源として調達しておりますよ、こういうようなことはやはり知った上で選びたいというのが需要家なのではないかというふうに思います。

こうした情報の適正性の確保につきましては、

やはり国が責任を持っていたらいいというものが必要であろうというふうに思いますが、今回の法案ではどのような仕組みを通じてその適正性の確保、実現を図ろうとされているのか、特に、国を代表し、省を代表して、大臣からお考えを伺いたいと思います。

○茂木国務大臣 電力システム改革によって多様な料金メニューも出てまいります。そして、場合によっては、特定のエネルギー源を使った発電を売る、こういった事業者も出てくるかもしれません。実際に再生可能エネルギーだけじゃないのに、あたかも再生可能エネルギーを全て使っている、こういう事実と反する宣伝を行うということとはあってはならないと思っております。

このため、今回の法案におきましては、需要家保護を図る観点から、小売電気事業者に対して、料金等の契約条件を需要家に対して説明する義務を課すこととしております。

また、委員御指摘の電源構成についても、例えば、一〇〇％再生可能エネルギー電気であるなど、その電源構成を商品特性として需要家に宣伝し、電気を供給する場合には、契約条件に関する説明義務の一環として電源構成の適正な説明を求めていくことを考えております。

もし適正な説明が行われないという場合には、これは業務改善命令の対象にもなっておりますし、言ってみますと、消費者にとつて誤解を生むような説明を行う、この場合には不正競争防止法に基づいて最終的には刑事罰になる可能性もある、このように考えております。

○宮下委員 ありがとうございます。

このシステム改革は国民みんなにとつてメリットがあった、こういう改革になりますように心から祈念をして、質問を終わらせていただきます。

○富田委員長 ありがとうございます。

○国重委員 おはようございます。公明党の国重徹です。

私が一番最初に予定していたデイマンドレスポ

ンスの質問は、先ほどいただきましたので、これに関しては後回しにさせていただきますと思います。時間があれば質問させていただきますというようにしたいと思います。

では、まず最初に、沖縄地域の電力システム改革について伺いたいと思います。

昨年の五月、宮崎委員もこれに関して質問をされましたけれども、私も、昨年初めて沖縄の方にも行ってまいりまして、さまざま沖縄の方のお話も聞いてまいりましたので、少し沖縄地域の電力システム改革について伺いたいと思います。

今、十電力ありますけれども、沖縄電力だけは、沖縄地域はほかの地域と連系線がつながっていないという特殊な状況があります。また、離島の数が非常に多いという特殊な状況があります。こういったことで、沖縄地域の特殊事情を考慮するために、昨年五月の宮崎委員の質疑の中で平政務官が、沖縄の特殊性についての事情をしっかりと把握するために、沖縄の需要家また事業者等の御意見をお聞きすることなど、積極的に対応していきたいと思っております。

その後、さまざまな意見聴取をされたと思えますけれども、その意見聴取の状況、またそこで浮かび上がった新たな沖縄の特殊事情等、このあたりについて教えていただければと思います。

○上田政府参考人 電力システム改革に当たりましては、沖縄をどのように扱っていくか、どのような特殊性があるのかという御質問かと思えます。

先生御指摘のとおり、第一段階の電気事業法の附則のプログラム規定におきましても、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置を講ずる、こう書かれているわけでございます。

こうした地域固有の特殊事情を考慮するため、必要な実態調査あるいは事業者からの意見聴取等を行ってまいりました。具体的には、システム改革の制度設計を検討しております総合資源エネルギー調査会のワーキンググループの中で、沖

縄における一般電気事業者であります沖縄電力株式会社、あるいは卸電気事業者を沖縄において行っておられます電源開発株式会社から、沖縄地域の電力供給をめぐる実情についてヒアリングなどを行っております。

そうした結果、私も、沖縄についてどのようなことを考えているかということでございますが、沖縄には、先生の御指摘もございましたが、まず第一に、広大な海域に島が点在している、その結果、独立した小規模な電力網というものが必要になつてきているということが一つでございます。

二番目に、したがって、本土の電力系統と接続が、連系されておられない、したがって、広域融通ということが非常に難しいということでもありまして、卸電力取引所を通じた電力取引というのなかなかできないということがございます。

また、三番目に、電力需要そのものも大きくなく、また、地理的あるいは地形的制約というところから、大規模な発電、例えば原子力発電あるいは水力発電というものの発電事業を行うことが困難でございます。

火力行電に依存せざるを得ない、こういったことが沖縄における構造的な特殊性であると考えております。

沖縄電力におかれましては、こういったことを踏まえながら、本土並みの料金水準の確保を経営目標にしているわけでございますが、今回の法案では、今のようないろいろな背景を踏まえながら、離島に対する措置、送配電に関する措置等を講じているところでございますが、基本的には、沖縄に関するそういう認識のもとにさまざまな措置を講じているところでございます。

○国重委員 ありがとうございます。

このメリットというのを沖縄地域の需要者にも及ぶようにするための取り組み、これは今後、政府としてどのように取り組まれていくのか、大臣にお伺いいたします。

○茂木国務大臣 まず、昨晩は、はなし家の林家まる子さんとのかけ合い、すばらしかったな、こんなふうにも思っておりますけれども、一部の人はわからない話題であります。

小売全面自由化によります恩恵を現実に沖縄地域の需要家にも及ぶようにするためには、沖縄地域において新規参入を計画する小売電気事業者が電源を調達するための選択肢の拡大、沖縄という離島においてもそれがどうできるかということが一番大きな問題だと思っております。

具体的には、まず、沖縄地域内の既存の電源であり、これまで沖縄電力のみを販売先としてきた卸電気事業者、電源開発であります。この電源を沖縄電力以外の新規参入の小売電気事業者が利用できるようにすることによって、小売電気事業者の沖縄地域への参入と競争を促すことが極めて重要だ、このように考えております。

このため、電源開発の売電先の多様化に向けた具体的な取り組みとして、国から沖縄電力と電源開発に対して、両者間の既存の契約の見直しを積極的に行うよう検討を促しているところであります。

今後、両者によります検討の進捗について国として随時モニタリングを行っていく、こういった形で、供給先が多角化しないとやはり小売の競争というのに進まない、こういう観点から、沖縄におきましても電力システム改革のメリットが需要家に十分行き渡るような状況をつくってまいりたいと考えております。

○国重委員 茂木大臣、ありがとうございます。

先ほど、茂木大臣に言っていたんですが、私はきのう、先輩議員のパーティーの司会をさせていたんで、司会デビューということでやらせていただいたんですが、そこで、私の義理の妹が

林家の一門でして、それで一種のかけ合いの漫才、司会をさせていただいたら、茂木大臣が一番最初のバッターとして、お祝いの挨拶をいただきまして、そこで、今までいろいろなパーティーに行つたけれども、こんなに司会が初めに話すパーティーは初めてだというふうに言われました。私は、経産委員会の質問は、弁護士のとまきのようにばんばんばんばん、質問の時間はできるだけ短くやつていますが、きのうは結構長くやらせていただきました。本当にありがとうございます。

私も、こういうことで沖縄のことが少し頭から飛びましたけれども、戻します。

電力システム改革に関して、今、沖縄地域の方にも、需要者にもしつかりとこの恩恵が及ぶようにするための取り組みについて、茂木大臣に御答弁いただきました。

次に、個々のことについて、重複になるかもしれませんが、この電力システム改革については、沖縄地域の小売全面自由化については本土と全く同様の制度とするのかどうか、これについてお伺いたします。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。
需要家の選択肢の拡大、それから多様な電源の参入といった電力システム改革の目的を達成するということにつきましては、沖縄地域、特殊性はありますけれども、その必要性については他の地域と変わらないということでございますので、小売の参入の全面自由化につきましては、基本的に他の地域と同様の制度改革を進めることを考えてございます。

参入自由化に当たっては、具体的に申し上げますと、例えば、最終保障供給サービス、あるいは沖縄本島と連系していない沖縄の離島に対する離島供給サービス、こういったものにつきましてきちんと同様に手当てをしたいと考えてございすし、例えば低圧託送の創設、あるいは同時同量制度の見直し等につきましても、本土と同様に必

要な措置を講じて、小売参入の全面自由化を実施したいと考えてございます。

ただ一方、現行の規制料金は、沖縄につきましては、二千キロワット以上というふうになつてございまして、経過措置として、競争環境が十分整うまでの間、一定期間規制料金を残すという措置につきましては、これは現行の二千キロワットの規制料金がございまして、二千キロワット未満の需要家に対して経過措置料金を残すということを考えてございます。

○國重委員 ありがとうございます。

小売全面自由化も、経過措置に関しては若干違うけれども、基本的には本土と同じような御答弁でした。

では次に、沖縄地域の小売電気事業者の供給力確保義務を含めた安定供給、これはいかに確保していくのか。これについても本土と同様の取り扱いでいいのかどうか、これについてお伺いします。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

小売電気事業者につきましては、今回の法案によりまして、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保することが義務づけられております。

ここで、小売の供給の相手方の電気の需要といえますのは、温度の変化等による需要の変動分も含めた最大需要のこととございまして、小売電気事業者はこれを上回る供給能力を確保するということが必要になります。これは沖縄地域の特殊性にかかわらず、小売電気事業者が果たすべき義務とと考えてございまして、沖縄地域でも他の地域と同様の制度としたいと考えてございまして、

また、想定外の事態が発生する場合において、例えば小売電気事業者が需要に応じた供給力を確保できないようなケースにつきましては、一般送配電事業者がエリアの需給バランスを維持する義務がございまして、これは一般送配電事業者が果たす義務として、沖縄地域も他の地域と同様の

制度としたいと考えてございます。

ただ、沖縄地域は、先ほど御答弁申し上げましたように、他の地域と電力系統が連系しておりませんので、広域系統運用というものが不可能でございまして、沖縄における一般送配電事業者は広域系統の融通を前提としない前提で調整力を確保する必要があるということでございまして、こういう特殊性を踏まえながら、沖縄地域における一般送配電事業者が安定供給に必要な調整力の量をしっかりと確保できるような具体的な制度設計を行つてまいりたいと考えてございます。

○國重委員 ありがとうございます。

では次に、沖縄地域における電力システム改革について、広域的運営推進機関が行う業務、また広域メリットオーダー、これはどうしていくのか、先ほどは、供給力確保義務に関しては同じだ、ただ、連系線がないので多くの予備力が必要になる、こういう特殊性もある、こういうことに關してはしっかりと勘案していくということでしたけれども、広域的運営推進機関が行う業務、また広域メリットオーダー、これについてはどうするか、お伺いたします。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。
広域的運営推進機関は、電力の供給計画の取りまとめとか、あるいは広域な系統の融通等々の業務を行いますけれども、そのうち、供給計画の取りまとめ、それから広域的運営推進機関が制定する電源と系統の接続のためのルールとか、そういったものにつきましては、原則として、沖縄地域においても他の地域と同様に適用することになると考えてございまして、

他方、沖縄地域につきましては、他の地域と系統が連系しておりませんので、例えばエリアを越えた電力融通のようなルールというものにつきましては、沖縄地域は適用されないというふうに考えてございます。

また、広域メリットオーダーにつきましては、これは当然のことながら、沖縄地域は他の地域と

連系をしておりませんので、広域連系を前提としたメリットオーダーについては、他の地域と同様なものを実現することは困難であろうと考えてございまして。

○國重委員 ありがとうございます。

沖縄地域は、九州等とも連系線がながつていないので、広域メリットオーダーに関しては、ほかのところと同じようにすることは難しい、それはそのとおりだというふうに思いますけれども、そうすると、広域メリットオーダーがない、また離島の割合も非常に多いということになると、送配電にかかる費用、ひいては電気料金がほかのところよりは高くなるということになります。

現実に、沖縄地域の電気料金というのは、ほかのところと比べて高くなつております。最近、東京電力のところが若干高くなつていっているような特殊事情はありますけれども、中長期的に考えれば、やはり、沖縄地域の方の電気料金というのはどうしても高くなつてしまふというような事情があると思います。

では、このような特殊事情がある沖縄地域に關して、今回、電力システム改革で、安定した電力の供給とともに、低廉な電気料金というのの一つの目的にありますけれども、今言つたような送配電、ひいては電気料金がほかと比べて高くなつてしまふ、このような不利な状況を勘案して、何か政府として支援策を行つていくつもりはあるのかどうか、現在の支援策を踏まえて答弁いただければと思います。

○井上政府参考人 お答えいたします。

沖縄の電力事情でございまして、既に御指摘をいただいておりますとおり、沖縄本島を含む三十八の有人の島々に電力を供給する必要があるわけでございまして、広大な海域に島々が点在をしております、独立した小規模な電力系統が必要でございまして、また、本土の電力系統と連系をされておらず、広域融通の枠外にあるなど、電力供給面におきまます構造的な特殊性を抱えておりまして、本土と比べて電気料金

が高くなりやすい性質を有しているものと内閣府としても認識をいたしております。

このため、これまでにも、沖縄の発電用石炭とLNGに對しましては、石油石炭税の免税措置を講じております。また、沖縄電力の有する電気事業資産の固定資産税につきましては課税標準を三分の二としたしております、これらを通じて、沖縄における料金水準の低減、電力の安定供給の確保を支援してきたところでございます。

内閣府としては、引き続き、沖縄県とも連携をしながら、沖縄における電力の安定供給の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○國重委員 ありがとうございます。

今、既にさまざまな施策はとられているけれども、電力システム改革については、実行それ自体、まだ始まっていないので、これが実行された暁には、しっかりと注視をして、何か沖縄が不利になるような状況があれば、またしっかりとしかるべき支援策をとっていただければと思います。続きまして、次は、卸電力市場の活性化に関する取り組みについて伺います。

平成二十四年度の国内の全電力販売量のうち、卸電力取引所での取引量というのは約一割にとどまっております。これに関して、今、一般電気事業者が自主的な取り組みで、これまで以上にしっかりと余剰電力を売るといふようなこと等、新たな取り組みもされております。

先日、五月七日の参考人質疑で松村参考人が、自主的な取り組みだけでは限界がある場合には、何らかの強制的な手段が必要になるんじゃないか、例えば、売り量を一定量出させることとか、一定量については相対取引をさせることなどの手段があるというようなことを述べられておりますけれども、これについての政府の見解について伺います。

○上田政府参考人 委員御指摘のとおり、卸電力市場の活性化につきまして、私ども、システム改革の一環といたしまして、去年の三月から、一般

電気事業者が余剰電力を卸電力市場に売買する取り組みというものを開始しております、そのモニタリングを行っているのですが、おっしゃる通りに、まだ十分ではありませんが、スポット市場の売り入札量は五倍ぐらいになっておりまして、約定量も一・五倍程度に拡大をしているという状況にあります。

私ども、こういった余剰電源の市場への供出というものは非常に重要な取り組みであると考えておりまして、卸電力市場の活性化ということを引き続き進めていきたいと考えております。

現在、御案内のとおり需給状況が非常にタイトでございましてので、供給力の増加部分を卸電力市場に直ちに çıkしていくことはなかなか難しい場面もあるわけでございまして、将来は、需給状況が改善していくという状況下では、そうしたことが期待されるわけでございまして。

それで、松村参考人の方から、卸電力市場の活性化が十分機能しないような場合については、卸市場活性化策、例えば、強制的な電源供出、相対取引といったことについても検討する必要があるというお話がございましたことは承知しておりますけれども、私ども、基本的には同様の認識でございまして、ただ、今行っている取り組みというもの、状況を見て一つつかりモニタリングし、さらに、関係電力会社等々に卸電力市場への供出を促してまいりたいと考えております。

そういったことが十分に機能しなかった、その結果として卸市場の活性化が十分進展しない、あるいは需要家の選択肢が非常に限定的となってしまう、こういう場合につきましては、強制的な供出といったことも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

○國重委員 ありがとうございます。

続きまして、電力先物市場について伺います。

電力先物の導入に関しては、電力調達の価格リスクをヘッジすることによるものと認識しておりますけれども、改めて、電力先物導入の意義につ

いて伺います。

○赤羽副大臣 今長官からの御答弁にもありましたが、まず、今の電力の需給状況を改善するということがシステム改革の大前提だということに思っております。そして、その改善の中で、國重委員もこの前の参考人質疑で御指摘されたように、競争基盤を整備するために卸電力取引所を活性化させる、取引を厚くすることが私も大前提だと考えております。

今回の電気事業法の改正によりまして、今言いましたような卸電力取引所の取引量を増大する、そうさせていくということを考えているわけであります。そうした場合に、取引価格は需給により変動するために、事業者として価格変動リスクを回避する必要性が生じるわけでございまして、そういった意味で、今回の電力先物取引の導入の意義はあるのではないかと。

具体的には、一つには、小売電気事業者があらかじめ調達価格を確定させること、二つ目に、発電事業者があらかじめ販売価格を固定化し、事業運営を安定化させること、そして三つ目は、需要家があらかじめ電力の購入価格を固定化させること等々のニーズが想定されるわけでござい

ます。

しかし、繰り返しになりますが、スポット市場の厚みを持たせてやっていかないと先物がなかなか育っていかないのではないかとこのふうにも私は考えておりますので、そうしたことも踏まえながら、一体となつて取り組みを進めていきたい、こう考えております。

○國重委員 ありがとうございます。よくわかりました。

続きまして、今のものに関連しますけれども、現在の先物市場の取引額、これについては二〇〇六年以降激減しておりますけれども、これについての理由、それと、電力先物市場を先行した諸外国において生じた弊害とそれを踏まえての今後の対策について伺います。

委員御指摘のとおり、二〇〇三年ごろをピークとして商品先物市場の規模は縮小し、現時点では、ピークに比べて四分の一以下という規模にまで大幅にマーケットが縮小しています。その原因としては、特に大きいのは、二〇〇四年に例えば再勧誘の禁止といった規制を導入したことも含め、累次にわたるさまざまな規制強化をした、これが大きくいっているのかな、影響しているのかなと考えております。

次に、海外の経験でございまして。

電力先物市場については欧米が先行したわけですが、公表された事例でいいますと、米国内と北欧において数件の相場操縦があったというふうに承知しております。具体的に、例えば取引所の取引時間が終了する直前になって大量の取引をして価格を操作する、こうした事案があったと承知しています。

こうした海外における経験も踏まえて、こうしたことが起きないように、我が国では相場操縦の禁止規定を盛り込んでいます。これに違反した場合には厳格な罰則を入れています。具体的には、五年以下の懲役または五百万円以下の罰金というのを用意しています。

また、東京商品取引所は、二十四時間体制でマーケットをウォッチして、不正な行為を厳しくチェックします。また、政府も同様に市場、マーケットを監視して、万が一不正な行為があれば、取引制限も含めて厳格な措置をスピーディーに対応していきたいというふうに考えておる次第でござい

ます。

○國重委員 ありがとうございます。

注視をして、しっかりとした対応をまたよろしく願っています。

続きまして、小売全面自由化が進んだ場合の再生可能エネルギーの固定価格買い取り義務者、これについて、小売事業者なのか、それとも送配電事業者になるのか。昨年六月五日の政府参考人の答弁では、システム改革の詳細設計と並行して、どちらがよいのかということ議論させていた

きたいというような答弁がございましたけれども、小売事業者になるのか、それとも送配電事業者になるのか、どちらになるのか、また、その趣旨も含めて御答弁いただければと思います。

○木村政府参考人 固定価格買い取りの義務者でございませうけれども、現行制度でまず、電気の需要家に電気を販売する事業を営む、いわば小売機能を有する事業者に買い取り義務を課することが適切であるという判断のもと、一般電気事業者のみならず新電力に対しまして、再生可能エネルギー電気の買い取り義務を課するという措置を講じております。いずれにしても、買い取った電気を最終需要家に売らなければならないという点は改正の前後で同じでございます。

したがって、今回の改正案では、制度の安定的な継続の観点から、引き続き、電気の需要家に電気を販売する事業者として新設されます小売電気事業者に買い取り義務を課することが合理的であると考えまして、このような改正を盛り込んでいくところでございます。

○國重委員 ありがとうございます。

時間が迫っておりますので、あと一問、二問程度で終わりたいと思います。

小売全面自由化後の需要家保護のための措置として、小売電気事業者に対して、契約条件の説明義務を果たすことになっておりますけれども、わざわざ説明義務をここに設けていますけれども、この具体的な内容、これについてお伺いいたします。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

小売電気事業者が需要家に対して説明すべき事項の具体的な内容でございます。

詳細は今後経産省令において定めることとなりますが、例えば、小売電気事業者の名称であるとか、適用される料金やメニューの内容であるとか、料金の支払い方法であるとか、苦情あるいは問い合わせの連絡先であるとか、あるいは付随するサービスがある場合にはその内容といったことが想定されますし、また、電源構成を特徴とした

メニューを提供する事業者については、その電源構成の適切な説明を行う、こういったことを想定しているところでございます。

○國重委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。

質疑の機会をいただきました。この電力システム改革に関しましては、本法案の審議に関しましては、民主党政権で先鞭をつけたものでありまして、その改革の実現に当たっては、ぜひとも前向きな建設的な議論をさせていただきたい、このように考えております。

昨年も質疑をさせていただきましたが、今回、第二弾改正ということで、電気の小売の参入全面自由化を内容とするものということでありますが、二〇〇〇年の小売の部分自由化からもう十年以上も経過しているにもかかわらず、二〇一二年でも、新規参入自由化部分、シェア三・五％など、非常に低迷した状況です。

なぜ競争が進んでこなかったか、自由化が進まなかったか。その一つとして考えられるのは、いわゆる卸の電力市場が十分に機能してこなかった、これがやはり大きいのではないかと、商品が提供されなくて新規参入者がふえるわけはありませぬし、また、区域外の大手電力業者、大手電力会社も、必要な電源を手ごろな価格で入手できないれば、市場が活性化するのはありません。

そこで、きょうは、卸電力市場活性化に関して議論をさせていただきたいわけでありまして、そのために必要なことは二点あると考えております。

一つは、水力を中心とする、自治体が行っている公営電気事業の一般競争入札への移行であります。これに関しましては、昨年の第一段階改正の段階で、私、質疑をさせていただきました。また、経産省においては、茂木大臣にも、検討す

る、このようにお答えいただいたいわゆる交付金の規則の見直し、これも速やかに実施をしていただいたところであります。

そして、もう一つでございます。活性化の重要なポイントとして、石炭火力を中心とする電源開発の電源、すなわち発電電源のいわゆる切り出しという問題に関して、ここをしっかりと進めなければ活性化というのはなかなか進むものではないということ、この審議の中で確認していきたいというふうに思います。

まず、発電電源の切り出しということでありますが、これに関しましては、聞きなれない方もいらっしゃるかもしれませんが、電源開発は、ほぼ全量無期限で、長期の相対契約で一般電気事業者、大手電力会社に供給をされています。いわゆる売電をされているわけでありまして。このような状況で、今日、発電電源は非常に安定した安価な電力供給源ということで使われてきているわけでありまして、もととは、一九五二年の電源開発促進法に基づいた政府出資の会社でありました。

二〇〇三年の電気事業分科会では、民営化に向けたその方向性というものが議論をされております。二〇〇四年十月に完全民営化となるわけでありまして、いわゆる電力供給を、大手電力会社へのバックアップという形だけではなくて、あり方として、お配りをさせていただきましてお手元の資料①にもありますように、二〇〇三年、平成十五年であります。ここでは、「民営化後の電源開発株式会社」の在り方として、「卸電力市場など制度改革による新たな仕組みのなかで重要な役割を果たすことが期待される」と。すなわち、卸市場における供給者という位置づけが明確にこのときにも望まれていたというわけでありまして。

この電源開発の発電能力というのは、大手電力会社と比しても大変大きなものです。沖縄、四国、北海道、北陸、中国、これらを上回り、東北電力と並ぶ、匹敵するような発電容量を持つておりまして、また、主たる電源は、コストが非常に

低い、あるいはベース電源となる水力、石炭火力が中心となっております。ちなみに、水力は五〇・五、石炭火力は四九・四という内訳になっているように、電源開発は、安定した電源を安価に供給する、この使命のもとに、今日も大手電力会社に供給をされていることになりました。

さて、こうした電源開発の電源があるわけですが、一方、卸売市場でいいますと、先ほど申し上げたように、相対取引でなされているということでありまして、一般市場、日本卸電力取引所、ここでのスポットの市場価格がどうなっているかというところ、これは事務方にお尋ねしたいんです。二〇一三年度の平均は、価格、キロワットアワー当たりで結構ですが、お答えいただけますでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

スポット価格の平均でございますが、二〇一三年度ですけれども、キロワットアワー当たり十六・五円でございます。

○馬淵委員 この十六・五円というのがその取引所で取引される価格であります。

大手電力会社から取引所に供出される電源というのは、コストが高い、いわゆる石油火力などが提供されているということになっておりまして、市場、取引所での価格というのは非常に高くなっている。逆に言うと、新規参入者にとってはなかなか厳しい状況になっております。

一方で、電源開発から電気の供給を受けている大手電力会社が一体幾らで電源開発から仕入れていくのかということでもあります。

ここで、電源開発の二〇一四年三月期の決算説明資料、これはお手元の資料②を「ごらんください。ここでは、二〇一三年度の卸電気事業の売上高が、丸囲みにしております。イと書いておりますが、四千八百十八億円でございます。これに対して、販売電力量、これは資料の③であります。これを「ごらんください」と、五百四十三億キロワットアワーであります。これで割りますと、一キロワットアワー当たり販売単価が出てくるとい

うことになります。

その価格というのは、この資料に私の方で計算をしております。これは電発にも確認をしておりますが、約七・六円、これが電発が大手電力会社に提供している売電価格であります。先ほど申し上げたように、卸取引市場では十六・五円。これの半値以下で電発は電源を供給しているということとであります。

また、これは資料の④をごらんいただきたいと思いますが、コスト等検証委員会、これは経産省資料でありますが、二〇一〇年モデルということで試算をしたものであります。

これに関しましては、石炭火力、このコスト等検証委員会では九・五円という計算をされております。先ほど申し上げたように、取引所では大変高い電源の電力が供給されているということから十六・五円でありますが、コスト等検証委員会でも九・五円、このような状況である。新規参入者の電源調達の際がLNGということでありまして、これは、ごらんいただきますと十・七円、このように出ています。

このように、新規参入者が本来取引所で買うのは十六・五円、しかし、大手電力会社は、このように大変安い七・六円で調達をしている。この価格でいかに市場に出ていくかということが極めて重要であるということになります。

したがって、供給量の面からいっても、また調達コストの面からいっても、競争促進のためには大手電力会社の既得権である電発電源の切り出しというものが極めて重要になるということとをまずは皆様方に確認いただきたい、このように思います。

そして、この切り出しの重要性というのは、もう過去においても繰り返し指摘をされてきました。二〇〇五年以降、これに関しましては重要性が問われ、またその試みがなされてきたわけであります。

しかし、結果はどうかといえますと、なかなかその成果というのは得られていない状況だ、この

ように考えられます。

資料の⑤をごらんください。現時点におけるこの電発電源の切り出しということでありますが、電力会社の自主的取り組みということで行われているものであります。

その中で、ここにありますように、この表でござらんいただきますと、切り出しを自主的に行ったのは中部電力と関西電力の二社のみであります。その他の大手電力会社は、対象電源や切り出し量を示しておりますが、その実施時期については、未定、あるいは、原子力再稼働後の需給、収支、経営状況次第と極めて曖昧。中でも四国電力は、数万キロワットといつて数値すら示していません。

このような状況でなぜ進まないかということ、少し検証したいと思うんですが、ここで⑤の資料をごらんいただきますと、切り出しができない理由、これは電力会社がヒアリングに対してこう答えているんですね。できない理由は二点あります。御案内のように、この資料を見ていただきますと、厳しい需給状況、電力の需給が非常に逼迫している。あるいは、収支状況、経営が非常にタイトだ。この二点を理由に挙げられています。果たしてこれは妥当なんでしょうか。

これについて確認をしていきたいんですが、まず需給状況であります。

電力需給に関して厳しい状況だという話でありますが、例えば供給余力というものを鑑みますと、ことしの八月の需給の見通し、これは資料がございせんが、これを見てみますと、ことしの八月、予備率が最低限度、三%ぎりぎりまで夏を迎えるというのが関西電力と九州電力であります。先ほど申し上げたように、関西電力はもう既に切り出しを行っております。九電は切り出しを行っていない状況の中で三%ぎりぎり。これも、いわゆる周波数変換装置を通じた電力融通を行っている上なんです。

しかし、需給の逼迫ということについて、今まさにオープンにしようとする中でいうと、切り出

された電発電源というものがどこに行くかということ、消えてしまうわけではあります。いわゆる卸市場に出ていくわけですから、何らかの形で、別の電気事業者を通じていくわけの供給され、需要家の中にそれが届いていくわけですね。つまり、マクロではこの電発電源というものはしっかりと需給対象として使われるわけです。影響を与えるものではないですね。あくまでも、この予備率というの、地域独占の電力会社の立場から見たときに言える数字であつて、総体で見れば何ら影響を与えるものではありません。

このような状況の中で、果たして切り出しが需給状況に影響を与えるのかということになります。ここに関しましては、資料の⑥に若干の計算をしてみました。ここは、資料⑥でござらんをいただければと思いますが、切り出し可能と言っている設備容量がどの程度の割合を示すものかということとあります。

この⑥の資料をごらんいただきますと、東北電力十萬、北陸五萬、中国二萬、四国は數萬と言っていましたので二萬と仮置きをいたしました。九州電力一・五萬。これらは、ごらんいただいてもわかるように、設備容量の〇・〇七%から〇・六二%の範囲であるということ、少なくともこの予備率を見ている限りにおいても、ぎりぎりなのは九州が三%ということでありますが、東北電力などは七・五%、これは数値をお配りしておりますが、決して需給逼迫という状況と必ずしも言いがたいということも言えるのではないかと思います。

繰り返し申し上げますが、総体としては、電力の需要家に届いていくわけですから、切り出しを行つて、我が国における電力供給が滞るということではないということとあります。

さらに、厳しい収支状況、この理由についての妥当性も確認をしていきたいと思ひますが、これは、まず経産省、事務方にお尋ねします。

切り出しを行っていない五社、東北、北陸、中国、四国、九州、これら電力会社の二十五年度決

算における当期純損益を端的にお答えいただけますでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

順に申し上げます。東北電力の当期純損益、二十五年、三百六十億の益でございます。それから北陸電力、二十五年、十六億円でございします。それから中国電力、赤字の百八十八億円でございします。それから九州電力、赤字の九十九億円でございします。

○富田委員長 四国。

○高橋政府参考人 失礼しました。

四国電力でございしますが、黒字の二百八十億円でございします。

○馬淵委員 経営状況が厳しいということは私は否定をいたしません、全てが赤字というわけではないというわけでありまして。

このような中で、もちろんコストというものが限界的に利益にきいていくこと、これはもう当然であります。資料の⑥にも、そこにかかわる、収支に与える影響というものをざくつと計算しておりますので、ごらんをいただければというふうに思ひます。

確かに、赤字会社においては一元たりとも利益を圧迫するようなコスト増というのは避けたいんだというのはいくぶんわかります。経営者としては当然そこそこだわるわけでありまして、ただ、繰り返し申し上げますが、全て赤字会社でございしてもないからできないという話じゃない。需給の観点から非常に厳しいんだという話、あるいは収支に関して厳しいんだという話、これはそのまま丸のみ、うのみにできる状況かという私はそうではないなというふうに、個別で見ればうかがえるのではないかと思います。

逆に言いかえれば、経営者の立場でいえば、これはみづからが取り組む自主的な取り組みなんです、それこそ赤字の中であれば、一元たりともこのような切り出し、コスト増要因は避けなければならぬと働くのは当然であります。したがって、そこは何らかの措置が必要ではないかという

ことが当然問われるのではないか、このように考えます。

そこで、制度措置の検討という事について確認をしていきたいわけですが、これも少し試算もしてみました。

大手電力会社が電発電源の切り出しができない理由の、先ほど申し上げた需給状況や収支状況という事でありますが、では、実際に切り出した電源が市場に対してどのような影響を及ぼすかということなんです。

資料の⑦をごらんください。これもこちらで試算をいたしました。現状の卸電力市場のスポット取引の電力量、実績、平成二十五年度は百三億キロワットアワーであります。これに対して、先ほど出てきた切り出し可能な数値、四国電力は二万キロワットと仮置きいたしました、設備の利用率八〇%、これで十四・四億キロワットアワーです。すなわち、取引電力量で一四%の増加となります。つまり、市場に安い電源が供給されてくるわけですね。

これによつて、では、市場調達価格はどうかといふと、これは資料⑧をごらんください。これによつて得られる電力量が十四・四億キロワットアワーであります。また、現在のスポット価格十六・五円に対して、仮に、コスト等検証委員会の数値九・五円、あるいは、電源開発の電源としてこれが切り出されたとした場合は七・六円です。いずれの場合を計算しても、ここにありますように、十五・六円から十五・三元。すなわち、一円程度の引き下げが可能となります。

このように、大手電力会社はできない理由を掲げておられますが、その一つ一つを見れば、妥当性に関しては、いささか疑義が生じる点もある。その上で、電力市場の活性化には欠かすことができないこの切り出しについて、影響は明らかにあるんだ、大きな影響を及ぼすと言っても過言ではないと思います。しかし、経営者は、みずからがみずからの利益を圧迫するようなことは、なかなか自主的な取り組みではできません。ならば、

これはやはり制度的措置が必要ではないかということになります。ましてや、これからオープンな市場になっていくとすれば、競争相手の競争力を高めることというのはなかなか避けたいと思うのは、これは当然ではないかということになるかと思ひます。

そこで、もう一つの理由はないのかということですが、資料の⑨をごらんください。これは、平成二十四年、二〇二二年四月三日に、電力システム改革専門委員会が提出された資料ですが、ヒアリングの結果によるものです。

いわゆる電発電源の切り出しがなぜできないかということについて、先ほどの二点もありましたが、もう一つ加えてあるんですね。これが、株主との関係の、説明で困難、あるいは代表訴訟のリスク、こういうふうにおっしゃってられます。このように、東電、東北電力、中電といった方々が、いわゆる株主代表訴訟にたえられないんじゃないかと。

こういった状況の中で、この資料では、ならば、この自主的な取り組みというのはなかなか困難ではないかということも指摘をしております。この⑨の資料の二つ目にもありますように、「電源切り出しと適正な電力取引についての指針」としては、「自主的な取引を促すという手法自体の限界を示しているのではないかと、そしてさらに、その下にあります「オプション」についての基本的な考え方」であります。「一定の電源切り出しを法令による強制的な枠組みとして定めることも必要ではないか」、このように指摘をしております。

大手電力会社が、自主的な取り組みを行うと言いつつ、一つも前に進まない、ある意味、既得権のように電発電源を持つている。この切り出しに対しては一向に応じようとしないうちで、やはりこれは、政府が代表訴訟リスクを軽減させていくという事は、一つは、制度的措置の早期の検討が必要ではないかということになるのではないかと考えられます。

そこで、大臣にお尋ねをしていきたいわけですが、昨年の第一弾改正の中では、附則の十一一条一項二号で、二〇一八年から二〇二〇年までの間に、いわゆる小売電気料金規制の撤廃、全面自由化だということを決めた。そして、それに向けて環境整備が必要だということで、料金規制の撤廃を一八年から二〇二〇年までの間に行う。その前段階として、競争環境整備を行う。さらに、その環境整備を行うための措置が必要であり、その検討が前段階。逆算すると、このようになってきます。

あと四年から六年の間に、今申し上げた逆算の過程でいうと、この制度的措置の検討というのはもはや待たなし、早急に検討を始めるなければならないのではないかと、このように考えるわけであります。

資料の⑩の下の段のところですが、これが、昨年の十月二十一日の提出資料、再掲とありますが、「制度的措置の検討に要する期間の確保」については、「外部環境等を考慮しつつも、必ずしもその回復を待たずともモニタリングおよび評価は早期・適時に行っていくべきではないか」、こう示されております。

以上のことを踏まえまして、大臣は、来年の通常国会に第三弾の法案を提出されるということになるかと思いますが、それに向けて、それまでに少なくとも制度的措置のメニューを示すお考えはおありでしょうか。御答弁をお願いします。

○茂木国務大臣 ずっとお話をされたので、この制度的措置のどの部分について法案で措置するか、具体的に聞いていただきたいと思います。お話しした上で、やりますかと言われまして、どの点なのかわかりませんので、恐縮ですが、もしよろしければ具体的にお願いいたします。

○馬淵委員 自主的な取り組みということには限界があるということが報告書でも上がってきています。それに対して、ここで、昨年の十月に、「モニタリングおよび評価は早期・適時に行っていくべきではないか」としてあります。これは、自主的な取り組みが果たして進むのかということのモニタリング並びに評価なんですね。

これを、早期、適時というのはいつなのかという話なんです。来年の通常国会で第三弾の法改正が出てくる前に、少なくともこの秋には取り組みを始めなければならないのではないかと、私はお尋ねしております。そのことに対してお答えいただけますでしょうか。

○茂木国務大臣 卸電気事業者の電源の切り出しの問題、大きな話で申し上げますと、卸電力市場をいかに活性化するかということにもかかわってくるわけでありまして、これについてはモニタリングも行っております。そしてやはり、卸電力市場というものが大きくならないと本場の意味での実質的な自由化というのは進まない、こんなふうに今考えているところであります。

いつと期限を区切るわけではありませんけれども、電力システム改革は、二〇一八年から二〇二〇年度で、全体のスケジュール的には制度的な措置をするということの基本にいたしております。もちろん、料金規制等、競争環境が整うかどうかを見きわめた上で、全面的な撤廃を行う問題につきまして、若干時期がずれるという問題も出てくるかもしれないが、基本的にはそこまでさまざまな対応をとっていかねばいけないと思っております。電力の卸売市場のモニタリングにつきましても、そういったことを視野に行っていく。

そして、最終的に、需要家の選択肢がどうしても限定的になるということが明らかにした場合には、例えば海外で行われているような強制的な電源供出、こういった事例も参考にしながら、制度的措置を伴います卸売市場の活性化策を検討したいと考えております。

○馬淵委員 ごめんなさい、再度確認ですけれども、すなわち、早期、適時にモニタリング評価を行っていくということについては、大臣としては、それは制度措置というものを早期、適時に検

討を行う、そのようにお考えだということでしょう。

○茂木国務大臣 電力システム改革といいます改革を進める、これと、例えば卸市場が拡大をして、鶏が先か卵が先か、こういう部分は当然出てくると思いますが、いずれにしても、この市場がきちんと大きくなっていく、こういった状況を見きわめつつ、もし、このままでは大きくならない、システム改革を進めるスピードよりもどうしてもおくらせてしまうということになりましたら、強制的な措置も含めて検討する必要があると思っております。

○馬淵委員 もう前向きな御答弁をいただいていると受けとめますが、ただ、お言葉を返すわけではありませんが、自主的な取り組みは十年來進んでいないんですね。

それは、東電のあの遮水壁や凍土壁のお話も一緒ですが、経営者側が事業継続をやっていることとすると、やはりジレンマに陥るんですよ。市場のオープン化、市場の活性化には必要かもしれないが、みずからの身を削ることはどうしてもちゅうちゅうしてしまふんです。

だから、私が申し上げているのは、この制度措置は、電力システム改革の全体の制度措置を言っているんじゃないやありません、今回の論点は発電電源の切り出しについてです。進まなかったことに対して、もはやそこに踏み込まねばならないのではないかということを私は問うているわけであります。

それに今前向きな御答弁をいただいた。うなずいておられるということですから、それでよろしいということと受けとめますが、極めて重要だと申し上げたいと思います。鶏、卵ではなく、もはや、もう前に進まないことが明らかなのを、しっかりと確認をして進めていく。繰り返して申し上げますが、大手電力会社の既得権になっているんです。これに切り込むということが電力システム改革のまさにかなめじゃないですか。大臣が最も大きな使命を背負っておられると私は思います。

よ。だから、ぜひそこは制度措置まで含めて取り組むんだという決意をしつかりと持っていたいただきたいということを、改めて。

○茂木国務大臣 先ほど、電力会社がなかなかこの切り出しが行えない理由、収支の状況を挙げている会社もありまされども、基本的には、電力需給の逼迫の問題を挙げている会社が大半であります。これはやはり、地域ごとの独占のもとでやってきたということが大きな問題なんだと私は思います。

ですから、十年間でできてこなかった一つの理由として、やはり地域独占で電力の供給を行ってきたというところに問題があるわけでありまして、電力システム改革の中ではその部分は変えるわけでありま。そのための取り組みも行っておりますから、その理由はもはや何年か後には電力会社としては使えなくなる、このように思っております。

○馬淵委員 ありがとうございます。

きょうも私はいろいろなところから話を聞いておりまして、これは電力会社さんが大変注目して聞いておられます、どうなるのかと。そういう意味では、前向きな御答弁をいただいたと受けとめます。

その上で、もう一点課題があると思っております。それは、先ほど資料⑤、また戻っていたけど、いわゆる需給状況、収支状況もありました、もう一つ、原発の再稼働ですね。発電電源の切り出し時期について、「原子力再稼働による需給改善後」というのが出ております。すなわち、原発再稼働と関連づけているということでありま。

しかし、この再稼働に関しては、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査あるいは地元調整など、非常に不透明な部分が出てまいります。したがって、卸電力市場を活性化するときには原発再稼働と絡めてしまうというのは、私はこれは違う、このように思っております。

そこで、大臣に確認ですが、先ほど来、まさに

電力会社にそういうことを言わせなくなるのがこの仕組みなんだというお話でありましたが、この再稼働を待たずして電力の、発電電源の切り出しということを進めていく上において、自主的取り組みの評価を行い、早期、適時適切に制度措置を検討すると。先ほど、それはすなわち前向きにやるんだというお答えをいただいておりますが、再稼働とは切り離して行うべきだということでお考えなさっておりますでしょうか。いかがでしょうか。

○茂木国務大臣 再稼働そのものと直接関係する問題ではないと思っておりますが、電気事業者においては、電力の安定供給、そして、今後の、さまざまな発電部門、送配電部門に新規の投資を行っていく、そのための収益の確保等々には必要になつてくるわけでありまして、そのために、電力会社としてしつかりした、できるだけ低コストの電源を確保する、これは事業者としては当然考えることだと私は思っております。

○馬淵委員 直接関係ないんだということを御答弁いただきました。もちろん、事業者として安定供給のことは考えなければならぬが、そのことが理由ではないんだということを御答弁いただいた、私はこのように受けとめました。

ここは重要なポイントです。繰り返して申し上げますが、大手電力会社がさまざまなやらない理由を並べます。そこに対してはしつかりと、明確に、卸市場の活性化が電力システム改革にとつて極めて重要だという位置づけから進めていただきたいということをお願いしたいと思っております。

いわゆる発電電源の切り出しに関しては、前向きに進めていただけるということを確認できたと思っております。

その上で、先ほど申し上げた、昨年私が質問させていただきまして、いわゆる公営電気事業の一般競争入札への移行、これは昨年六月五日に質疑をさせていただいて、交付規則の見直し、これに茂木大臣から検討の答弁をいただいていた、七月三日付での制度改正をいただきました。早急な御対

応を心から感謝申し上げます。

一方、その後、では、この一般競争入札が進んだのかということでもあります。事務方に簡単に御答弁をいただけますでしょうか。

これは東京都以外に、一般競争入札は進んでいませんでしょうか、実績はありますでしょうか、端的にお願いします。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

昨年三月、東京都が実施して以降、その後、その他は行われていないというふうに承知しております。

○馬淵委員 これは行われていないんですね。制度改正していただきました、私は、これは大変前に進んだと思っております。既得権を一つ打ち崩しているわけですね。しかし、実績はないんです。ない理由というのが、やはり一つは、複数年契約があります。長期の契約を結んでおられる。この複数年契約に関しては、二〇二〇年以降まで契約が残っているところが多数ございます。それを競争入札に切りかえるんだとしたときに出てくるのが違約金の問題です。

長期の契約を解除するならば違約金を払えというところで、これは現在、競争入札に切りかえるという中で新電力、エフパワーと契約をしたところ、東京電力の売電契約の見直しに対して、東電側から東京都へ五十二億の違約金が請求されるということになりました。

これを見て、当然、公営電力事業会社というのは二の足を踏みますよ。このようなお金が、なぜ五十二億なんというものが請求されるのか。これは、いろいろな評価ということが本来ならばなされなければなりません、一方的に東電側がこの請求をされたということではありません。

当時の都知事は、ぼつたりパーみたいな請求だ、このように、東電の途中解約の違約金の支払いに対して大変憤っておられるというのの記事に出ております。

やはりここは、一般競争入札を進めていくため

には、解約ということを前提に考えなければなら
ないと思います。

そこで、私は、その予見可能性を持たせるため
には、政府側が解約時のガイドラインたるものを
やはり提示しなければならぬのではないかとと思
います。いわゆる違約金のルールですね。少なく
とも、これは検討して提示をしていくことが必要
であり、そうでなければ、これは規則を変えても
結局進まないですよという話になっちゃうんです
よ。

ですから、ここはまず大臣に御答弁をいただき
たいですが、ガイドラインの提示というものを検
討していただきたいということが一点。

そして、もう一つあります。

それは、やはりもう一つの大きな進まない理由
としては、自治体が行っている公営電気事業とい
うのは、これは水力ですから、その位置が集中し
てしまっています。水がたまらなかつたりする
と、電力供給が非常に不安定になる。

こういうことが考えられる中で、一つのアイデ
アとして、公営電気事業のリスクヘッジを容易に
するために、例えば、公営電気事業者同士で合弁
化する、あるいは、その後供給されるであろう売
電収入で得られる収入をあらかじめ証券化するな
どの金融商品、金融手続、こういったものを取り
入れてスキームを考えていくということが必要で
はないかと私は思っています。

これは御提案なんです、この二点について、
大臣、もう最後、時間はありませんが、御答弁い
ただけますでしょうか。

○茂木国務大臣 答弁の前に、先ほどの問題で、
原発の再稼働そのものとは直接に関係しません。
ただ、原発の再稼働と全く関係しないかという部
分については、後半の私の答弁でお話をさせてい
ただいたと思います。

その上で、東京電力と東京都の契約解除、御案
内のとおり、両当事者によりまして合理的な違約
金を算定することが合意されまして、現在、裁判
所におきまして調停を肅々と進めているところで

あります。

確かに、これはモデルケースになるものだと
思っております、今回の調停の結果も踏まえ
て、ガイドラインの策定も含め、必要な対応を検
討したいと思っております。

将来の話でありますけれども、やはり私は、公
営電気事業者はもつと積極的にいろいろなことを
やってほしいと基本的には思っております。合弁
という形がいいかどうかは別にして、セキュリタ
イゼーション、将来の形としては私はあり得ると
思っております。

○馬淵委員 ありがとうございます。

質疑を終わらせていただきます。

○富田委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 民主党の奥野総一郎でございます。
きょうは、質問の機会をいただきまして、あ
りがとうございます。

私は、きょうは、エネルギーの、電気の需要サ
イドの話、省エネの話を中心に質問をさせていた
だきたいと思っております。法案よりは少し広目の話に
なりますけれども、よろしくお願いをいたしま
す。

先ごろ閣議決定されましたエネルギー基本計
画、このエネルギー基本計画とは何か。エネル
ギー基本法を見ますと、エネルギーの需給に関
する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図
るためのエネルギーの需給に関する基本的な計
画、こういうふうな定義されているわけでありま
す。

ある種、当たり前なんです、供給だけじゃな
くて需要も含めて計画をしろということでありま
すが、今回のエネルギー基本計画の中で、エネル
ギーの需要についてどのような施策が書かれてい
るのでありますでしょうか。例えば、第三章のところ
にも、やはり、この法律のとおり、「需給に関す
る長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策と
うたわれています。この需要面について、少し御
説明願いたいと思います。

○赤羽副大臣 奥野委員も御承知のように、三・

一一東日本大震災による東京電力の福島第一原発
の事故発生以来、我が国は、新たなエネルギー制
約に直面しているわけでありまして。そうした前
提の中で、供給サイドだけではなくて、需要サイ
ドをどう省エネ化していくかというのは大変重要
な視点であるというふうな認識でいるということ
をまず申し上げておきたいと思っております。

そして、今回のエネルギー基本計画の中で、今
御指摘いただきましたように、第三章の第二節、
「徹底した省エネルギー社会の実現と、スマート
で柔軟な消費活動の実現」という項目を立てさせ
ていただきました。省エネルギーの取り組みを記
載させていただいているところでございます。

具体的に、簡単に申し上げますと、省エネに資す
ると、一つ目に、業務・家庭部門、いわゆる民生部
門において省エネにつきましましては、特に住宅、
建築物の省エネルギー化を進めるべく、二〇二〇
年までに新築住宅・建築物については省エネル
ギー基準の適合を義務化するということも表記さ
せていただいております。また、加えて、昨年

は、皆様の御理解をいただきまして、省エネ法
の改正を行わせていただきました。断熱材等を
トップランナー制度の対象にしているといったこ
とも表記させていただいているところでございま
す。

次に、運輸部門につきましては、省エネに資す
るモーターシフトを進めていくということを全体
的に表記させていただいております。特に、次
世代自動車等を二〇三〇年までに新車販売の五割か
ら七割の普及を目指しているということも考えて
おります。加えて、省エネに資する高度道路交通
システムの推進といったものも書かせていただい
ているところでございます。

そして、産業部門につきましましては、BEMSの
導入ですとか、あと、製造業のプロセスの省エネ
に資する設備投資に対する支援など、多様な施策
を用意することで、企業自身が最善の省エネル
ギー対策を進めていく環境を整備しているところ
でございます。

そして、加えて、「エネルギー供給の効率化を
促進するダイヤモンド・スキームの活用」というこ
とも書かせていただいております。まず、二〇
二〇年代早期に、全世帯、全事業所にスマート
メーターの導入を図っていく。加えて、需要家サ
イドの消費パターンを変化させた、先ほど、國重
委員とか、午前中の御質問もあつたかと思いま
すが、ダイヤモンド・スキーム、電気料金を変化させ
るだけではなくて、節電に対しての角度からの新
たな取り組み、仕組みをつくっていくといったも
の、取り組みの中で大変重要な位置づけとして
考えているところでございます。

以上でございます。

○奥野(総)委員 野心的な施策も含めて、個別の
施策はいろいろ書かれているのでありますが、で
は、何のため、どこを目標にして、全体として、
省エネ、幾らエネルギーの需要を抑制するか、こ
ういう具体的な数字は書かれているのでありま
しょうか。

○赤羽副大臣 今、一部申し上げました、例えば
ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハ
イブリッド自動車等々、いわゆる次世代自動車に
つきましては、二〇三〇年までに新車販売に占め
る割合を五割から七割にするですとか、そういう
個別なものは表記させていただいているというこ
とになっております。

○奥野(総)委員 個別を幾ら言っても、やはり、
日本全体として幾らエネルギーの需要があるのか
と見通しを立てた上で供給サイドも考えていかな
きゃいけないと思うんですね。ですから、全体が
あつて、では、個別、それぞれだけ需要を減
らしていくのかというのがないとやはり方向性が
見えないと思います。需給の計画といいますが、
実は、そういう意味の需要についての大きな長期
的な見通しは一切書かれていないんですね。

同じように、供給サイドも、エネルギーミックス
については今回具体的には出ておりませんが、
各エネルギー源の位置づけを踏まえて、原発の再
稼働やあるいは固定価格買い取り制度の導入状

況、あるいは地球温暖化に関する議論の状況を見きわめて、速やかにエネルギーミックスについては示す、こう書かれているだけであります。

しかし、当然、エネルギーの需要が幾らかというところもあわせて示されないと計画を立てられないと思うんですが、エネルギーの需要についての中期の見通しがこのときにあわせて示されるのか、あるいは、その際にあわせて省エネの具体的な数値目標的なものも示されるのか、そういう検討をする用意があるのかということを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○茂木国務大臣 エネルギーのベストミックスを示す際には、今までの需要に合わせて供給を積み上げるという発想から、需要そのものもピーク時を中心にスマートにコントロールしていく、こういう発想に転換をするわけでありまして、省エネをどこまで進めるか、それによって電力需要がどこまで減るか、こういった省エネの目標も当然一緒に明示することになります。

○奥野(総)委員 今、前向きな御答弁、省エネの目標も示されていくことを承りました。その際、我が政権のときに、いわゆるエネ環会議、革新的エネルギー・環境会議というものがあられまして、そこでは具体的に、二〇三〇年までの数値目標ということで、省エネについては、一千百億キロワットアワーということで、省エネ目標、削減の目標が示されていたわけでありまして、この検討というのは引き継がれるのであります。エネ環会議で具体的に示されたもの、個別の積み上げの中には、今回のエネルギー基本計画の中に住宅の省エネとか踏襲されているものもあるのですが、このエネ環会議の目標というのは、参考にされる、あるいはそれが引き継がれるのでありますでしょうか。

○茂木国務大臣 前政権においてもさまざまな検討を行った中で、大切な問題、我々として重要であると思っている問題については、民主党がやっていたから全部否定します、こういうつもりはございません。きちんと引き継ぎたいと思いますけれども、

も、エネ環戦略ですか、そのものを引き継いで次のベストミックスということを決めることは想定いたしております。

○奥野(総)委員 あの時もかなり精緻な議論をして積み上げられているわけでありまして、そこはしっかりと使ったいただきたいというふうに思います。今御答弁で、具体的な省エネの目標も当然示されるということをおっしゃられました。例えばフランスなんかは、最終エネルギー消費量について、二〇三〇年までに毎年二・五%削減する、あるいはドイツはもつと野心的でありまして、二〇五〇年までに一次エネルギー供給を五〇%削減する、これは消費と裏返しの話ですから、半分には減らす、こういう非常に野心的な計画を立てられているわけでありまして、

今おっしゃられたような省エネ目標、こういった形で国としての中期の目標を示されるということ、もう一度、確認ですが、よろしいでしょうか。

○茂木国務大臣 先週、ローマで開かれましたG7のエネルギー大臣会合、これに出席をしましてまいりましたけれども、ここにおきましても、省エネをどう進めるかということは大々的なテーマとして取り上げられたわけでありまして。ちなみに、共同声明の中にもそのことは盛り込まれており、まず、同時に、G7全体として、原発についても、ベースロード電源、こういう明確な位置づけが声明の中でもなされているところでありまして、ドイツなんかと個別に議論をしますと、こういった、二〇五〇年に五〇%、こういう目標を持つ、もう少し短期のところ、再生可能エネルギーについては相当コストが上がってきている、こういう課題もあるようでありまして、それぞれの国が抱えている課題というものは大きな、そんなふうにも思っております。

恐らく、エネルギーのベストミックス、日本でお示しをするときに、二〇五〇年というかなり遠い将来というよりも、もう少し近い将来、ベストミックスをどうするかということを書き込み、そして、ベストミックスを、目標を設定して、その達成は十年以内ということを進めていくという目標で書き込みをしていきたいということを考えております。

○奥野(総)委員 原発再稼働ありきということで思えて、なかなか再稼働もスムーズにいくとは思えませんので、やはり需要の抑制が大事という中で、ドイツはかなり進んだ施策をやっているという例でありますけれども、我が国は逆に、特に民生部門については省エネ施策、まだまだ余地があると思うんですね。ですから、しっかりと目標を定めていただいて、使うからしょうがないんだ、だから原発もしょうがないんだというのではなく、できる限り努力をした上でのベストミックスを考えていただきたいと改めて申し述べさせていただきます。

それで、今大臣の方からもございましたが、需要のコントロールをしていくということが今回の電気事業法の改正の中でも狙いの一つとしてあると思うんですね。エネルギー基本計画の中でも、「電力システム改革等の構造改革によって、供給量だけでなく需要量を管理することを含め」という記述もあります。また、「電力システム改革による小売事業の自由化によって、より効果のある多様な電気料金設定が行われることで、ピーク時間帯の電力需要を有意に抑制することが可能となる」、こういう記述もあると思っております。では、今回の改革、小売の全面自由化、経過措置を置きながらの自由化ということがエネルギーの需要管理にどうつながっていくのかということをお伺いしたいと思います。

○赤羽副大臣 委員もよく御承知だと思いますが、現在、経済産業省は、全国で北九州や豊田市、国内四地域でデマンドレスポンスの実証実験を実施させていただいております。北九州市では、家庭に供給する電気料金を変動させる実証実験を実施しております。通常のキロワットアワーの料金を十五円という割安な料金に設定する

かわりに夏場のピーク時には百五十円まで引き上げるといった料金体系を導入した結果、夏季のピーク時の電力消費量が二割も削減するという具体的な効果があらわれている。

こういったことも踏まえて、今回出させていたでいております法案につきましては、まず小売電気事業者への参入の全面自由化を行うということとしておりまして、このことによりましてさまざまな料金メニューの設定が可能になる、こう考えております。これは、需要抑制やピークカットにつながる料金メニューが提供されることになることを期待しております。

また、一般電気事業者につきましても、経過措置としては料金規制は残すものの、需要家にとってメリットのある料金メニューを国の認可を得ることなく自由につくれるというふうにしておりまして、既存の一般電気事業者におきましても、同様に自由な料金メニューの提供が拡大するものと考えております。そうも期待しております。

こうして、料金メニューを需要家が自由に選ぶことが可能となり、その結果、柔軟な電力供給体制が実現されるように、そう進めていくように頑張っていきたい、こう考えております。

○奥野(総)委員 競争が進んで、いろいろな事業者が参入をしてきて、いろいろなタリフ、約款、料金メニューが出てくるという中で、当然、ニーズに合ったもの、夜間の電力使用、夜間は安く、昼間は高いというメニューを選ぶ人もいればというところで、そういうことがなされるという御趣旨と伺いました。

例えば、ドイツなんかは実際そうなっていて、料金メニューが多過ぎてわけがわからなくなつて、逆に一事業者当たりの約款の数を制限する、こういう事態もドイツなどは起きているようでありまして、では、果たして我が国でそのとおり競争がどんどん進んでいくのか、ここが一つ、私的には疑問であります。

は、需要家については自由化が進んでいるわけなんです。新規参入の特定規模電気事業者ですかの参入も認めてきて、広げてきているわけですから、では、具体的に、これまで特定規模電気事業者はどれほど新規参入があったのか。この六〇%の電力のうち、どのぐらいがこの新規参入事業者によって賄われているのかということを知りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○赤羽副大臣 今お話がありましたように、我が国で、二〇〇〇年以後、段階的に自由化を拡大してきて、全需要の約六割まで自由化範囲を拡大しているわけでありまして、その部分について、新規参入のシェアは約三・五%にとどまっている。今委員御指摘のように、活発な競争が行われているとはとても言えないような状況だというのは、御指摘のとおりでございます。

○奥野(総)委員 これは、理由は何かですか。

○赤羽副大臣 まず、電源の大半を保有する一般電気事業者による、例えば区域を越えた競争がほとんど起こっていない、また卸電力取引市場の活用への取り組みが不十分である、その参加もしにくいような、環境の整備ができていないということが一つ、もう一つ、発電分野にもそもそも参入規制や料金規制があるということ、三つ目には、送配電網へのアクセスの中立性の確保に課題がある。そして、家庭等の小口部門は小売が自由化されていないことから、一般電気事業者は、ある意味では、自由化分野で積極的な競争を行わなくても一定の独占市場が確保されている。そういった状況がある中で、なかなか自由化が進んでこなかった、事業参入による競争が起こってこなかったというふうに考えております。

○奥野(総)委員 今回、そうした問題点を把握された上で、それに対する対処をいろいろされているということだと思ふんです。

私は元郵政省にいたので、通信関係はよくわかってはいますが、通信でやはり問題になったのは、NTTが持っているネットワークにどう接続させるか、イコールフットディングをどうしていく

か。接続料金をできるだけ低くして参入障壁を低くして、家庭まで延びているNTTのネットワークにどうアクセスさせるかというのが一つポイントになったわけでありまして。

電力もそこは多分似ている面がありまして、送配電網にどうやってアクセスをイコールフットディングでしていくか、一般事業者と同等にどうやってアクセスをさせていくかということが鍵だと思ふますし、そこで、託送料金なんかも、新規参入事業者が払う託送料金と、その内部、社内、これは分社化すれば明らかになるんですが、分社化しない状況において、内部取引で払われている託送料と、これは完全にイコールフットディングじゃないかなやいけなと思うんですが、そのあたりは、きちんと今回は配慮されているんでしょうか。

○赤羽副大臣 先ほど申し上げました、なかなか新規参入が進んでこなかった要因に対して、なかなか、まず一つは、発電の参入規制や料金規制の撤廃をする、また、法的分離の方式によりまして送配電部門の一層の中立化を進める、そして、小売の全面自由化も含む電力システム改革を行うこととしたわけでございます。

特に、今回の改革の第二段階であります小売全面自由化の実現に向けて、よく大臣が答弁でおっしゃられておりますが、一般のビジネスでいうと、商品の品ぞろえがふえる、消費者にその情報が提供される、そして消費者が契約を変更するのが容易になることが重要だ。

こういったことというのは、実は、今御指摘にあつたように、通信の自由化がうまくいったというのと、同じような話なんだろうというふうな聞こえをさせていたんですが、電力システムの改革でいえば、ちょっと繰り返しになりますが、一つ目には、発電余力の売買による卸電力市場の活性化とその実施状況のモニタリングをしつかりしていく、二つ目は、スマートメーターの導入等によりまして需要家が選択しやすくなるための基盤整備をしつかりと進めていく、三つ目は、電力会社

を切りかえる具体的な仕組みづくりなどの取り組みを行っていききたい、こう考えておるところでございます。

○奥野(総)委員 イコールフットディングが大事だというのは重々おわかりのことだと思いますが、そこはぜひしつかりやっていただいて、ふたをあけてみればほとんど新規参入がない、まあ、何社かはあるんでしょうけれども、絵に描いた餅だ、タリフも約款も、メニューが少ないということであれば今言ったような効果は生まれないわけでありまして、そこはくれぐれも留意していただきたいと思ふます。

今、スマートメーターの話が出ましたが、スマートメーター、これは二〇二〇年代早期にということで、二〇二四年ぐらいまでですか、前倒しでやっていくということになっていくようであります。これは恐らく、事実上行政指導でやっているというところで、設置義務があるわけでもないし、電力事業者が任意にやっていくということでありまして、これはきちんと本筋に計画と目標は達成されるんでありましょか。そのインセンティブは働くんではいしょうか。

○上田政府参考人 電力会社のスマートメーターの導入計画でございます。

これは、実は、電力会社のみならず、家電メーカーあるいは通信事業者、それから学識経験者といった方々がお集まりいただいたスマートメーター制度検討会というのを私どもは設けております。その中で、本年三月までに電力会社が公表を行っております。その中で、先ほど御指摘のございました、日本全体でいえば、二〇二四年度までに全世帯、全事業所に導入を完了する計画となつていくわけございまして、そういう公的な場面における電力会社の表明ということでございまして。

○茂木国務大臣 政府としてもこの点はしつかりとウオッチをしていかなければいけない、フォローしていかなければいけないと思っておりますけれども、例えば電気事業でも、進んだこととい

うのは、最終的に、携帯電話があらわれて、そしてスマートフォンがあらわれる、需要家にとって使い勝手のいいものが出てくると、基本的にそういったものは進んでいくんだと私は思っております。

ネットワークの中立性を確保する。電気事業におきまして、通信と同じように、さまざまな行為規制等を今後定めて、しつかり送配電網の中立性が確保されるようにしていきたいと思っております。

若干通信と違うのは、通信の場合は、発電的な部門が特に重要になるわけではなくて、むしろラストワンマイルをどうするかということによって本筋に競争が制限される、こういう問題があったわけでありまして、電気においては、十分な発電量をどうやって確保していくかということが本来的な自由競争にもつながっていく。こういった観点も含めて、三段階の改革をしつかりとやり遂げていきたい。

そのためには発電部門と送配電部門の分離ということを行うわけでありまして、これは、通信の場合はそういったことを行わなかったわけでありまして。まずはデータを分離し、そして最終的には今のドコモが独立するような形になってまいります。また、電力においては発電部門と送配電部門が最終的に分離をされない限りきちんとした中立性は保てない、こんなふうに思っております。

○奥野(総)委員 通信も、NTT東西、いわゆる足回り、ラストワンマイルのところをきちんと分社化して、見える形にしたということですね。同じことが言える。送配電網は競争部門ではありませんが、きちんと規制をして、公正中立になるように政府が常に目を光らせておかないと競争は進まないということだと思ふますので、そこをぜひしつかり、先ほど馬淵委員からもありました、まず分離をきつちりやっていたら、その上で、さらにそこをしつかり監督していく、送配電

会社についてはしつかりした監督が必要だと思います。

続きまして、今度は住宅部門の省エネの話を少しさせていただきたいと思っています。

日本の省エネというのは、確かに、省エネ法ができて進んできたわけですね。一九七三年比で見ると、エネルギー消費量は、産業部門は二割削減されて〇・八倍ということで、確かに省エネの効果がでていくわけですが、一方、民生部門については、一九七三年と二〇一二年を比べると二・四倍になっている、家庭が大体二・一倍というところで、二倍にふえている。

これはいろいろな要因があるんでしょう、核家族化がさらに進んで戸建てがふえたとか世帯数がふえたとか、いろいろ要因があるんだと思いますが、けれども、これから課題として、とりわけやはり家庭の省エネということが一つポイントになってくるかと思っています。

そこで、一つ、戸建ての住宅について、日本は軀体の性能がよくないんじゃないか。それは、外国、ヨーロッパとかに行けば、石づくりの重厚な家があって、断熱がきちんとされていて、夏は涼しく、冬は暖かい、こういうことになっていますが、日本の住宅は冬は寒いんですね。

これは、私が聞いた話だと、平均的な夜の寝室は、暖房をしないで、みんな布団をかぶって寝ていますから、平均気温は大体十度、こう言われています。そうすると、ヒートショックとか、急に布団から出てショックを起こして、心筋梗塞、心臓とかをやられて亡くなる、こういう方も随分いらつしやると聞いています。

これは笑えない話なんです、エスキモーの氷の家というのは、あれは氷でできていますが、その居室の室温は十三度から十五度なんです。彼らなりにやはり知恵を絞ってやっている。日本の住宅の方が寒い。これは冗談のような話ですが、そういう話もあります。

また、住宅のストックを見ていくと、四割が無断熱というデータもあるんですね。日本人はやは

り、住宅は夏を旨とすべしでしたか、徒然草か何かもありましたけれども、夏向きにつくる。暑くて湿気の多い夏が過ごしにくいんだという発想で、逆に言えば、冬は物すごく寒いというのが日本の住宅であります。

ですから、こういう状況でありますから、住宅のエネルギー使用量がふえているにもかかわらず、我々としては実感がないんですね。政府に協力して、冷房をしないとか、暖房を切るとかいつている割には、ただ苦しいだけということなんですね。

これは、住宅の性能を上げていけば、エネルギーを使わなくても、より暖かく、より涼しくということも可能になる。ですから、住宅の性能アップということを、ぜひ国を挙げてやっていただきたい。これは日本が非常におくれている部分だと思えます。

そこで伺いたいんですが、住宅の省エネ政策の現状について、今、どういう施策をやられているかということをお願いしたいと思います。

○田中大臣政務官 お答えいたします。

住宅に関する省エネ規制の現状ということですが、今、施主に対する規制と、建て売り住宅の販売者に対する規制、この二つに大きくは別別されているところでございます。

まず、施主に対する規制といたしましては、床面積が三百平方メートル以上の住宅については、断熱性能などの省エネ基準を設定して、そして、建築や大規模増改築等を行う前に、熱の損失の防止のための措置内容等を自治体に届け出させ、その内容が著しく不十分である場合には、自治体から指示ですとか勧告、こうしたものを行うというものであります。

また、建て売り住宅の販売者に対する規制といたしましては、建て売り住宅に対する、いわゆるトップランナー制度というものを導入しております。これは、建て売り住宅について、ある時点で最もすぐれた建て売り住宅の省エネ性能を踏まえた基準を設定する。年間約百五十戸以上の新築建

て売りを販売する事業者に対して、将来の目標年度においてその基準を満たすということを求めるものであります。

○奥野(総)委員 今お話がありました、例えば、三百平米以上の住宅とありますが、どれぐらいの方がそういう三百平米以上の住宅を建てるか、あるいは百五十戸以上のトップランナーですが、住宅メーカーと言いますが、小さい工務店さんなんかは入らないわけですね。そういうことを考えると、では、どれだけがこの規制の対象になっているかというと、非常に疑問なんです。

では、それによってどれだけ住宅の性能アップ、省エネ化が進んだかということでもあります。これは平成十一年基準をやっているんですからね、一九九九年基準。この平成十一年基準を、現在の住宅のうち、どのぐらい満たしているのか。新築、それから今言った改築、ストックも含めて、数字を挙げていただきたいと思います。

○木村政府参考人 新築住宅につきましては、平成十一年基準で見ますと、省エネ基準への適合率は、二〇〇八年以前は二割にも満たないという水準でございましたけれども、現在では約五割まで向上してきているというところでございます。

既存の住宅も含めまして、省エネ基準にどれぐらい適合しているかというのは、済みません、データはございませんけれども、適状況自体は上がってきているというふうに理解をしております。

○奥野(総)委員 先ほど、需要の管理ということで、省エネの話で施策はありますかと伺ったときに挙がっていましたが、二〇一〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化すると、野心的な、これは、実は似たようなことをエネルギーの中でも言ったわけでありまして、一見、野心的ということとやられているようではありますが、この基準というものは、今言った平成十一年基準を中心に考えておられるんでしょうか。

○木村政府参考人 住宅、建築物の省エネルギー

基準につきましては、昨年の一月に見直しを行いました。したがって、二十五年基準というのがあるわけでございます。

従来から規定しておりました住宅、建築物の断熱性能に加えて、特に、住宅につきましては、冷暖房設備とございましてとか換気設備、給湯設備、照明設備といった、そういうエネルギー消費量を総合的に評価する基準になってございまして。

今後、適合義務化に際して適用する住宅、建築物の省エネ基準につきましては、見直し後の省エネ基準を踏まえまして、したがって、平成二十五年基準をまずはベースにいたしまして、今後の基準達成率といったようなことを勘案しながら、国土交通省とも協議をしながら検討してまいりたいと考えてございます。

○奥野(総)委員 平成二十五年基準というのは、今度、住宅を全体としてエネルギーの管理をしていこうということで、一歩進んで、あるべき方向には進んでいるとは思いますが、諸外国に比べて、やはりまだまだ緩い部分があると思うんですね。

例えば、日本という窓枠。窓枠はほとんどアルミサッシなんです。ほとんどの御家庭はアルミサッシを使っておりますが、アルミサッシというのは、断熱性でいうと非常に劣っている。紙の障子と変わらないという話もあります。熱がどんどん逃げていくんですね。当然、窓から熱は出入りをしますから、窓の断熱性を高めていかないとなかなか軀体の効率性は上がっていかないとします。

なぜ日本でアルミサッシ、諸外国は樹脂とか木製がほとんどなんです。ここを変えていかなければならない性能アップにつながると思います。なぜアルミ製がメイン、中心であるのか、そして、その原因を解明した上で、では、これからどうやって窓、住宅の性能を上げていくかということをお願いしたいと思います。

○木村政府参考人 アルミサッシでございますけ

れども、まず、加工が容易である、それから腐食をせすに劣化が少ない、強度、防火性能にすぐれている、あるいは安価といったことでございまして、もともと日本でも木製あるいはスチール製といったようなものもあつたわけでございすけれども、そういうものに取ってかわるような形で、高度成長期に生産ラインを整備をされ、現在においても住宅において広く使われているというふうな認識をしております。

業務・家庭部門の省エネは特に重要でございまして、高性能な建築材料を導入していく、このために省エネ型のサッシの普及が必要であるということは御指摘のとおりでございます。

そのため、昨年五月にまず省エネ法を改正いたしました、建築材料につきましては、トップランナー制度の対象に加えたわけでございす。

サッシにつきましては、トップランナー制度に具体的な基準として加えるべく、現在、検討を行っているところでございまして、可能な限り、意欲的な目標を設定したいと考えてございす。

このトップランナー制度を通じて、高性能なサッシの、市場におきますシェアを高めていきたいというふうに考えてございす。

それから、既築の住宅に対しましては、省エネ型のサッシを含む高性能建材の導入補助を行つてございす。この中には、当然、アルミサッシは含まれないというところでございす。

さらには、先ほど御指摘いただきました住宅の省エネ基準、平成二十五年基準をクリアしていくためにも、これがその追い風となつて導入が進んでいくということも期待をしてございまして、いづれにいたしましても、こういった取り組みを通じて、樹脂サッシ、あるいはアルミ樹脂の複合サッシといった、省エネ型のサッシの普及に努めてまいりたいと考えてございす。

○奥野(総)委員 省エネを進めていこうというお考えはよくわかるんですけども、やはりもつと高い目標を持つていかなければならない。EU 先ほどドイツの例も挙げましたけれども、EU

を見ても、ゼロエネルギービルディング、ゼロエナジーハウスについて、例えば、新築公共施設については二〇一九年に全部、それから、新築建築物については二〇二〇年ということでゼロエネルギーにしていこう、こういう野心的な指令も出ています。それを受けて、ドイツは、二〇五〇年では既存建築物のほとんどをゼロエネルギーにしていこうという野心的な計画、直近では、二〇二〇年には全新築建築物をゼロエネルギーにしていこう、こういう計画を立てています。

我が国ももつと野心的にやつていかなきゃいけないと思うんですね。今、化石燃料に払っているお金が国内のリフォーム産業、住宅産業に回るわけです。電気を使わないことによって、そのために投資する、断熱材とかに、国内産業に金が回るわけですから、ぜひこの施策を進めていただきたいと思ひます。

大臣、最後にいかがでしょうか。

○茂木国務大臣 やはりこれまで、私は、日本においては、住宅への投資は十分ではなかったと思つております。ゼロエミッション、省エネ住宅をつくつていく、極めて重要な課題だと思つて、取り組んでまいりたいと思ひます。

○奥野(総)委員 これで終わります。どうもありがとうございました。

○富田委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 私からは、きょうは確認の質問をさせていたただきたいと思ふんですが、昨年の第一段階の閣法、原案の附則第十一条の六項というのがございまして、お手元の資料でつけてございまして、

これを読み上げますけれども、「政府は、電気事業の監督の機能を一層強化するとともに、電気の安定供給の確保に万全を期するため、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるものとする。」とありますが、過去の答弁の中の的確な部分が見当たりません

でしたので、改めて大臣にお伺いします。独立性というのは何からの独立性を意味するのでしょうか。

○茂木国務大臣 独立性、特定の利害関係者からの影響を受けないということでありまして、最終的にはそれが事業ということになってまいります。例えば、さまざまな人事そして資金面というつながり等が独立性を阻害する要因としては考えられると思つております。

○田嶋委員 この点は、先週の参考人の先生で植田先生という方が資料を配付されて、三つの重要なポイントのうちの二点目に書いてございまして、独立規制機関の設置というところでございまして、そういうのがあつたわけでございす。その植田先生も独立性ということ、これは経済産業省との距離ということで御指摘をされているような、はつきりは書いていませんけれども、そんなようなニュアンスで説明をされていたと思ひます。

つまり、彼の言葉で、一省庁の内部組織では行政裁量の問題を生むんじゃないかというふうなことも書いてありました。そういう意味で、規制機関としては、国民の信頼を得るためには独立をというところを強調されていたわけでございす。が、今の大臣の御答弁ですと、この独立ということとは、経済産業省あるいはエネ庁ということではないという理解をいたします。

そこで確認でございす。植田先生のような、あるいは私もざつと読むと、独立性というのはむしろそういうことではないか、そういうことというのは、一省庁の内部組織ではだめだということをおっしゃつておられるというふうなことは、改めて確認ですが、三条委員会という選択は排除されるのでしょうか。

○茂木国務大臣 経済産業省との関係で独立していかなくてもいいということは、私は申し上げておりません。かといひまして、経済産業省とだけ独立していればこの機関としてきちんとした機能が

果たせるか、こういう観点からの独立性を考えなければいけない。

イメージを具体的に申し上げたいと思ふんですけれども、新しい規制組織、例えば卸電力取引所の活用状況のモニタリングであつたりとか、需要家への料金メニュー等の説明義務が果たされているかなど、改革の第二段階以降の自由化された市場における電力取引の適切な監視を行つていく。それから、送配電事業者の役員の兼職制限であつたり、意思決定の小売、発電部門からの独立など、第三段階における送配電部門の中立性確保のための厳格な行為規制など。こういったものを実施する機関でありまして、そのための独立性が必要なんだと思つております。そういった意味で先ほどの答弁も申し上げた次第であります。

○田嶋委員 三条委員会は排除しているかないか、どちらでしょうか。

○茂木国務大臣 今、私が申し上げたような目的を達成するのに最もふさわしい組織形態というもの、を今後検討してまいりたいと考えております。

○田嶋委員 先ほど御答弁で二重否定が冒頭あつたような気がしますが、もう一度確認ですが、経済産業省からの独立性ということも重要だという御認識だということ理解でいいですか。

○茂木国務大臣 特定の利害関係者からの独立という中には、ある意味、行政をつかさどつております経済産業省も含まれると思つております。

○田嶋委員 そうしますと、私、もう一つ、この閣法の原案の言葉で、先ほど強調させていただきました、「新たな行政組織に移行させるものとする。」というふうなこともとらえるわけでございす。これを読みますと、要は、移行させていない現状では何か課題が残るという問題がある。すなわち、この一行目に、監督の機能を一層強化する方法としては、現状のままで人員強化をするとか、もつと専門性の高い人を入れるとか、そういうアプローチもあるような感じがするわけでございす。が、何ゆえ閣法のこの附則の中で、万全を期するために、そして一層強化するた

めに新たな行政組織への移行というふうな明記をしたのか。逆に言えば、新たな行政組織への移行ではない形にするとしたら何が問題だということをおっしゃりたかつたんでしょいか。大臣。

○上田政府参考人 私どもは、現在、こういった電気事業の規制に関する事務は、資源エネルギー庁、中でも電力・ガス事業部がつかさどっているわけでございます。

しかしながら、今回の法律、この三段階、達成する中で、小売部門の自由化であるとか、送配電部門の中立性であるとか、法的分離の際の人的な兼業をどのようにしていくかということの、その規制そのもののレベルを飛躍的に高めなければいけない、こういうことから、私どもは、今の電力・ガス事業部のみでは十分ではなく、その機能を一層高めていくということが必要であると考えております。

それから、具体的な中身につきましては、先ほど大臣から申し上げました、この第二段階と第三段階のさまざまな規制のあり方ということとを踏まえた上でしっかりと検討をしてまいりたいと考えております。

○田嶋委員 そういう意味では、今のままの状況より、やはり経済産業省からの独立性というものは強い方向へ、形として新しい組織に移行させるという結論だという理解でよろしゅうございますか。

○茂木国務大臣 結構です。

○田嶋委員 以上で質問を終わります。

○富田委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤洋介委員 民主党の近藤洋介であります。限られた時間でございますので、早速質問に入りたいと思います。

私は、きょうは主に労働基本権の部分について、電力システム改革にかかわる労働基本権について議論をさせてもらいたい、こう思います。

委員長のお許しを得て資料を配付させていただいておりますけれども、これは前回の、第一弾の電気事業法の一部を改正する法律案に対する附帯

決議、衆議院、参議院ともに同じ文案で附帯決議を衆参両院経産委員会に決めたことだと思っております。

この附帯決議というのは、前回の国会の審議の中で、与野党で法案の修正協議をさせていた中で、その修正協議の中で附帯決議も含めて、相当議論を重ねて附帯決議を決めていただきた。その練りに練った附帯決議ですから、通常ですと、参議院において若干文言が変更されることもよくあることでありますが、この部分については一言一句変わらずに附帯決議がそのまま付されているという背景があるということをまず冒頭に申し上げたい、こう思います。

まず最初に、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

電力分野の労働争議の規制、いわゆるスト規制でございますが、昭和二十八年に制定された、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律に基づいて、電力労働者の争議行為を事実上禁止しております。これは昭和二十八年制定という随分古い法律であります。当時は炭鉱労働も争議も華やかなりしころの時代でありましたが、今や、炭鉱労働は国内においてはごく少数になっておりますので、実質的には、主要産業という意味におきますと、電力にのみ非常に強い規制がかかっているのが現状であります。

ガス供給や電気通信、運輸などほかの公益事業は、ともに労働関係調整法といった法律によつて公益事業規制があるものの、電気事業に対するスト規制のような事実上のスト規制は存在をしておりません。公務員のように人事院勧告のような救済制度もないわけでありまして。

そこで、厚生労働省にお伺いしたいのですが、なぜ電力産業に従事する労働者の方に対してのみ、憲法上保障された労働基本権を制限するのか。六十年ぶりに電力システム改革が進むといった現時点において、今日的な意義が果たして存在するかどうか。今日の意義があるのであれば、端的にお答えいただけますでしょうか。

○熊谷政府参考人 お答えを申し上げます。

先生今お話ございましたように、現行のいわゆるスト規制法におきましては、争議行為によりまして電気の正常な供給に障害が生じ、それによりまして国民経済や国民の日常生活に支障が生じないようにするというために、関係労使の争議行為のうち、電気の正常な供給に直接に障害を生じせしめる行為を禁止しているものでございます。

この、電気の正常な供給に障害を生じせしめることで国民経済や国民の日常生活に支障が生じないようにするということの必要性は、現在でもなお変わっていないというふうに私どもは考えておるところでございます。

○近藤(洋)委員 電力の安定供給の必要性は今も変わっていない、それはそのとおりであります。が、統括官、私が聞いているのは、ですから、今日の意味はどうかということをお願いしているわけでありまして。

すなわち、この電気事業法のシステム改革というのは、まさに昭和二十年後半に現在の九電力体制ができ上がって、それを六十年ぶりに見直し、参入の自由化も図り、料金の自由化も図り、そして電力においては発電、送電一体体制も見直すという大改革を進める中で、今日の意義が、電力のみに安定供給といった御答弁のみに、意義がどこまで存するかということをお伺いしたかったわけでありまして、安定供給一点張りではなかなか納得性は得られないのではないかと、こう思うわけでありまして。

続いて伺いたいと思いますが、次に、経済産業省事務方にお伺いします。

この附帯決議は、「自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から再検討を行うものとする」という附帯決議となっております。再検討、この第二弾の法律を今国会に提出するに当たり、具体的にどのような再検討を経済産業省において行ったのか、お答えいただけますでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のスト規制法につきましては、厚生労働省専管の法律でございますので、経済産業省として、その法律の内容につきまして具体的な検討を行っているものではございません。

ただ、経済産業省の所掌事務でございますが、電気の安定的かつ効率的な供給の確保という観点から、法案についての内容の確認はしておりますけれども、この法律の視点である労働法制の観点からの検討は行っておりません。

○近藤(洋)委員 労働法制の検討は行っていない。すなわち、労働法制の検討は厚生労働省内において行われるものである、こういう御答弁でよろしいわけですか、部長。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

これは厚生労働省専管の法律でございますので、この法案の改正につきまして、経済産業省として具体的な検討をしているものではございません。

○近藤(洋)委員 では、厚生労働省にお伺いします。この附帯決議を受けて、厚生労働省において具体的にどのような再検討を行ったのか。

例えば、関係者の意見を公の場できちんと聞く。労働法制の見直しでありますから、労政審の場を開き、そこできちんと関係者、政労使の意見を聞くというのが通常のプロセスでありますけれども、そうした場を具体的に設けたのか、公の場を設置したのかどうなのか。具体的な当事者の意見をいつ聞いたのか。お答えをいただけますでしょうか。

○熊谷政府参考人 お答え申し上げますが、今回、先生から今ほどお話がございましたように、関係労使からの意見を聞くための公の場を設けたというところはございませんでしたけれども、私ども、電気事業に対するスト規制のあり方に関する関係者、関係労使の意見は、いろいろな機会を通じて承知をさせていただいておるところでございます。

そういったものを承知した上での検討というものを行いまして、近年、科学技術の進展や国民の

生活様式の変化等に伴いまして、国民経済、国民の日常生活面での電気の安定供給の重要性が増していることから、今後ともその必要性は変わらないという判断に至ったものでございます。

○近藤(洋)委員 ですから、統括官、承知しているというの、それは改革の必要性は承知しております。

具体的に、厚生労働省として公の場は設けていなかった。では、その当事者、労使ともに、経営側、また組合側、いわゆる労使の意見をいつ、本件についてきちんと面談形式において聞く場を設けたのか、お答えいただけますか。いつ設けたんですか。一度も設けなかったんですか。

○熊谷政府参考人 お答え申し上げます。

今般、改めて関係労使の意見を聞く場を公に設けたということは、先ほども申し上げたように、していないわけではございますけれども、いろいろな機会を通じて、関係労使の方の御意向、考え方というのは伺っております。でございます。

例えば、特に労働側ですと、平成二十五年二月にまとめられました電力システム改革専門委員会の報告書におきまして、この問題に対する電力総連としての考え方というの、はきちんと書かれておるの、十分承知した上で検討をさせていただいた、こういうことでございます。

○近藤(洋)委員 紙に書いてあるのを読むのは、それは私も読めますし、誰でも読めるので、当該責任官庁としてきちんと意見を聴取したということ、は、要するに一度もなかった、公式にも非公式にもこれまで一度もなかったということ、よろしいんですか。イエスかノーかでお答えください。

非公式に面談してきちんと意見を聞いたというのはいつかというの、お答えください。

○熊谷政府参考人 お答え申し上げます。

この法案を国会に提出する時点、そのころ、ちよつと今正確な日付は覚えておりませんが、けれども、電力総連の方には、私どもの考え方というの

は説明をし、電力総連の方々の考え方というの、その場では直接お伺いをいたしておるというところでございます。

○近藤(洋)委員 きのう、ちゃんとこれは通告していますので、統括官、ちゃんと答えていただきたいんですけれども。何も意地悪して聞いているわけじゃない、ちゃんと通告しているんです、これは。

私は、きのうのレクでは、二月の中旬に事務官が行って厚生労働省の考え方を通告したというふうに聞いているんですが、その事実関係でよろしいですか。

○熊谷政府参考人 失礼いたしました。

今確認いたしましたところ、本年の二月十四日にそのようなことを行ったということでございます。

○近藤(洋)委員 これは大事なことです。統括官、要するに二月十四日というのは、ですから、今お認めになったように、こういう法案ができましたという報告をしに行っているんですよ、報告。

すなわち、二月十四日というのは閣議決定の前です。閣議決定の前、こういう法律ができましたという報告だけに行っているわけなんです。意見を聞きに行つて法案をつくつたわけじゃないんです。もう既にその時点では法案は事実上でき上がっている。内閣法制局からも全部できちつとクリアをとつてほぼでき上がった時点で、こういうものができましたということを報告に行つただけで、意見を聞きに行つた場ではない。すなわち、一体何をやってきたということなんです。

すね、きちんと面談をしに行かずに、意見も聞かず、公の場も設けずに、それだつたらせめて、何度かきちんと話を聴取していくならばいい。知らず、何もせずに、法律の出る直前になって、ただ担当官が、こういうことになりました、以上という会合では、余りに不作為ではないですか。しかも、統括官、この附帯決議を何と心得ているんですか。「再検討を行うものとする」といつた

附帯決議を、きちんと我々、しかも自民党、公明党、民主党、各党何ども吟味をして、法案修正の議論の中で、こまではきちんと書くということ、を踏まえて、衆議院、参議院とも同じ文言で通しているんです。

かつ、十一月の臨時国会には成っておりますが、この法案は、本来ならば六月の通常国会でセットできていたんです。さまざまな国会の事情の中で残念ながら通常国会の成立はできませんでしたが、事実上、この附帯決議もセットできていたんです。その半年間、厚生労働省は一体何をやっていったんですか。何もやっていなかったんじゃないですか。この不作為の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。

安定供給というお答えでありましたが、経済産業省は、安定供給はもちろんだ大事です、私もこの場でも何度も申し上げましたし、それは大事ですが、しかし、このシステム改革を進める上で、ほかの、電気通信であるとか運輸であるとかさまざまな公益事業、ガス事業も、きちんと、先ほど申し上げたように、既に労働関係調整法によってさまざまな規制がかかっているんです。緊急調整条項もありますし、制限も既にかかっているわけでありまして、緊急決定の五日間の争議行為の禁止等々、かかっているわけでありまして。何で屋上屋をかけるような、電力のみにこういった規制がかかるのか、私は極めて疑問です、参考人の意見からも、時代錯誤も甚だしいといった意見も出ております。

こういう中で、経済産業省は、このスト規制があることが安定供給に欠くべからざるものだ、というふうな判断をされているのか。安定供給の観点から、果たしてこのスト規制がどうしても必要だ、という判断なのか。ぜひとも温存してほしい、ということ、厚生労働省にエネルギー政策上働きかけをしているという事実はあるんですか。いかがでしょうか。

○茂木国務大臣 そういう事実はございません。その上で、この附帯決議、これは電力システム

ム改革の遂行に際しては、ということでありまして、今お願いしておりますのが第二弾の改革であります。

御案内のとおり、第二弾におきましては、一般電気事業者や卸電気事業者の概念そのものではなく、なりませんが、実態としては、送配電が基本的に一体の形で電気事業としてのものが営まれる。そういう中で、厚生労働省として、まさにスト規制法、この労働基本権に関する問題、そして労働関係の調整を所掌している立場から、この段階においては、再検討をした結果、先ほどの答弁のようなことになったということでありまして。

第三段階になりますと、今度は発電部門そして送配電部門の分離、こういったものが行われるわけでありまして、その段階におきましてこのスト規制法をどうするかということ、は、改めて厚生労働省において検討される、そのように理解をいたしております。

○近藤(洋)委員 大臣、御答弁ありがとうございます。

だとすると、大臣、でも今、厚生労働省の対応を聞いておわかりいただけるように、やはりせめて政労使の場ぐらいきちんと設けて、話ぐらいいきちゃんと聞かないと、これはちよつとお話にならない、こういうことだと思ふんです。

そこは統括官、これはもう終わつてしまつて、法律が出ているわけですから、もうやつてしまつたことをとやかく言うつもりは、これをもってしてこの法案全てをだめだと言うつもりはありませんが、ここは非常に問題だと言わざるを得ないと思ひますし、大臣、それは閣内においてきちんと、所掌する厚生労働省の問題とはいふものの、電力システム改革の大きな、やはり働いていての方々がきちんとした環境で働いてもらう、ということ、は大事なことでありまして、大臣にも、経済産業大臣というお立場でありますけれども、ぜひ目くばせをお願いしたいと思います。

厚生労働省、ちよつと御答弁をお願いしたいんですが、今の対応、これまでの過去の対応は、私

時間が迫ったので、最後、ちよつと話をかえて、これは大事な問題なので。一問だけになってしまふんですが、資料の二枚目、核燃料サイクルについて大臣にお伺いしたいと思うんですね。原子力についてはまたぜひ機会をいただければ

大臣 お時間も迫っているので、現時点において、原子力発電所が、少なくとも今の政府においてはベースロード電源として活用するという前提に立つと、使用済み燃料は今後も発生するというものでありますけれども、一つの使用済み燃料で

御指摘の点につきましては、その性格を考えた場合に、来年の法案提出までに処理しなければいけないという課題ではないと考えておりますが、中期的に重要な取り組み、解決をしていかなければならない、方向性を出さなければならぬ課題

現在 F I T は、新電力と一般電気事業者と、全員に負荷を平準化して出すという形になっていますけれども、新しい小売の自由化をした場合には、参加している小売事業者全員でこれを押しなすべて負担する、こういう理解でよろしいですか。

○木村政府参考人 電力システム改革の後でございませうけれども、基本的には、今委員御指摘のとおりでございまして、小売電気事業者に該当する事業者が買い取り義務というのはいくつか負うという理解でございませう。

○今井委員 その上でなんですけれども、レクのときにちよつとお話があつたんですが、例えば、これは発電する業者が買い取り業者にこれを買ってくれと言つたら買わなきゃいけないという制度でありますから、言つてみれば、発電している方がどこに売れるかを、選択権を持つていけるようなものなわけですね。

お聞きすると、再生可能エネルギーを積極的に買いたい、うちが買いますというところも恐らく出てくるだろうということもありませうけれども、自分が希望しないのに、買つてくれと言われたら、それは買わなきゃいけないのが出てくるわけですね。

そうすると、参考人のところでも意見がありましたけれども、このFITというの、言つてみれば、究極の総括原価というか、原価が決まつていけるものでありますので、それを強制的に買つてくれということになると、果たして競争力の維持からしてどうかということになつてくると、一番大事なことはやはり、回避可能費用が本当に正確に反映されているか。つまり、最終的にキックバックが戻ってくるわけでありませうけれども、このキックバックが市場の値段よりも高かつたり安かつたりすること、この再生エネルギーを欲しいなと思うか、これはちよつと勘弁してよという、こういうバイアスが働いてしまふのはもう御案内だと思ひます。今、多分、調達委員会が何かで計算しているんだと思ひますけれども、今後、この公平性をどう担保するかということ。

それから、価格は、コストも常にやはり変動するわけですから、この見直しをどれぐらい頻繁にやるかということも実は大事な点だと思ひます。見直し期間が余り長いと、その間に差が出てきて、結局そこに不公平感が出てきて、再生可能

エネルギーの方が有利になつたりとか、不利になつたりとか、こういう状況が発生しかねないと思ひますね。この辺についてのお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○木村政府参考人 まず、基本的に、小売電気事業者につきましてもは買い取りの義務というのが課されております。法定されております買い取りの拒否事由に該当しない限り、基本的には、買い取りをしない、えり好みするということ自体ができないということがまず前提でございませう。

その上で、公平性及び見直しの頻度についてのお尋ねでございませうけれども、まず、回避可能費用自身は、法律上、再生可能エネルギー電気の調達しなかつたとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電または調達に要することとなる費用の額というふうな明定をされておるといふことでございまして、通常、国民負担として観念されている賦課金を適正な水準に保つたために、この規定に基づきまして、実際に即した算定方法を採用するというのが非常に重要なことだといふふうに考えてございませう。

あと、競争条件との関係でございませうけれども、現在は、小売電気事業者たる新電力の回避可能費用につきましても、各一般電気事業者の回避可能費用の加重平均を採用させていただいております。これは、法律上の定義に該当する費用の額の把握方法といたしまして、今のよう一律に考へる方式と、それから、やはり、小売電気事業者ごとに額が異なるというふうな考へて、小売電気事業者ごとに個別に設定する方法というのもあるんだらうといふふうには考へてございませう。

実際問題といたしまして、個別に見なければ恐らくイコールフットイングになるのかなという気もいたしますけれども、ただ、再エネが入らなかつたときに何で埋めるかという問題でございませうので、あくまでも仮定の世界の話だ。したがいまして、今、例えば、原子力を多く調達している事業者さんだからといって、それが原子力に置きかわるかどうかというのはいくつかわからないといふ

ようなところもございませうので、現在のよう一律に決めていくというののも一定の合理性はあるといふふうに考へております。

いずれにしても、この問題、例えば、卸電力取引市場がどの程度今後成熟していくかというように、その市場の実態なんかも見せんと、一概にどちらがいいといふようなことも現状ではなかなかちよつと決めかねるようなところもございませうので、市場のゆがみが生じないように、かつ、再生可能エネルギーの導入が促進されるように、最大限、そこは適切に設定するように、不断の検討を進めてまいりたいと思ひてございませう。

○今井委員 割と踏み込んで話していただいたと思ひますが、標準化するのとか個別にやるのか、両方法があるのちよつと考へるというようになことをおつしやつたと思ひます。

先ほども申し上げたとおり、売る側に選択権があつて、買い取り側には選択権がないんです。例えば、A社に集中して行つてしまつた場合は、A社が全部買い取らなきゃいけないので、仮にそれが割高だつたら、そこは困つちやうなわけですよ。ほかに競争力がなくなつてしまふわけなので、ですから、ほかの電源と本当に公平性を常に保つておかないと、買い手側に選択権はないですから、非常に不公平が出てくる。考へれば考へるほど、そこに不公平が一番出てくるんじゃないかなと思ひます。どうもちよつととしていたんですけれども、その点をやはりよく考へていただかなきゃいけない、そういう御認識はあつたと思ひますけれども。

大臣、今のような点を、再エネをふやすということも大事な点ですけれども、競争環境をつくるに当たつても、実はここはとても大事だと思ひますので、ぜひここは注意して、価格設定という費用設定をしつかりやつていただくようにお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○茂木国務大臣 再エネの導入加速に当たつては、コストといひますが、それが価格になつてくるわけでありませうけれども、これによりましてま

まざまな影響といひますが、出てくるわけでありまして、最大限の注意を払いながら今後の対応を図つてまいりたいと思ひております。

○今井委員 よろしくお願ひします。

再エネの導入促進という面だけではなくて、競争力の公平性という意味でもここは非常に重要なポイントになつてくると思ひますので、ぜひここは詳細に検討していただきたいといふふうに思ひます。

次に、これも、午前中、田嶋委員の方から質問がありましたが、昨年の法案にあつた附則十一の件に關してであります。先ほどもありましたように、平成二十七年、つまり来年度、この組織をつくるというたてつけになつてい

る。参考人の意見にも実はあつたんですが、最初の閣議決定では二年をめぐらうということであると、普通に考へれば来年度の春、来年度のその三本目の法案が出てくるべきでありませうけれども、そこでその組織をつくるというのであれば、もう既にいろいろの措置あるいは検討がされていなければとて間に合わないんじゃないかなといふふうに思ひます。

今の、来年度の設立に向けてどういうスケジュール感を考へておられるのかをまず教えていただきたいといふふうに思ひます。

○上田政府参考人 新たな規制組織に關する検討のスケジュールということでございませうが、御案内のとおり、今回、新たな規制組織については第二段階の法案には盛り込んでおりませう。しかしながら、小売参入の全面自由化というものは、平成二十八年を目途にスタートすることになつております。

したがいまして、私どもは、第三段階の法案の提出を来年、平成二十七年の通常国会において措置する。提出を目指しているわけではございませうが、平成二十七年に規制組織を設立することができれば、その平成二十八年からの小売の自由化には十分間に合う、こう考へておりますので、平成

二十七年に規制組織を設立するという方向でスケジュールを考えているところでございます。

○今井委員 スケジュール感としてはそれでいいと思うんですけども、もう平成二十六年の五月です。そろそろこれは検討に入っているという時期じゃないかなと思うんですが、この検討状況は今いかに進んでいるのでしょうか。

○上田政府参考人 この点も何回か御質問いただいているわけでございます。

この点につきましては、改革第二段階におきますその自由化の中でも、例えば卸電力取引所の活用状況のモニタリング、あるいは需要家への料金メニュー等の説明義務が果たされているか等々の電力取引の適正な監視ということが一つの業務かと思っております。

また、第三段階におきましては、送配電部門の中立性確保のための厳格な行為規制を実施するということを現在検討しております。これは、具体的には、送配電事業者の役員の兼職に関する規制、あるいは、意思決定の小売、送配電事業部門からの独立、こういったことが想定されているわけでございます。こういった第三段階におけます規制の具体的な内容というものを詰めた上で、組織のあり方ということについても検討していきたい、こういう状況でございます。

○今井委員 検討しているのかしていないのか、ちょっとよくわからなかったんですが、いずれにしても、二十七年には間に合うということの答弁だったと思います。

その上で、先ほどもちよつと大臣から既に御答弁あられましたけれども、この組織、行政組織、事務をつかさどる行政組織でしかなく、どういう独立性を保つのかということで、先ほど、人とお金、人事と予算、こういうものが独立している

というか、圧力がかけられないものということ、それから、行政からはどうですかというお話の中で、やはり行政からも一定の圧力がかけられないような形の組織だということな御答弁があったと思うんです。

ということになれば、経済産業省の下とか、そういう役所の下ではない、外部に組織をつくるということに自然となるのではないかなと思うんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○茂木国務大臣 午前中も答弁を申し上げましたが、この新たな規制組織、既に検討を進めてい

すのは、どんなことをしなければいけないかというところで、一つは、卸電力取引所の活用状況のモニタリングや、需要家への料金メニュー等の説明義務が果たされているかなど、改革の第二段階以降の自由化された市場における電力取引の適切な監視を行う、それから、第三段階におけます送配電部門の中立性の確保のための厳格な行為規制を行うということになると、人とかお金の面で、そういう監視をする相手、行為規制をする相手、これから当然独立していなければいけないということであると思っております。

それで、立ち上げの時期でありますけれども、恐らく、第三段階、行為規制等々が決まってくる、組織のあり方、これも決まってくるんだと思います。ただ、実際に組織を立ち上げる時期が、例えば国会に法案を提出した時期でないと間に合わないということじゃない。二十八年度の実際に自由化が始まった段階、ここまではきちんとして立ち上げるといって、二十七年をめどという形にさせていたいただいているところでもあります。

先ほど申し上げましたのは、私は行政からの独立ということは申し上げていないと思います。エネルギー政策をつかさどっておりまして、経済産業省におきまして資源エネルギー庁というところでありますから、今資源エネルギー庁がやっているのと同じことをやりますか、同じ場所ですら、これをやりますかということ、それから比べた場合は当然独立性が高まります、そのことについてはそ

ういう理解で結構です、こういったことで申し上げたつもりです。

○今井委員 では、ちよつと私の理解が違っているかもしれない。

先ほども田嶋委員の指摘がありましたけれども、先日の参考人の植田参考人が、やはり三条委員会のような独立したものをきちつとつくるべきだ、という御意見がありました。

実は、我が党も同じ考え方をしております。この今回の法案には、そういうのは原案には載

ておりませんので、ぜひ三条委員会のような独立した組織を、今じゃないですよ、つくるのは来年だと思えますけれども、来年につくるという規定を今回の第二弾に入れていただきたいというようなお願ひというか、修正案をお願いしようということ。今準備をしておりますけれども、先ほど三条委員会はいかがですかということ。そこで答えになったのは、ちよつとどつちでもとれるような御答弁だったので、改めてお伺ひしたいと思います。

大事なことは、今おっしゃっているのとおり、そういう業務が独立してきちつと公平にできるといふことなんですけれども、その中で、三条委員会には絶対だめというわけではなくて、いろいろな選択肢はある、そういう理解でよろしいでしょうか。

○茂木国務大臣 二点申し上げたいと思うんです。

一つは、組織のあり方というのは、二段階だけの検討ではなかなか決まらない。三段階の送配電部門の中立性の確保、このための具体的な、役員の兼職の規制であつたりとか、そういう行為規制のあり方、こういったものを確定しないとなかなか新しい規制組織は決まらないという部分がありますので、現段階においてどういう組織がふさわしいですとまでは申し上げられないというのが一点でございます。

それから、そういった意味で、あらゆる可能性を今の段階から排除するものではありませんが、

例えば、公取と比べた場合に、新しくできてきますこの規制組織、全くエネルギー政策とは別個に物事を進めるといふことには恐らくならないんだと思います。私は、そういったことを考えたときに、本当に三条委員会がふさわしいかどうかということは今後議論していくことだと思えますけれども、いや、エネルギー政策とは全く別の組織なんですという形には、恐らく、組織のあり方としてはなつてこないんじゃないかなと思っております。

○今井委員 はい、わかりました。

我々は、三条委員会ぐらい独立した方がいいというのを主張させていただきましても、重要な点は、やはり公平な競争環境をきちつとつくるということでありまして、そういう環境ができるような十分な組織ができれば、それはそれで一つの考え方だと思えますので、まだ一年、来年三本目が出てきたところでまたこれは議論になると思えますので、そこで、どういう行政組織で、本当にそういうことが担保されているのかということ、今後議論してまいりたいというふうに思います。

続きまして、これもいろいろな方が御質問されておられますが、どうもちよつと私もイメージがまだ湧かないのは、卸電力取引所の現物市場と先物市場の関係なんです。

現物市場は、いわゆる現業をやつていらつしやる人、電気事業にかかわつていらつしやる人の中だけの、インナーの市場です。先物市場は、過半数はそういう方が入つておられますけれども、半分近い方は外から入つてこられるわけでも、実際の金融のいろいろ取引が起きるわけ。もちろん、先ほどから取引、価格操作とか、そういうものはしつかり監視していくというのは御答弁ありましたけれども、私はずつと金融でトレードしておりますので、やはり先物市場というのはどうしても暴走する局面があります。それは、別に不正な取引をしていなくてもそういう動きをしてしまふ、そういう性格のものでありまし

トしていいのでこの問題はちよつと先送りです
という、發送電分離を實際やつてから、実施に
なつてから考えますというような、そういう先送
りにならないようにしていただきたいということ
なんです。

そこで、何年後にこういうふうにしますとい
う、はつきりした年度まで書けるかどうかは別問
題でありますけれども、こういう方向でいきます

というところまでは、やはりしつかりと方針を出

していただきたいと思うんです。来年の発送電分離を法案として出すときにはその方向まで出していただきたいと思うんですが、そういうことでよろしいですか。

○上田政府参考人 やや繰り返しになつて恐縮でございしますが、法律に基づきまして、検討を加えた上で、その結果に基づいて必要な措置をとる。どのような必要な措置なのかということにつき

ましては、電力の安定供給に必要となる資金の調達に支障を来さない、そういう観点、それから対等な競争条件の確保、こういった観点、さまざまな観点がございます。こういったことを踏まえながら検討した上で、必要な措置を講ずる。

ただ、その措置が具体的にどのようなものになるかということは、まさに今後の検討課題であると考えております。

○今井委員　済みません、先ほどはちよつと総括原価の問題と混同してしまいました。総括原価の

方も同じ話なんです。これも一定の競争条件がちゃんと整ったら廃止していくということで、では、一定の競争条件が整う状況というのはどういう状況なのかということを、やはりもう少しク

リアにしていくな必要があると思います。この段階ではまだそういう明確な答えはないようでありましたけれども、ぜひ来年の三本目の法案の審議の

ときにはその方向性もきちつと出していた方がいい。この一般担保つきの問題とあわせて、総括原価をどういう環境が整ったら廃止していくのかというところももう少し具体的に詰めておいていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

それと、少し細かい話になりますが、非常に重要だと思いましたが、先日の参考人の質疑の中で、東京ガスの広瀬社長だったと思いますが、スイッチングをするときに、現在の大口の需要者のところでも紙ベースで結構いろいろな書類のやりとりがあつて切りかえるのに大変だ、これが小口になつたらとても処理もできないし、ユーザー側もこんな事務手続では面倒くさくてかえないという状況なので、この問題をぜひ改善していただきたいという話を、幾つか話している中の一つで話しておられましたけれども、非常に重要な問題だと思ひます。

ユーザーがかかるインセンティブというか、そこをハードルを低くしてあげないと、やはりこういうものというのは競争は起きないと思うんですね。恐らく、そういうことに限って既に検討されているかと思いますが、現在どういう検討がされているか、ここでもちよつと教えていただきたいと思います。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

需要家による小売電気事業者の切りかえ、いわゆるスイッチング、これは新規参入者が入ってくるために大変重要でございますけれども、これを円滑に行うためには、一般送配電事業者が保有するその需要家の情報を、需要家の本人の了解、承諾を得た上で、小売電気事業者に対して円滑に提供できる仕組みをつくる必要があります。

このスイッチングを円滑化、進めていく上で、関係者として、現在供給を行っている小売電気事業者、それから今後新たに供給を行う小売電気事業者、それからそのエリアの一般送配電事業者と、関係者が非常に多いものですから、かつま

た、それぞれの地域の一般送配電事業者ごとに提供される情報の内容とかタイミングが異なると、全国大で事業を行う小売電気事業者は非常に仕事にがしにくいということになります。

したがって、今、こういう課題を克服するために、広域的運営推進機関を活用したシステムの検討が進められておりまして、これは、今の一般電気事業者や新電力を初めとして、関係者間で検討が進められてございます。

この基本的考え方につきましては、総合資源エネルギー調査会のワーキンググループで方針を示しておりまして、需要家がスイッチングを行う局面で、新しい小売電気事業者が、広域的運営推進機関が運営する情報システムを通じて一般送配電事業者から必要な情報を速やかに取得できる仕組みというものを、これは小売参入の全面自由化の実施時期までに構築するというところで検討を進めているところでございます。

あわせて、小売電気事業者が需要家に電気の供給を行うために、例えば託送契約の締結というような手続もございまして、その標準化もあわせて進めていきたいと考えてございます。

○今井委員 とても重要なポイントだと思いますから、しつかり詳細を詰めていただきたいと思ひます。

あと三問ぐらい残っているんですけども、あと一分しかありませんので多分終わらないと思ひますので、ちよつと早いですけれども、これで終わらせていただきたいと思います。

○富田委員長 次に、木下智彦君。

○木下委員 日本維新の会、木下智彦でございます。本日もちよつとお願いいたします。

まず最初に、これはちよつと通告にないことですが、政府に対して要望させていただきたいことが一つございます。

電気事業にかかわることだと私は思っているんですけども、今世間を騒がせております漫画で「美味しんぼ」という漫画がございまして、そのこ

中の内容で、福島第一原発に行つてあの構内まで入つた、それから大阪の、被災地の瓦れきを受容したところに行つて取材をしてきて、そうしたら、そこでたくさんの人たちが鼻血を出しているというような形。

ましてや、その作中に入つている前双葉町長のお話として、同じように本人も鼻血がどんどんどんどん毎日出るんだと。きのうもテレビで取材を受けておりまして、それは事実だというような話をしているんですね。そのテレビのキャスターも、そんなにたくさんの人たちがそういう鼻血を出したりしているということがあつても事実かのような、そういうようなコメントをしているということがありました。

当然、この経済産業委員会のメンバー、皆様は福島第一原発へ何回か行つていらつしやと思ひます。私も何回も行かせていただいておりますけれども、鼻血が出た人なんて多分いらつしやらないと思うんですね。その上、疲れたりとか、そんなこともないし、私なんかは大阪に住んでおりますので、瓦れきがあるところと両方を経験してはいますけれども、そういうこともない。

政府としてはそういう事実が確認できないというふうに行っているかと思うので、やはり、あの漫画も三十年ぐらい連載をしているような漫画で、しかも、その中に出てくる方も被災地の元町長であつたりと。世の中の風評被害とかを考えたときに、政府としてしつかりと適切な対応をしていたいただきたいと思ひまして、通告にはなかつたんですけども、まず一言、お話をさせていただき

かつたわけでございます。

○茂木国務大臣 コミックでも、例えば「夏子の酒」とか「神の雫」のように、相当正確かつ専門的な記述で、それによつて日本酒やワインに対する造詣を深めた人も私は多いんじゃないかなと思ひて

います。

例えば、生ガキには酸味が強くて硬質な個性のある比較的安いシャブリが合う、こういう表現が「神の雫」に出てくるわけでありまして、い

わゆる比較的安いシャブリ、これはシャブリの丘の低い場所にあるわけでありまして、もともとそこは海に沈んでいたので、そのために、土壌の中にカキの貝殻もまじつていて、ミネラル分も豊富だということで生ガキに合うと。これは事実なんです。

読者の方も、コミックを読むに当たつてこういった点を勘案しながら愛読している、こういったことも私は考える必要があると思つておりまして、御指摘の点に関しては、双葉町であつたりとか福島県といった地元が自治体が抗議、申し入れを行つているところであります。

政府としては、放射線の健康影響につきまして、専門家の評価として、東京電力福島第一原子力発電所の事故の放射線被曝が原因で住民に鼻血が多発しているとは考えられない、そのようにされていると承知をいたしております。

現在、福島は、復興、再生を一層本格化させる、そして軌道に乗せていくという段階でありまして、地元の方々の不安であつたりとか風評被害を招かないように、科学的知見に基づいた正確な情報を伝えていくことが極めて重要であると考えております。

○木下委員 事前の通告がないにもかかわらず、しつかりとした御答弁をいただきましたありがとうございます。そういう意味で、これから先も、ぜひとも適切な対応をとっていただきたいと思ひます。

茂木大臣のように、漫画を見る際にもその内容をこうやつてしつかり覚えていらつしやるような、そういう読者がたくさんいる中で、ああいう内容を描いてしまうとやはり影響は大きいと思ひますので、ぜひともそういうところを考慮していただきたいと思ひます。

この話は、本日は私がするんじゃないかと、この後の伊東委員が医学的根拠に基づいて質問をこの後続けてやられるということですので、またよろしくお願ひいたします。

では、本題のお話をさせていただきます。

まず、今回の法案、私も何回かここに立たせていただきました。ずっと言ってきたことなんですけれども、自由化をしていくんだ。この中で、まず小売参入の自由化ということで、最終的なゴールとしては電力の全面的な自由化をしていくんだというお話ですが、今回の法案の中でも、そのステップについては書いてあり、そして、自由化ができるような環境を整えて、そのまま進めていくんだということが書いてあります。

私自身も、これも以前お話しさせていただきましたが、電力事業の自由化をして健全な市場をつくっていくんだ。消費者に利便性であったり電気料金などのメリットをもたらそうという、その趣旨については非常に賛意を示すところではございますが、そうはいいながらも、やはりどうしても、自由化の道のりそれからゴールといったところが、まだまだ私たちですら見えていないところがあると思っております。

きょうは、そういった意味で、これからの、果たして電力が全面的に自由化されたときに、どういうふうな市場ができ上がっているのか、これがやはりイメージがある程度でなければ、この話はどうしても何か空論になってしまう可能性はあるなと思つていて、常々、では、自由化されたらどんなことが起こるんだらうというふうなことを考えておりました。

その中で、少し大臣にも御所見をいただきたいんですけれども、小売の自由化を行ったら、さまざまな事業者、さまざまな事業者というのほもと電力をやつていなかった事業者ですが、新規参入してくる。そうしたときに、彼らが持つていたものとのサービスと融合して、電気の小売事業を行う可能性が高いというふうに私は思つてゐるんですけれども、どんな事業者が入ってくるかが想定できるのかというところで、大臣のイメージはどういうイメージを持つていらつしやるでしょう。

○茂木国務大臣 恐らく、一つは、エネルギーを扱っている事業者、電気でなくてもそういった事

業者の参入というのは想定をされる、このように今考えております。それから同時に、ある意味、顧客を持つていられるといえますか、例えばマンションであったり、さまざまな形で顧客をつかんでいゐる事業者というの、小売に対する参入というのは可能であろう、こんなふうに私は考えております。

同時に、委員もお勤めでありました商社、ほとんどの事業をやりますから、そういった全く違つた業態といえますか、既に今、商社でもエネルギー関連の事業をさまざまな展開されておられまして、そういった参入も進んでいくのではないかなと思つております。同時に、例えば再生可能エネルギーの発電を行う事業者が、発電だけではなくて小売を行う、こういったことも場合によつては想定されるのではないかなと思つております。

○木下委員 ありがとうございます。しつかりとイメージを持つていらつしやるんだな。

お話しいただいたとおりで、私も思つてゐるのは、マンションなんかもそうだし、それ以外にも、顧客を持つていられるところでは、一般の電話事業をやつていられるところ、携帯電話事業なんかもそうだし、この間、参考人から来たときにお話があつたガスの事業者であるとか、あとはケーブルテレビとか光ケーブルのインターネット接続事業者、インフラ事業者ですね、そういった感じのところ一つは考えられるかなと。

その特徴というのは、大臣もきょう午前中にちよつとお話しされていましたが、電気事業と電話の事業、通信の事業との違いというところは、ラストワンマイル自体をどこが持つかというところ、ポイントだとおっしゃられていたんですけれども、私が思うのは、これから先のその自由化がされたときに、電気に関してもラストワンマイルをコントロールできる、そういった事業者が一番勝ち組に入つていくのではないかなという気がしております。というのは、今の新規で参入してくるであろうところは、ほとんどがラストワンマイ

ルというものをある程度保持している会社なのかなというふうな思つてゐるからです。

その意味で、では、送配電の近未来、小売から送配電にちよつと飛びますけれども、送配電の近未来像としても、やはりそういう意味では、情報通信と同じようにラストワンマイルというのが重要でしようということがちよつと言いたかつたので、そういうお話をさせていただいたんです。

今、そこで、では、そのラストワンマイルが電気の中でどういったところで課題になつていゐるのかなというところを調べてみました。そうしたら、このごろようやく一般的になりつつあるものとして、一般的になつていゐるかどうかということと疑問ではあるんですけれども、私の中では大分進んできたなと思つてゐることが一つあります。

それは、PLC、パワー・ライン・コミュニケーションと言われているもので、電気のメタルの線、あそこの中の違う周波数帯を使つてインターネットの情報通信をそのまま流してあげよう

今、状態の中ではどういふことが起こつていゐるかという、一戸建ての家であつたり、一つの集合体、一つの建物の中でコンセントに差ししますと、そのコンセントの横に通信用のモデムを置いてあれば、それをうまくPLC機器に接続すれば、家の中のどのコンセントに差ししてもインターネットにつながるような、そういう仕組みがもう市販されております。結構、その手の人たちには普及がし出しているんです。

これは、どこのメタルの線を使つてもある程度基本的にはできるということなので、非常に便利かなと思つてゐるんですが、このPLCは、本来は、一つの家屋の中だけでインターネット、LANをコンセントを通じてやるものでは本来的にはなくて、町の中の電気が通つてゐる電線に同じように通信を飛ばして、飛ばすというのか乗つけてあげるといふ形のことと技術的には本当は可能で、そういうことをもとと考へてつくられてい

る技術だと私は思つております。

ただ、いろいろ弊害がありまして、そのまま電線の中に違う周波数帯の通信を流すと、例えば短波のラジオであるとか、あいつたものに周波数帯が近いところにノイズが出てしまふということがあつて、今のところは規制されていて、戸内だけでやられてゐるということなんです。

ただ、私、もう少し考えてみると、では、そういう例えば光ケーブルであつたりケーブルテレビインターネットをやつてゐる事業者はどうしてゐるかという、家の中までそのケーブルを引き込んで工事をしてやつてゐる。これは結構大変な負担なんです。

恐らく、今回の自由化がされていつたときに彼らはどういふことを考へるだろうと思つたら、彼らが望んでゐることはどういふことかという、家の前の電柱の上にある変圧器、あそこから先を自由化してほしいと言ふんだと思ふんです。電線をそのまま通つてきて、横にケーブルテレビも通つてゐます。変圧器より先の部分でインターネットの通信を乗つけてあげれば、そこらじゅうで通信が可能になつてくる、こういうことが考へられるんじゃないかな。必ず、自由化というふうな話になつてきたときに、彼らが強く要望してくるところは、こういったものも考へられるんじゃないかなと。

一つの私のただの思ひつきですので、どうなるかわかりません。ただし、こういうこともあるんじゃないかなと思つてゐるんです。

ただ、そうなつたときに何が必要かという、これもまたしつこくずつと言わせていただいておりますが、スマートメーターの機能拡張というお話を以前からお話しさせていただいていますが、私の言つてゐるスマートメーターの拡張は、皆さんに説明してもなかなか理解していただけなかつたんですけれども、要は、そうなつたときに、変圧器よりも家側にあるスマートメーターにいろいろな機能を乗せるというのは、そこまでのことに踏み込んだ形にならないうけないんじゃないか

な。

だから、今の一般電気事業者、今の電力会社が例えば導入の入札をしたりとか規格を決めたりとか、そういう形のことをしてはいけないうんじやないかなというふうに、そういう思いで今まで質問をさせていただきました。

ちよつとだからと話が長いので、私は何が言いたいかというと、こういうことがどんどん起こってくる可能性がある。そのイメージが、今のこの経済産業委員会もしくは経済産業省の下でそこまでのイメージができていくかというと、多分できないと思うんです。私でも今一つだけしか思い浮かばず、今そういう話をさせていただきましたけれども、やはり、そういうことを考えたときには第三者の目というのが非常に重要なんじゃないかな。

私はそう思うので、この前に今井委員が三条委員会の話をしていましたけれども、三条委員会というよりも、そういう目を持ったような人たちがこの電力自由化について意見をオープンな形で言えるような、そういう組織をつくっていくことが本来必要なんじゃないかなと思っています。

ちよつと話が長いので、今までの中で、もしも、大臣、御所見等ございましたら。

○茂木国務大臣 恐らく、電気通信事業と電力の違いということだと思いますと、一九八五年、電力公社が民営化をされる、この段階におきましては、いわゆる基幹のネットワークについて第二電電とかと共有するという中で、NTT東西ともにラストワンマイルを持つているのに対して、その接続料を幾らにするか、第二電電等々についてはそれが大きな課題でありまして、そういった意味で、ラストワンマイルを、言ってみると、電力と違うのは、発電電が分離されているわけじゃないんです、東西が分離されております、NTTの場合は、それに対して、今後は、発電と送配電は電力では分離をされて、そして、送配電の、家庭の部分まで送配電部門が持ちまして、それについて中立化をしていく、ここに一つの電気通信事

業と電力事業の違いがあるんじゃないかな。専門的には後で田嶋先生にお聞きいただいた方が私はいいのではないかなと思うところもあるんです。

その中で、最終的に、では、パワー・ライン・コミュニケーション、恐らく、私、途上国なんかでいいですよ、これを使わないとだめな国と国とがあると思うんですね。日本では、では、それを使って新しいサービスをやっているということは、言ってみると、小売事業者というよりも、送配電事業者も含めて、中立性が保てる中でどうビジネスモデルを組み合わせていくか。小売事業者と送配電の持っている一部の施設を使いなから、そしてスマートメーターも使っているというところから、そういう配電が必要であるとは思っております。

ある意味、さまざまな事業が展開をされる中で、売るのが単に電力がなくなってきた、さまざまなパッケージングというものが生まれるというところは、私は、事業の形態としては、ビジネスモデルとしてはあり得る、そして、そのツールとして、恐らくスマートメーターというのは相当有力なツールになってくるわけでありまして、単純に、これを電力用だけに未来永劫使え続けるということにはなっていないだと思っております。

○木下委員 まさしくそのとおりだろうと私も思っております。

私も、実は、商社にいましたけれども、何をしていたかという、第二電電ができたときの回線を売ったり、携帯電話事業者が数年間出向したりしておりました、その辺の話は知っております。そういう意味で、携帯電話の話なんかも出てきたのでちよつとお話ししますと、恐らく、自由化したときに、そういう新たなサービスが乗っかってくる形になる。そうしたら、もう一つ考えられるのが、サービスだけじゃなくて料金のお話だと思っております。

と、例えば、大きなシェアを持つ携帯電話事業者が電力のサービスメニューと携帯電話のサービスメニューを一緒にした場合、顧客が何千万人ものといつたときに、その顧客を何千万人分まらめしたから、だから発電事業者には、発電事業者から買うときにボリュームディスカウントをしてもらう、それによって電力が安く供給できますよ、そのかわり携帯電話は自分の会社のものを契約してくださいというふうな、こんな感じのことが起こる。

そうすると、恐らく消費者の価格のメリットというのは出てくるんだらうなというふうに思っています、そういうことが、携帯電話だけじゃなくてインターネット環境、インフラ事業者であったりケーブルテレビインターネットの会社であったり、いろいろなところでそういうふうなことが出てきたり、あとはマンションをやっているディベロッパーなんかもそういうことをやっている可能性はあるのかなと思っております。

そうすると、料金というのは相当多岐にわたって、監視すると言ったらあれですが、ちゃんと分析をするのがめっちゃめっちゃ大変になってくるんじゃないかなと思っております。

私なんか、それこそ携帯電話の会社に行っていたときに、この間もちよつとお話がありましたけれども、携帯電話の料金を価格決定するときに、ほとんど見ていてもわからないです。お店に行つて、何が得で何が安いかわからない。これは余り言つてはあれですけど、携帯電話事業者に勤めている人でもほとんどの人が、わからない人が多いんじゃないですか。

彼らは何をしているかというと、びつくりしたんですけれども、大手の広告会社の人たちが、広告と一緒に、広告のところに、何円になります、他社よりこうやって安いですよ、ああいう戦略までも大手の広告会社がほとんどやっているらしいんですね。それぐらい複雑になっている。こういう時代が恐らく電気にもやってくるんじゃない

かな、そういうことを考えております。

そうすると、また一つ考えられるのが、何度もしつこいように言いますが、第三者による委員会であるとか監視するような機関であるとか、そういう人じゃないと、政府の中だけでそれをやっている、さまざまな社会のイノベーションに対応した形で自由な競争環境というのを判断することは、私は難しいんじゃないかなというふうなことを考えているので、そういうお話をさせていただきました。

次に、ちよつとお話を続けさせていただきます。

今まで、携帯電話であるとか、そういう通信の方の話をしたんですけど、同じように考えられるのが、都市ガス会社といったような、水道は公共の団体がやっている場合が多いのであれですが、特に都市ガス会社なんかは参入してける可能性はある。

そのときに、私は、いろいろな選択肢があつていいから、消費者にとつてはいいんじゃないかなというふうなことも考えつつも、ただ、この間も参考人のお話なんかを聞いていて思ったのが、やはりこういうサービスに新たに参入してくるような事業者も、ある程度独占状態、地域の独占もしくは寡占状態にあるような、そういう事業者が電気に入参してくる可能性が大きいんじゃないかなと思っております。

それを考えたときに、私は、そうはいいながら、競争環境がどんどんできてくるのでそんなに問題はないかなとは思っているというところをつけ加えていただいた上で、大臣に御所見をいただきたいんですけど、果たして、そういうところが入ってくることで自由化がなされたというふうに断言してしまっているのかという疑問は、世の中では残るんじゃないかなと思つていますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○茂木国務大臣 まず、電気事業について申し上げますと、これは、例えば違う事業を営んでい

うが、また例えば、ビジネスはやっていないけれども巨大な資産を持っている人がその事業に参画をする、こういったことを想定したときに、不当に安いといえますか、完全に原価割れした価格によって電力販売を行って、電力市場の健全な発展に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業大臣が業務改善命令を発動することが可能であります。

また、原価割れした価格によります電力販売、これは、一般的な競争ルールであります独占禁止法上の不正な取引方法の一類型であり、不当販売に当たる可能性があると考えておりまして、新しく参入する事業者の形態が何であるかということ以上に、電力事業としてやっていること、これが法的に見て問題があるかどうかという観点からは、適正な価格設定等々であるかどうかということとは十分判断できると考えております。

○木下委員 済みません、ありがとうございます。

私の聞き方が悪かったので、多分、その後に質問させていただきたいことを先にお答えいただいたんです。ごめんなさい。

先に聞きたかったのは、まず最初に、独占的であつたり寡占的であつたりするほかの事業をやっている人たちが参入してきて、また、そういった人たちの間で競争が起こることはいんだとは思ふんですけれども、結局は、既に独占的な何かインフラを持っているような会社が参入してくることだけで自由化というのがなされたと言言できるのかどうかというお話をちよつと聞かせていただきましたか。ただ、今のお話の中にも、私は、ある意味、含まれていなかった。

その後にもちよつと聞かせていただきましたのは、そうなたつた場合に、やはり同じように独占的もしくは寡占的な状態にあるところが、自分たちがもともと持っているサービスとそれから電気事業とを組み合わせることによつて、あたかも電気料金はもう原価割れしているんじゃないかと思えるような、それぐらい安い値段設定で提供をする、こういう広告を出したりとかした場合に、そういうことが認められるのかなということをお答えが多分こういうお話だったんだらうなと思つています。

ちよつとそこがやはり問題だなと思つていて、要は、適正な価格、原価割れしていないかどうかということなんですね。今お答えいただいたとおり、当然、原価割れしていることが明らかであつた場合は、これは規制の対象にするべきだと私は思っているんですけれども、これが、会社によつては、小売だけじゃなくて、同系列の中で発電事業もやっているような会社は出てくるだろうと思つています。そうしたときに、発電のコストがどれぐらいなのかということが果たしてちゃんと、原価がどれぐらいだということが適正に、新たに参入してくる者に対しては、見ることができるのかどうかという疑問が私は残るんじゃないかな。

今までの電力事業に関しては、総括原価方式で、発電のコストが幾らだったかということばかりです。ただ、これから先、新規の参入業者が入ってきたときに、本来の意味での発電コストがどれぐらいなのかということは、これは誰がどうやって判断するの、どうやって見るの。ましてや、先ほど言いましたように、ポリュームディスカウントなんかがあつたりしたときに、ポリュームディスカウントの率がどれぐらいになるということまで誰が手を入れて見ていくのか。これはすごく私は疑問を感じておりまして、こういうことこそ第三者の目で見ていく必要があるんじゃないかなと思つておりますが、この辺についてはどう御見解等ありますでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。電気料金の適切性の情報開示というお話だと承つておりますけれども、今回の法案では、今の一般電気事業者につきましては、経過措置として規制料金が残りますので、この内容につきましては、審査の過程で情報公開もされることになろうと思つております。

それから、新規参入者につきましては、規制料金は残りますので、この規制料金よりも安い料金で新規参入されるということになりますし、また、基本的には、自由化後の市場におきましては、適切な競争を通じて料金が設定されるということ、それも、自由化部門においては、コストの開示ということも制度として想定はしてございませぬけれども、先ほど大臣から御答弁がございましたとおり、不当に安く販売するようなこと、それによつて競争を阻害するような行為につきましては、法律に基づいて取り締まるということとでございます。

○木下委員 そうなんです、競争を阻害するような行為になれば規制していくと。ただ、私、何度もこれは比較して申しわけないんですけど、今携帯電話がこれだけ普及しているのは何かというと、世の中で携帯電話端末ゼロ円で売り出したからなんです。それで、毎月の料金幾らと。これは自粛して、端末は適正な価格で売られるようになりましてけれども、一時期そういうふうになつて爆発的に普及したというのをまざまざと見ておりますので、それを考えたときに、競争というのは、どういう状態で競争が阻害されたのか、これを判断するのは相当難しいと私は思つております。

逆に、あそこ会社がそういうことをやったら、うちもつと魅力的なメニューをつくつて、価格設定もこうやってやろう、そういうところが生き残ってくる。それによつて競争がなされる。これによつて消費者が一番メリットを感じられれば、それが一番いいことなんじゃないかな。そうなたつたときに、その判断を誰がどうやって下していくことができるのか。私は、理想は、何もなくても、そういう形の器をつくつてしまつて自由競争させる、それがいいんだらうと思つていられるけれども、まだ電力システム改革は途上における状態の中で、そういうことも起こってくる可能性があります。そうした場合に、今の

体制の中で、そういった監視をし、適正な措置をとっていくということが、今の経済産業省、資源エネルギー庁の下に機関をつくつていくだけではできないんじゃないか、そういう思いで私はこのお話をさせていただきました。

時間がもう数分になつてしまいましたが、もう一つ残つていて、先ほど今井委員も話していた一般担保つき社債のお話をさせていただこうと思つておりましたが、大まかなお話については全て御答弁いただいているのかなと思つております。

ただ、私、一つだけ気になることは何かというと、本当に政府がこの一般担保つき社債について将来的になくしていくのかということ、やはりずつと懸念しております。前の今井委員に対する御答弁では、どうしてももう少し踏み込んでほしいなという思いがございまして、これから先もその辺のお話をまたお話しさせていただければと思います。

今井委員も早く終わりましたが、私もこれで終わりにさせていただきますと思いますので。

どうもありがとうございます。

○富田委員長 次に、伊東信久君。

○伊東(信)委員 日本維新の会の伊東信久です。電事法の改正についての質疑をさせていただくわけなんですけれども、先ほど木下議員から前振りというか、御紹介もいただいたんです。

私は立場的に、日本維新の会の人間ですので、我々が負託を受けたさきの衆議院選挙の維新の会の公約において、二〇三〇年の原子力発電所のフェードアウトであつたりとか、日本維新の会の中でもエネルギー調査委員会をつくつておりまして、その中の私の担当が新エネルギー、再生可能エネルギーの小委員長でありまして、その調査を進めていっているところでございます。一方で、科学に携わる者として、原子力エネルギーの科学的な平和利用、平和応用ということに関しても知見があつたつもりでございます。その中で、いたずらに風評被害、風評をおおる

ような、もしくは、さも科学的に正しいかのよう
な、そういった報道というのはやはりちよつと残
念に思うというよりも、正直、怒りを覚えるところ
もありましたので、今回ちよつと、この小学館
のビッグコミックスピリッツ連載の「美味しんぼ」
についての御意見といましようか、果たして正
しいのか正しくないのか、言えるところまでは
言っていないというのが私のスタンスですので、
御質問をさせていただきたいと思ひます。

まずは、気になるところ、やはり鼻出血、鼻血
のことなんですけれども、主人公が福島の方を視
察している、いろいろ調査しているときに鼻血が
起こったということなんです。

出血というのは赤のイメージが強いのか、はた
また、生物が守るべき生命の維持に対してなの
か、出血に対して、やはりかなりのインパクトを
覚えるところがございます。

私は、医療に関してのいろいろな経歴があるん
ですけれども、救急医をやっております、か
つ、今、常々言っていますけれども、椎間板ヘル
ニアのレーザー治療をやっています、レーザー
に関しては、レーザー以外ほとんどやったこと
がございまして、例えば、アレルギー性鼻炎の
炭酸ガスによる治療であったりとか、扁桃腺の
レーザーによる切除であったりとか、耳鼻科のこ
ともやっております。かなり鼻出血に関しては
知見がございします。

何が問題かというと、このコミックの中で水分
子のことを書いておまして、鼻の粘膜や毛細血
管の細胞は七、八〇％は水でできていますと書い
ておまして、それはそうだと。水分子は、放射
線で切断されて、強いラジカルと呼ばれるもの
になると書いてあるんですね。

H₂O、水ですよね。ふだんは、Hプラスとい
うイオンとOHというマイナスになる。電子が移
動するからですね。移動せずに原子の形になっ
て、水素原子のまま、OH原子のままに分かれて
しまうのがラジカルという言葉なんです。これ
は、かなり強い放射線のエネルギーによつてな

わけなんです。

もつと読み進めていくと、これが戻ったとき、
オキシフルとして消毒薬に使われると書いていま
すけれども、過酸化水素分子になることがある、
しかも、毒性が強いと書いてあるんですね。

これはオキシフルとか書いていますけれども、
皆さんも使われたことがあると思うんですね。け
がをしたときに、私が子供のときは赤チンという
のがあったんですけれども、ヨードチンキになっ
て、イソジンになったわけなんですけれども、そ
れ以外にオキシドールというのがあって、しゅ
わつと泡が立つものです。

扁桃腺の話をしましたけれども、扁桃腺をレー
ザーを使わずに切除した瞬間に、そのオキシフ
ル、オキシドールをしみ込ませた脱脂綿を切除し
たところに当てておられます。そうすると、泡が
しゅわつと立つて、その細かい泡が止血する、そ
ういった応用として私は使っておりました。つま
り、実際に血管の中に入っていくか、血管に触れるよ
うにそのオキシフルを使っていたわけなんです。

つまりは、このラジカルが血液中に存在した
ら、それは即座に、過酸化水素水になったら、酸
化還元反応によつてまた泡が出てきて、酸素と水
に戻るわけなんです。にもかかわらず、このこ
とによつて血管が破れて鼻出血が起こったよう
な、鼻血が起こったような書き方をこのコミック
はしております。

私は、いろいろな新聞の報道を見たりとかテレ
ビの報道を見たりしましたけれども、このことに
ついて触れている報道、新聞はわずかであります
て、たしか一社かそれぐらいしか見当たらない
んですけど、この現象は、つまり、ラジカル
反応は、体の中で自然に起こることもある、こ
れも事実なんです。だけれども、実際、この
ことによつて鼻出血が起こったと。

このラジカル反応は何で起こったかという放
射線によつて起こったというような書き方をし
ているんですけど、これについての科学的な検

証とか反論とか、つまり科学的な検証というの
は、政府はやられておりますか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。
環境省さんでも、これは県の調査などをもと
に、こういうものがどの程度行われているかとい
うことについては状況把握に努めておられます。

また、国連のUNSCLEAR、これが、東日本
大震災の被災に伴いまして確定的な影響というも
のが住民に対して起こっているかということにつ
きましては、確定的な影響が生じていないとい
うことで専門家の御評価をいただいているところ
でございますので、そういった科学的見地に基づ
きましていろいろ御評価を私どもとしてもしつ
かりと掌握しながら対応していくことが肝要では
ないかと考えているところでございます。

○伊東(信)委員 これはやはり、政府として毅然
とした態度を見せていただきたいわけなんです
ね。オキシフルの話、ラジカルの話は、本当はで
きるだけ短くいきたいわけなんです。

つまりは、科学的な見地に基づいて、それはわ
かります。今、環境省であっても、各省庁におい
ても、政府においても専門家の意見を聞くとい
うのはわかりますけれども、こういったことを堂々
と載つけているのであれば、科学的に言います
と、それに対する反論が必要なんですけれども
も、このラジカル、過酸化水素水による血管の破
綻というのを、現在、調べているのか、調べてい
ないのか、もしくは知見として出ているのか、も
しくは、このこと、このラジカルだけでいいで
す、ラジカルと放射線の影響について調べてい
るかとかという質問です。

○加藤政府参考人 放射線によりまして住民に影
響が出る場合に、まず確定的に影響が出るかどう
かということをしつかり理解した上で、その状況
に応じた対応というのをとることが必要かとい
うふうに考えてございます。

ただいまの福島県の方々の被曝量というものを
考えます場合に、恐らく確定的な影響が出るであ
ろうという閾値を超えた状況ではないということ

でございますので、まずは健康の状況等につきま
してしっかりと把握をしながら、必要に応じた対
応をさらに考えていくということ、現状ではその
ようなことではないかと考えております。

○伊東(信)委員 恐らく、このことに関して検証
はしていない、そういう御答弁だと思うんですけ
れども、それはそれでいいです。言ったら、一つ
の漫画のことに關して、正しいかどうかかわらな
いことに關して、そこまで踏み込むのかというよ
うな、そういう意味だと解釈しました。

ただ、これに対する反論はやはりすべきだと思
います。なぜかといいますと、いろいろな反
論、いろいろな意見、いろいろないわゆる世間の
対応というのをこれから紹介していくつもりなん
ですけれども、この作者なり出版社は、十九日に
さらにこの話を載せる、いろいろな意見を集約し
て載せると書いてあるんですけれども、こういった
十二日に発売されたこの号、そして五日に発
売された号、これを見る限り、恐らく、十九日も
やはり、独自の調査で独自の知見で書かれる可
能性が高く、先ほど木下議員が質疑の中で説明し
ていましたけれども、これを例えば次の媒体、テレ
ビであるとか新聞報道をされた場合、メディアの
ニュートラルな中立性という名のもとに对立意見
も載つて、公平に載つてくるということではな
い場合、さも正しいかのような、そういった議論
もされてしまうわけです。その前に政府としてき
ちつとした態度をとっていただきたいというこ
とです。

さまざまなこれに対する報道、先ほどの答弁の
中でも出ていましたけれども、住民の中でも、一
Fで働く作業員で、大体住民の被曝線量が大半が
十ミリシーベルト以下もしくはその前後であ
る。

放射線障害による出血の最大の原因というの
は、血が固まりにくくなる、出血がしやすくなる
血液の成分というのは血小板であるんですね、こ
の血小板が減少するという事です。例えば悪性
腫瘍、がんとかで放射線治療をしているときの

わゆる合併症、ふだんは副作用というんですけれども、それで血小板が減少する、パンサイトペニアといまして、赤血球も白血球も全部減っちゃうわけなんですけれども、血小板が減るので、リスクが上昇するのは大体一千ミリメートル以上と言われているんですけれども、いやいや、そうではなくて慢性も怖いものというのをこの漫画は言いたいのかもしません。

お手元の資料に、再三言っていますけれども、私はふだんはレーザー治療でレントゲンのもとで手術をしていますので、外部被曝の線量測定個人報告書と自身の検査結果を出しましたけれども、余りうれしくない話ですけれども、実効の、等価線量として、今までの累計として二〇〇六年から三十二・一ミリシーベルト浴びております。単年度では一・二から七・九、水晶体とか、目の部分とか、今でこそゴーグルをしていますけれども、昔はゴーグルがなかった時代もありましたので、割かし医療従事者の方では、放射線技師に對抗して、もしくはそれ以上に、外部被曝線量というのをお示しのとおりです。

その中で、この検査結果を見ていただいたらわかるんですけれども、私は、一九六四年一月四日生まれ、五十歳ですけれども、非常に健康なんです。どの検査結果を見ても、肝臓の機能もいすし、腎臓の機能もいすし……(発言する者あり)ありがとうございます。結構飲んでいますけれども、でも大丈夫なんです。赤血球も白血球もヘモグロビンもそうなんですけれども、血小板の数も正常値なのであります。ましてや、国会議員ラグビーチームのキャプテンもやっておりまして、非常に元気なんです。福島の方も何回も行かせていただきます。これプラスアルファ浴びているわけなんです。

ただ、一個人のデータなんですけれども、血小板減少に関して私自身はこのような知見があつて、いたずらに風評をおおるようなこの漫画の報道というのはやはり非常に残念というか、それ以上に怒りを感じるものであります。

このビッグコミックスピリッツというのは、私は結構毎週買つておりまして、この間終わりましたけれども、「ラストイニング」という非常に精神的な駆け引きを展開している野球の漫画であつたりとか、ウシジマくんという、ちよつと闇の金融の話とか、「アイアムアヒーロー」という近未来のパンデミックのお話であるとか、非常に面白い漫画もある、コミックもある中、かなり残念な感じで、リアルタイムにこれを読んだときはちよつと衝撃を感じました。

その中で、一番被害をこうむっているのは、やはり福島の住民の皆さんだと思ふんですね。この風評被害というのはかなり大きなものであつて、福島県の被災地の方々の産業とか住民の方々の不安とかに関して、政府としてはいかなる見解なり、いかなる対処をされるつもりでしょうか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

福島県の風評被害に関しましては、非常に大きな政策課題だというふうに認識しております。特に食品等につきまして、なかなか、特に西日本の方に販路が回復できないということがございますので、そういったものにつきまして、さまざまな展示会をやり、販売促進会をやる、そういうこともやっております。

また、工業品に関しましてそのような可能性がございますので、放射線量をおはかりするような御支援を申し上げるなどして、風評被害が発生しないようにすることが大事だということでございまして、所要の予算措置等を講じまして、引き続き風評被害対策を講じてまいりたいと考えております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

食品の話をしたかと思うんですけれども、やはり科学的な話をしたりとか、政治の世界でもそうなんですけれども、区別というのが大事だと思うんですね。

つまり、いわゆる電力の政策と原発の話、ここは一つに考えなければいけないとしても、これからの原発の話と福島の話は別なんです。

補償の問題も含めて。一緒に考えるとかなり話がややこしくなるというか、議論が進まない部分もございまして、国民の皆さんの中で一番どなたが被害をこうむっているかというところ、これはもう、とりもなおさず福島県の方であるわけなんです。

食品の話がされましたけれども、福島原発からのいわゆる廃棄物であつたりとか燃料からの直接の放射線とは別に、放射線を含んだ物質、これを体内に取り入れる、中から放射線が出てくる、これを内部被曝というわけなんですけれども、内部被曝の問題と外部被曝の問題はやはり区別して考えなければいけないわけですね。

この中で、瓦れきの処理の問題もございまして、これは区別して考えようというのが我々大阪であります。大阪でそれを受け入れて、この災害廃棄物の処理を大阪府、大阪市で行ったわけなんですけれども、この大阪の焼却場の近くに住民八百人ほど、お母さんたちが調査した、放射線だけの影響とは断定できませんが、目や呼吸器系の症状が出ていますということなんです。このことに関して、大阪府、大阪市は、保健センター、医師会を通じて調査をいたしました。作中に表現のある状況はなかったということなんです。

先ほど私が言ったラジカル反応というのは、いわゆる化学反応とか医学的なことでありますけれども、これは調査によつてわかることでございまして、このことによつて大阪も被害をこうむつたので、出版社に対して、大阪府知事、大阪市長から抗議文を出しております。このようにして、このコミックの影響というのは、私はやはり無視できないものだと思ふます。

福島県と、加えて大阪に、大阪の住民の皆さんに被害を拡大しているというよりは、そのことによつてさらに福島県の皆さんの心情を深く傷つけ、ましてや、産業に対しても影響を及ぼすような表現だと思ふんですけれども、この大阪の瓦れきの処理に関して、政府の見解はどのように思ふれていますか。

○茂木国務大臣 十二日月曜日に、政府としても官房長官が、専門家の見解として、東京電力福島第一原子力発電所の事故の放射線被曝が原因で住民に鼻血が多発しているとは考えられない、このように国民に向けて説明をしております。同様に、同日、大阪府、大阪市が小学館に抗議文を送付しております。その中でも、震災の瓦れきを処理した大阪の焼却場周辺の住民が鼻血などの症状を訴えているという事実はなく、不適切な表現である旨抗議をしている、そのように承知をいたしております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

いずれにしても、血小板が減少しているかどうか、つまり、鼻出血を出しているか。仮に出しているのであれば、その方のこういった検査データもこのコミックは果たして出してくるのだろうかということですね。フリーラジカルの話は、明らかに科学的に理論が破綻しております。私は、言い切ります。

そのことを表現の自由と果たして片づけていいのかということ。漫画であるからそこまで規制をするものではないという御意見もあろうかと思ふますけれども、私自身は表現の自由を超えていると思ふんです。そのあたりに関しては、いかが御見解をお持ちでしょうか。

○茂木国務大臣 なかなか、医学の専門的なことは伊東先生ほど私は知見がございませんので、答えにくい部分もあるんですが、先ほどの検査結果でも、お酒を飲むのにガンマGTPが十八というのはすごいなと驚愕の念を持ったところでもあります。

それは別といたしましても、やはり、こういったさまざまなコミックであつたりとかアニメ、私は、先ほど木下委員の答弁の中でもお話を申し上げましたが、社会的にも影響は大きいんだと思ふます。例えば、先ほどちよつとシャブリの話をしたんですけれども、同じ「神の雫」の中で、シャブリ・ジスクールという赤ワイン、これが非常にリーズナブルだと。これはボルドーの五級のワイ

ンでありますけれども、そう書かれてから急に値段が上がるというか、こういうことで私も若干の被害を受けた一人なんです。

さらに、「巨人の星」、これがインドで今アニメでやっておりまして、「スーラジ ザ・ライジン グスター」、これはもともと講談社でありますけれども、やっているわけでありまして、基本的に「巨人の星」そのものであります。

三つ違います。一つは、この主人公、スーラジでありますけれども、星飛雄馬役になるわけですが、野球ではなくて、インドの国民的なスポーツでありますクリケットをやっている。それから、相手役の花形満も出てきますが、日本ではスポーツカーに乗っていましたけれども、インドではちゃんとスズキの車に乗っているということになります。一番の大きな違いは、星一徹、これが、家族、星飛雄馬、そして明子さんの前でちやぶ台返しをやるんですね。「巨人の星」のときは、御飯というか、テールの上にお茶わんとかが置いてあるところ、ちやぶ台返しをやったんですけれども、やはりインドにおいては食物を粗末にしてはいけないということで、一旦全部片つけた後でちやぶ台返し、テール返しなんですけれども、やると。

やはり、そういうコミックというのも、それがどう社会的に影響を及ぼすか、こういう観点も私は重要なんだと思います。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

確かに、インドには、ちやぶ台がないと思うのでテールだと思わなければならない。食生活も違うので、やはりカレーとかそういうのが散乱するとかかなり悲惨な状況になると思うので、そのあたりの考慮もあつたのではないかなと思うんです。

いずれにしても、政府の方針であるところのクールジャパンではないですけれども、いわゆる紙媒体による社会的な影響というのは、全く無視のできない状況であります。ですので、やはり、コミックであるからといって流すことなく、政府

としての厳しい態度を、今後、十九日の次の、まあ、余り言い過ぎると何かかえってこのコミックの宣伝になってしまいますので、この辺が難しいところなんですけれども。

ただ、守るべき方はやはり福島の方という、このスピリットのもとに、スピリッツだからスピリットと言っているわけじゃないですけれども、これは済みません、これは申しわけなかつたです、きつちりと守るべきところは守ってほしいのと、政府としての毅然とした態度と、一刻も早くこの科学的検証はしてください。

きょう、七問ほど用意していたんですけれども、大分時間を過ぎましたので、できたら次に進みたいと思います。

電力システム改革についてお尋ねしたいんですけれども、どうしても三・一一とそれに起因する原発の事故によつて、原発の信頼の低下、あとまた、地域をまたぐ供給力の広域的活用対策とか、再生可能エネルギーの問題など、従来の電力システムの問題がさまざま出てきておりまして、電力の安定供給、このことが政府が取り組む大きな課題となつているの言うまでもないお話でございます。

私自身の前回の質疑でも取り上げましたけれども、電力システム全体のシステム統合についてお尋ねしたいんです。

現状においてやはり問題になるのは、接続地点の問題。そういった場合、近隣地域におけるシステムの十分な容量の送電を確保するために、増設計画策定などのいわゆる局所的な問題と、もう一方では、再生可能エネルギーを導入した、このことを前提とした調整メカニズムを構築するための系統全体の供給バランスと、つまりは、局所的な問題と系統全体のバランスの二面があると思うんですね。どちらも大事だと思うんですけれども、どちらに比重を置くというわけじゃないんですけれども、この二面に関して、政府の対応策というのを示していただきたいと思ひます。

○上田政府参考人 委員御指摘のとおり、局所的

問題と申しますか、特定地域あるいは特定地点をめぐる課題、それから、より広域で解決していくべき課題、この両方があると私もは考えております。

それで、局所的な課題、特定の地域、地点における課題といたしましては、例えば、電源を設置し、設置を検討するということにとりまして、近くにある送配電設備の送電の可能性についての情報適切に開示をされるということ、あるいは、電源の送配電網へのアクセスが非常に中立性が確保されているといったこと、さらに、送電線の運用や送電線の整備、あるいは運用のルール、こういったものが適切に整備されているといったようなことが考えられております。

こういった問題につきましては、電気事業法の第一弾の改正によりまして創設されます広域的運営推進機関における送配電等の業務指針、こういったルールの設定ということを行つていくわけでございますが、こういったこと、あるいは、第三弾で検討しております、送配電部門の一層の中立化のための電力会社の法的分離などの対策ということが重要であるかと考えております。

それから、より幅広い、広域的な問題もございます。例えば、全国レベルで発電所が適切に建設されて維持、運用されていくか、あるいは、エリアを越えた送電が現在より柔軟に行えるよう広域的な送電線の運用の調整が行えるかどうか、あるいは、エリアをまたぐ送電の可能性について情報が開示されるかどうか、あるいは、必要な地域間連系線の整備が計画的に進むかどうか等々が考えられるわけでございます。

これらに対応するためには、広域的運営推進機関が、地域をまたいだ電力融通の指示、あるいは電源や送電線に関する整備、時々の需給状況の管理など、広域的な系統運用を進めていく、それとともに、今回の法案におきましても、安定供給を確保していくための発電、送配電、小売の各事業者に對してそれぞれの義務を課していく、こういったことが重要であると考えております。

○伊東(信)委員 そういった中でも、系統全体の問題に関して、再生可能エネルギーの導入も考えられるわけなんですけれども、さらに、電力の周波数とか電圧を保つための需給を合致させる調整機能を構築するのが大事なわけなんです。

東西とか管内をまたがる地域の電力調整を強化するための区間の連系強化とか広域運用の仕組みづくりをするために、前回もお聞きしたと思うんですけれども、ここで私としては周波数の問題に行きたいわけなんですけれども、こういった電力管内をまたがる区間の連系の強化、広域運用のための仕組みづくりの具体策について、もう少し詳しくお話しただけますか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

広域的な融通、運営ということでございますけれども、電事法の第一弾の改正におきまして、広域的運営推進機関を設立することになっております。これによりまして、北本連系線などを含め、あるいは周波数変換設備、それから地域間の連系線というような、送電インフラを増強するための計画を広域的運営推進機関が取りまとめる。それから、送電網の広域的な運用の調整、例えば風力発電につきまして、風況のよい北海道や東北から大量に発電が可能となつても、エリアで吸収できないということなので、それを東京管内に送る、そういった出力変動の吸収などの調整業務を行うということにしております。

また、連系線の強化の具体的な取り進めでございますけれども、まず、周波数変換装置につきましては、二〇二〇年を目途に現在の百二十万から二百十万まで増強するということ、それから早期に三百万まで増強するということ、それから北本の連系線につきましても、現在の六十万から九十万キロワットまでの増強を早期に実現するということが決まっております。今、これに向けて準備を進めているところでございます。

○伊東(信)委員 御答弁の中で周波数の問題が出てきたと思うんですけれども、政治というのは、ことはことしの政策がございまして、五年後、

何かといひますと、どうしても、「美味しんぼ」の表現を含めて、こういったものがありますと、そういった表現はけしからぬ、そういった表現はしてはいけないというような形になりがちではあるんですが、ただ、先ほど木下委員の質疑に対して大臣がどう考えたかという、そういった誤解がないようにしっかりと啓発活動を行つてまいりたい、そういった趣旨のことをおっしゃつておりました。

まさに、当方としては、その点に関して、我が

○三谷委員　私もそのとおりだとは思っております。その意味では、今回、小学館さんが、今回の問題を受けて、しっかりとこの問題についてどの

の自由化を進めていきます。全面自由化を行っていきますといったときに、なかなかどうして、高いエネルギーにあえて乗りかえていくという消費者者がそうはいないんじゃないかというような指摘があるというの、これは少なからず当たっているのではないかというふうに思うわけでございます。

その中でも、例えば、先日参考人としていらつしやつていただいた、消費者の代表として河野参考人にお越しいただきましたけれども、本当に安くないエネルギーに乗りかえるというのはどれぐ

らしいと思いますかと言ったら、なかなかそういう人はいないんじゃないかというような趣旨を回答されたということもありますので、やはり、安いかどうか、価格で勝負できるかというのは一つ重要なファクターになってくる。

この観点から、本来の意味で原発の依存度を低減させていく、これが今のエネルギー基本計画の中での方向性でございます。我々みんなの党としても、市場原理の中で原発ゼロを実現していく、これを訴えているという観点からは、やはり原発のコストというものがほかのものより高いんだ、もしくはほとんど変わらないというようなことまで論議をしていく必要があるのではないかと、このように考えているわけでございます。

この観点から質問させていただきます。今の原発のコストですけれども、二〇〇四年段階での原発のコスト、それから、今回、コスト等検証委員会の報告、平成二十三年の十二月に出された原発のコスト、それぞれ幾らというふうに考えられていたか、そして、いるかということについてお答えいただければと思います。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

原子力発電のコストでございますけれども、これは、福島第一原発事故後の二〇一一年の十二月に、コスト等検証委員会ということで試算をしてございます。

この試算は、OECD等の電源別発電コストの分析でも採用されている国際標準と言われる手法に基づいて計算されたものでございまして、この試算では、原子力のコストについて、一キロワットアワー当たり八・九円以上というふうにされてございます。この以上というのは、事故対応の追加費用も見込んであるということでござい

ます。それで、足元でございますけれども、この事故対応費用について、福島第一原発の事故対応費用をもとに、その試算では五・八兆円と仮定を置いていますが、仮に一キロワットアワー当たりで換算しますと、〇・五円と試算されてござい

ます。

さらに、事故対応費用が一兆円増加することにより、キロワットアワー当たり約〇・一円増加するということ試算でございますので、仮に事故対応費用がその当時の試算の倍、十兆円以上になったとしても、まだ、石炭火力、これは九・五円と当時試算されておりますけれども、それよりも発電コストが低いということの意味でございます。

それから、今後は、世界で最も厳しい規制基準に基づいて、独立した規制委員会によって安全性が確認された原発しか稼働できないということから、事故確率というものが、これは規制委員会の安全目標、百万年に一回の事故というふうに目標を置いておりますけれども、事故の発生確率はこの二〇一一年の試算よりも低くなるのではないかと。この二〇一一年の試算では、五十基で四十年に一回事故が起る、要するに二千戸年一回事故が起るというふうに試算をしてございますので、それよりも事故の確率は低くなるのではないかと考えられます。

また、当時と比較して石炭あるいはLNGの化石燃料の価格が上昇しておりますので、これらの発電コストの増加も考えられますので、こうしたことから、現段階で具体的な試算はございませんけれども、原子力発電のコストは他の主要電源のコストと比較して必ずしも高くなく、低廉な電源というふうに考えてございます。

○三谷委員 そのような回答になるだろうというふうにまずは思っております。だからこそ、引き続きちよつと質問をさせていただきたいというふうに思うわけです。

今のお話の中で、賠償の費用の点というのがありました。ただ、コストというのは賠償費用だけではないわけでございますから、いろいろなコストを積み上げていくということによって具体的なコストを出していくわけでございます。

その中で、具体的に質問させていただきま

を受けた追加的安全対策に要する費用、政策経費、広告費、寄附金、事故リスクへの対応費用、こういったものが発電コストとしては考えられないかやいけないかということは、このコスト等検証委員会の報告書の中に書いてあるわけでござい

ます。まず、先ほど一点質問をさせていただいて、答えはちよつといただけたんでしたけれども、二〇〇四年の段階では、これは五・九円だったわけでございます。それは一応事実関係の確認というだけでお答えいただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

二〇〇四年の試算で五・九円ということでござ

いですが、これは、事故リスク対応費用、政策経費等を含まない前提でございます。

○三谷委員 つまり、二〇〇四年から今の二〇一三年にかけて、五・九円がもう既に八・九円以上というところで、もちろん計算の内容が変わっているということによりまして、それだけま

ず、この中で、建設費が含まれているわけですが、い

わゆる建設費が含まれているわけですが、い

わゆる建設費が含まれているわけですが、い

ればいけないと思うんですが、実は、非常に最近原発の建設コストというものが上がっているということは触れなければいけないだろうというふうに思っております。

具体的にどう上がっているかという点、現在フィンランドで建設中のオルキオ三号機というものは、もともと三十二億ユーロ、四千三百二十億円、一ユーロ当たり百三十五円換算でやるとみ

ますが、三十二億ユーロから、これは九年たつてみると、何と八十五億ユーロまで、二・六倍に建設コストがはね上がったという。フランスで建設中のフラマンヴィユ三号機というの、二〇〇七年の段階では三十三億ユーロというふうに予想されて

おりましたが、二〇一二年、五年たつたところ、何と八十億ユーロ、二・四倍。もともと四千五百億ユーロから一兆二千億円。発電コストが二倍以上両方とも上がっているというところがあるわけ

でございます。それをしつかりと見ると、今の〇・二円プラスというところだけで本当にいいのかどうか。

一つの試算では、この点についてどういふうな試算をしているかといえますと、二・六円というふうに想定していたものを三・〇円に設定した、そういうような設定もあるわけでございます。この辺、建設費の上昇についてどのように

思います。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどのコスト等検証委員会の試算はモデルプラントで試算をしているものでございましてけれども、今先生から御指摘がありましたフィンランドのオルキオ三号機所につきましましては、プラントのふぐあいか溶接の不備等によりまして建設期間が長期化するというような個別、特有の事情が影響したものでございまして、必ずしもこのフィンランドの事例がこの試算に一般的に当てはまるものではないと考えてございます。

そして、今までの原発というものをつくつてきた中で、福島第一原発の事故を受けて、それだけ今まで以上に安全に対するコストというのは当然ながらかけていくとすれば、今までの原発に比べて建設費用は上がるというのは当然のことじゃないかというふうに思うわけでございます。その点で、もう既に、八・九円以上というふうな試算がもうちょっと高いんじゃないかというふうになるというのは理解をしていただけるんじゃないかというふうに思いますが、でも、問題はそれだけではありません。

全部で三点はあるわけでございますが、原子力のコストというものでいう一つ、事故リスクの対応費用というものでございます。

これは、どのような形で事故リスクを見ていくかということでございますから、例えば、何万年に一度というふうに見るのか、それとも十年に一度というふうに見るのか、そういった形で見るとあるわけでございますが、少なくとも現時点においては、今回の福島第一原発の事故による損害というものは原発を使っていなければ当然ながら発生しないということでございますから、原発のコストに乗つけるというのは、これは当然のことではないかというふうに思うわけでございます。

その中で、今、八・九円というふうな試算の中で損害が出されておりますが、いろいろな見解があるわけでございます。本場に損害の費用というのが十兆円ぐらいで済むのかどうかということでございます。

この点は、日本経済新聞、日経新聞ですね、日経新聞が母体となつてついております日本経済研究センターという公益社団法人がありまして、その会長さんは前社長でございますが、その日本経済研究センターが出している中期予測の論点という資料の中にはどう書いてあるかというところ、森林など汚染地域を一〇〇％除染すると今後四十年間に百五十兆円前後の費用がかかる見通しだというふうに書いてあるわけでございます。

もちろん、百五十兆円が全部そのまま損害として乗つけなきゃいけないということ言うつもりはありませんが、今の六・八兆円だ何だという金額は余りにも損害の額の算定としては少ないんじゃないかというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

このモデルプラントのコスト等検証委員会の試算では、事故費用として五・八兆円という前提で計算をしております。仮に事故費用が一兆円ふえるとキロワットアワー当たり〇・一元ふえるということでございますので、事故費用を幾らに想定するかによつてコストは変動いたしますけれども、仮にその想定倍の十兆円以上になつたとしても、石炭火力の九・五円よりもまだ低いということでございますので、その見積もりとしてはこういう形で考えてございます。

○三谷委員 いや、そこに関しては、損害の費用が幾らによつて値段が変わる、コストが変わるというわけですから、引き続き九・五円以下というふうになるというのは、そういう回答になるのはおかしいんじゃないですか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

福島第一原子力発電所の事故の対応につきましては、損害賠償、除染費用、それから除染のための中間貯蔵施設等々の費用等、全体を勘案いたしまして、現在、原子力損害賠償支援機構の資金交付の枠として九兆円の設定をしておりますので、今後、この九兆円をきちつと賠償に充てていくということでございますので、今委員御指摘の研究機関の試算の数字の根拠等を私も承知しておりますけれども、現状としては今そういう状況でございます。

○三谷委員 この点、今の損害に加えて、東京電力が二〇一二年十一月に政府に支援要請したというところで、除染及び賠償で十兆円はかかるというふうなことがもう既にあるわけでございますが、果たしてこれが十兆円だけで済むのかというふうな話が当然ながら出てくるわけでございま

す。総額として損害額が幾らになるかということによつて、これはある意味、青天井にコストが上がつていくということでございます。

これは、先ほど百五十兆円と言いましたけれども、それは余りにもおかしいだろうということも、今、現実的な試算、では現実的なものがどこかといったところでこれを考えたとしても、仮に二十兆円だというふうにそれを見るときに試算もあるわけでございますが、そうだとすると、一・八兆円コストが上がるということになるわけでございます。八・九プラス一・八は、それだけで十・七円になるわけでございますから、当然ながら、石炭火力を上回る費用になるということになるわけでございます。

でも、問題はそれだけではないわけです。ほかにも上がるものがあります。

政策経費というのがございます。政策経費というのは、この平成二十三年のコスト等検証委員会の報告書では、電源立地交付金一千二百七十八億円を含み、全部で三千九百九十三億円、これは平成二十三年単体でございますが、これが変わるだろうというふうに言われております。

どう変わるかという点、緊急時計画区域の拡大、もともと十キロの半径というものが、今回の事故を受けて三十キロになつた。もちろん、三十キロになつたとすれば、面積でいうと九倍ですが、少なくとも、それ全部に対してこの電源立地交付金を渡すのもそれはもう非現実的ではないだろうというふうに思いますので、そういう意味では、これをどう見るかということでございますが、大体、面積でいうと九倍、ただ、二、三倍ぐらいにこの電源立地交付金というものをしておくと、一千二百七十八億円の費用が三千億円を超えるという形になるわけでございます。これは、自然エネルギー財団の原子力コスト再検証というふうな論文にその中身は書いてあるわけでございます。

その電源立地交付金の金額が当然ながら上がるのと、これによつてもまた費用が上

がつていく。一キロワットアワー当たりおよそ〇・七円上がるというふうな計算になるとすれば、当然ながら、もうこれははるかに十円を超えていくというふうな、そういう費用になつてくるということでございます。これでもなお原発が一番安いというふうなことをおっしゃるのかということについて、できれば、今の議論を聞かれていた大臣にお答えいただければと思います。

○茂木国務大臣 原発が最も安いかどうかは別にしまして、さまざまな電源の中で、安いコストで発電をでき、しかも安定的に電力を供給できる、こういう観点から、石炭火力や水力と一緒にベースロード電源、こういう位置づけをさせていた

ているわけであります。その中で、福島第一の事故対応コストがどれだけかかつていくか。将来のことについてもお話をいただきましたが、二〇一一年の段階の試算と比べますと、どれくらいの割合で事故が起こるかということに對しては、現在、原子力規制委員会におきましては百万年一回以下ということで、割る方の分数もまた変わつてきているというところが大きくなつてきている部分もありまして、その部分が一概に、八・九円だったものが、事故対応コストが倍になりまして、〇・五円上がつて九・四円から九・五円の石炭より高いか安いとか、もうちょっと上がるかというよりも、相対的というか、比べてみたときには低いコストの電源に属するというところであります。これはG7のエネルギー大臣会合、先週ローマで行われましたが、ここには、もちろん、ドイツであつたりイタリア、こういう国のエネルギー担当大臣も出席をしておりますが、全体の一致した共同声明として、原子力につきましてはベースロード電源、こういう位置づけになつております。

○三谷委員 ありがとうございます。

そういう意味でも、大事なことは、もちろん今大臣がおっしゃつたコストというところだけではないだろう、それは私も理解をしているところでございまして、具体的にどれぐらいの安定供給で

きる電源があるんだというような観点というのは忘れちゃいけないだろう、それはもちろんそのとおりだとは思いますが。ただ、一般的に言われております、原発をゼロにすると電気料金はいかに高くなくなりますということは、本当じやないだろうというふうに思うわけでございます。

これも、環境省のエネルギー・環境会議が出している、エネルギー・環境に関する選択肢というような資料がありまして、その中で、シナリオごとの二〇三〇年の姿、ゼロシナリオ、一五シナリオ、二〇から二五シナリオ、この数字は原発の依存度でございますが、発電コストという意味では、この表に書いてあるとおり読めば、ゼロシナリオだと十五・一円、一五シナリオだと十四・一円、二〇から二五シナリオでも十四・一円。一キロワットアワー当たり一円違う、大きいじやないかという声もありますけれども、でも、先ほど申し上げたさまざまなコストの計算を直せば、全くとって、原発ゼロにしても高くなるというふうには必ずしも見えないということは、これは指摘をしなければいけないだろうというふうに思います。

大事なことは何かというと、高いコスト、高くないところを言うだけではなくて、今の日本経済の中で、しっかりとこれは忘れてはいけないのは、原発を使わないと海外からほとんどどんないろいろな燃料を輸入しなければいけない、その費用が赤字ということになって日本経済に深刻な打撃を与えてしまうんじゃないかというように指摘というのは、これはもちろんあるだろうと思っておりますし、今のアベノミクスの政策の中で一つ円安ということに振れている中で、こういった政策を、赤字垂れ流しというような状況をどうするかということ、これを考えていかなきゃいけないのはもちろんなんです。ただ、まずは、消費者の観点から、原発を使うことが安いんだという一本調子でいくということについては、しっかりとこれは違うんじゃないかということを申し上げたいというふうに考えております。

その中で、では、具体的にどのように海外からエネルギーを輸入する状況から脱却していくか、これも考えていかなきゃいけないわけです。高いエネルギーを調達するというところを減らしていくためには、もちろん、海外のシェールガスとかそういったところに今、各国から調達できるように、さまざまな企業が各国に行つて契約を締結しているわけですが、エネルギーの安全保障の観点からも、やはり自然エネルギーというものを、もつともつとふやしていくということは、エネルギーの自給率を高めていく上でも、そして日本のこれ以上の赤字というものをとめていく上でも、一つ重要な視点ではないかというふうに考えております。

その意味でも、非常に積極的な自然エネルギーの育成策というものをとっていただく。これは、前回大臣にも伺った、フィード・イン・タリフについてどう思うか、これを質問させていただきまして、あれども、そこで、何とか自然エネルギーの市場というものを今まで以上に活性化していかなければいけない、このように考えているわけでございます。

その中で質問させていただきましても、今の電力の完全自由化というものが進んだ中で、これは消費者が勝手に自分のエネルギーを選んでいくという形になります。今のエネルギー基本計画の中では、大体、二〇三〇年に約二割というようなものを超えていくというように目指すということですから、そういった目標を市場原理の中だけで達成できるというふうにお考えなのか、それを脱却するために、打破するために、乗り越えるためにどのような政策をとっていくべきだということに思われるか、改めて大臣の御所見を伺いたいと思います。

○茂木国務大臣 まず、原発とも関連して、我々は、もちろんコストだけではなくて、エネルギーを考えたときに、安定供給の問題、そしてコストの問題、さらには環境負荷の問題、安全性の問題、総合的に考えなきゃなりませんし、残念なが

ら、全ての特性において秀でているエネルギー源というのはないわけでありまして、現実的にバランスのいいミックスは考えていかなきゃいけないと思っております。

その中で、再生可能エネルギー、国産そして分散型のエネルギーということで極めて重要であると考えておりますが、マーケットメカニズムだけに任せて導入が進むかという、そうではないという観点からFITも入れさせていただいていくわけでありまして、そして、風力等でございますと、送電インフラ、こういったものを、しっかりと生産地から消費地に運ぶという意味でつくっていくかなきゃならない。また、風力等でございますと、環境アセスメントの問題、こういった課題にも対応していかなきゃならない。そして、電力、この再生可能エネルギーを安定性を高めるためには、大型の蓄電池の技術の開発、こういったことも重要であろう。もちろん、福島県沖で初めて実施をしております浮体式の風力や新しい風力のあり方についても実証、技術開発を進めていきたいと思っております。

基本的には、恐らく制度といたしましては、電源線とか送配電増強等に関してはそれを使う人の事業者負担かと思っておりますし、また、東電としては、修繕とかメンテナンス中心であつたりとか、自社の発電見込みがあるというときには、それも含めて増強とかを考へるのかなと思うんですが、その点について伺いさせていただきますか。

○山口参考人 お答え申し上げます。

送配電の設備投資でございますけれども、主に、送配電設備の新増設を行う拡充の投資と設備の老朽更新などを行う改良の投資がございます。拡充の投資では、新たな発電所でありまして、お客様へ接続いたします新設の工事等、こうした工事によりまして、既存の送配電網が所定の信頼度あるいは品質を保てないような場合に設備増強を行う対象は出てくるというのが一つでございます。

○三谷委員 ありがとうございます。

エネルギーに関しては幾つもの問題点、論点はある中で、本日は、そのコストの点について着目して質問させていただきました。本日に一つ一つ乗り越えていかなければいけないだろうというふうに考えておりますので、これからよろしく願います。

本日の質問は以上です。ありがとうございます。

改良投資につきましては、既存の設備が、老朽化等によりまして、所定の能力でありますとか法令に定められた基準を維持できなくなる前に設備を取りかえる、こういった更新工事が対象となるわけでございます。

弊社の送配電網を管轄しておりますパワーグリッドカンパニーで申し上げますと、二〇一二年度からの五年間で約一兆四千億円、年平均で申しますと約二千八百億円の設備投資を行う計画と

○富田委員長 次に、小池政就君。

○小池(政)委員 結いの党の小池政就です。

きょうは十一番目ということでありまして、前に十番のときは、大臣から、野球じゃなくてサッカーだったからエースだよと慰めていただいたんですが、もうサッカーのスタメンも危なくなつてきました。(発言する者あり)ありがとうございます。頑張つていきます。

きょうは、最初に、お忙しい中、東電の副社長

なつてございます。

引き続いて、発電所のアクセスにかかわるものを東電の計画にどういうふうに織り込むかという御質問かと思いますが、原則といたしまして、発電事業者の皆様から当社の送配電網への接続についてお申し込みをいただいた後に設備投資計画に織り込む、こういう基準になつているところでございます。

以上でございます。

○小池(政)委員 一点確認なんですけれども、新総特の中で、二〇一六年度までに、前回総特に対して、設備投資で累計三千億円以上、設備関係費用で一千五百億円以上のコスト削減を進めるなど、託送原価を低減するということがありまして、これを前提としてこれから投資計画等が決められていくという考えでよろしいでしょうか。

○山口参考人 お答え申し上げます。

必要な投資を見きわめた上で、その個々の案件につきましましては、あらゆる角度からのコストダウンを織り込んだものが今申し上げた計画になつているところでございます。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

次に、今度はスマートメーターについてお伺いさせていただきます。

スマートメーターに関しましては、計画を三年前倒しということで、ことしの九月からそのデータを用いた先行実証を開始するというような予定であるかと思いますが、そのメーターに関しての、検針でありますとか、また検針されたデータの提供、集約でありますとか、その予定というのはどうなつていますか。

○山口参考人 お答え申し上げます。

スマートメーターに関しましては、ことしの四月から、スマートメーターの通信機能に関する技術検証を目的といたしまして、東京の小平市の一部におきまして設置を開始しているところでございます。現在、約一千台の設置が完了しております。

今後、今年度は約百九十万台のスマートメー

ターを設置するという予定でございます。三十二年度までの七年間で、当社のサービスエリア、お客様の総数は二千七百万でございますが、全てのお客様にスマートメーターを設置するという予定でございます。

○小池(政)委員 今、頻度の話がなかったかと思うんですが、月一でやっている検針がこれからどうなるのか、また、そのデータをどうしていくのか、その点についても伺いさせていただけますか。

○山口参考人 お答え申し上げます。

現在構築しておりますスマートメーターのシステムにつきましましては、国内外からのさまざまな御意見をリクエスト・フォー・コメントという形でいただきまして、その御意見を踏まえまして、三十分ごとの電力の使用量を一日に四回から六回、データサーバーへ伝送する方向で検討を進めているところでございます。

この三十分値の伝送の頻度につきましては、今後、国の電力システム改革小委員会の制度設計の中で議論されるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

次に、一般担保つき社債についてであります。こちらにも新総特にその方針はあるんですが、改めて、この一般担保つき社債、私募債スキームは減らしていくということではあると思ひますが、これについてはどのような方針を持っていますか。

○山口参考人 お答え申し上げます。

ことしの一月に認定をいただきました新・総合特別事業計画におきましては、一般担保による与信の総量が震災時における額の範囲を超えると見込まれた場合につきましては、新総特の着実な履行が前提でございますが、新たな一般担保は付与しないこと、さらには、一般担保の総量が毎年度継続的に減少していく運用を行うこととしてい

ところでございます。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

それでは、最後の質問になります。原子力発電所への安全対策費についてでございますが、これが震災の後、その見直しもいたしまして、金額も含めてどのように推移していったか、またその経緯について伺いさせていただきますか。

○山口参考人 お答え申し上げます。

福島第一原子力発電所の事故の後、柏崎刈羽原子力発電所に対しましては、新しい規制基準施行以前から計画してまいりました安全対策費、これが約千二百億円でございます。新しい規制基準が施行された後に計上いたしました対策費が約千五百億円でございます。現時点で、合わせますと約二千七百億円、こう想定しているところでございます。

以上でございます。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

副社長については、これで結構でございます。

○富田委員長 山口参考人、御退席いただいて結構です。

○小池(政)委員 それでは、今の御答弁を踏まえて確認をさせていただきたいと思ひます。

この電力システム改革に伴つて、少し心配な点も幾つかあるんですが、まず一点目は、接続の件についてでございます。

今、東電の方からも、設備投資については、基本的に、自分のところの修繕、メンテであつて、かつ、総特の中には、コストダウンということの中で考えていくという話でございましたが、やはり、これからの新規参入ということを考えるのであれば、それをある程度、改善もしくは増強していかなければならないところでございます。これが今の制度の中で果たしてできるかなというところでございます。

まず、現状を確認させていただいたのが、北海道におきまして、太陽光が、認可が非常に多く

て、百六十万キロワットぐらいですか、百五十六万キロワット、認可したはいいいものの、実際、送電網の整備を見てみたら、四十万キロワットぐらいが上限だったというのが去年の末ぐらいの段階でございます。

その後、それが現在どうなつていのか。その百五十六万、認可された人たちはこれからどうされていくのかということについて、まず事実確認をお願いさせていただきますか。

○木村政府参考人 北海道におきましては、固定価格買い取り制度の施行後、やはり土地が安いこと、それから日照条件がいい場所が南の方にも広がっております。そういったところで大規模な太陽光の立地が集中するということが起こっております。また、電力需要がほかの地域に比べて少のうございますので、大規模太陽光発電導入量が限界に近づいているという状況は事実でございます。

経済産業省といたしましては、北海道電力の変電所側に世界最大級の大形蓄電池、これは六万キロワット程度でございますけれども、これを設置し、不安定な再生可能エネルギー電源の受け入れ量の拡大を目指すといったようなことに取り組んでおります。

それから、太陽光発電の導入量の拡大に向けて、北海道地域に限定した接続条件の改正というのを行つております。いわゆる三十日までしか出力抑制というのは無補償ではできないというルールなんですけれども、三十日を超えて出力抑制が無補償でお願いするということがあり得るという条件をのんでいただける事業者さんであれば、接続の上限にかかわらず接続できるといふような改正も行つてきたわけでございます。

引き続きまして、将来的な再生可能エネルギーの受け入れ容量の拡大を目指しまして、さまざまな技術開発でございますとか、あるいは再生エネの適地と消費地を結ぶ広域的運用の拡大に向けたインフラの強化等についても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○小池(政)委員　そこで、ちょっと気になるのは、送電網、また電線の整備につきましては、基本的には、特定負担という形で、原因者が特定できる人にはそれを負担させるということでごいいますけれども、では、それが果たして、再生可能エネルギーのポテンシャルがあるところに対して、その負担を持つて本当に導入できるかどうかというところはわからないところでごいいます。

例えば、物すごい再生可能エネルギーのポテンシャルはあるけれども、送配電のコストを考えてみたら、個人では到底参入することはできない。また、特定の個人に、個人というか企業におきまして、多分そこで発電できるのは、最初の設備とかだったら十年ぐらい、長くても二十年。では、その中で何十年も続く送配電のコストを持させるのかどうかという際に、果たして、この再生可能エネルギーの促進というのを考えていく際に、そういうポテンシャルをどうやって今の制度で生かしていくことができるのかということを考えていかなければならないかと思っております。

その際、例えば、政府といたしましては、風力に関しては、北海道でつくられた事業者のSPCに対して政府が後押しした支援をされたりとか、また、蓄電池等への支援、取り組みとかもされているということでごいいますけれども、そのような観点からも、これから再生可能エネルギー、特に太陽光等を含めて、政府から見ても、なかなか市場に任せていても、固定価格買い取り制度等に任せていっても導入できない、そのようなところに対してどのような取り組みというのを考えているのかどうか、お伺いさせていただきますか。

○茂木国務大臣　委員の方から御指摘がありましたように、どうしても風力等々、ポテンシャルの高い地域が偏っております、経産省としても、北海道、東北で地域内の送電網を整備実証する風力発電事業者を支援する補助事業ということで、平成二十五年度の予算で二百五十億円、二十六年度予算で百五十・五億円、措置をしております。

て、現在、稚内の地域それから北海道の日本海沿岸でFSの調査も実施しているところであります。もちろん、個々の事業者だけではなくて、今後は電力のさらなる広域的運用の拡大、こういう観点から、政府が示す方針に基づいて、地域間の連系線等の送電インフラについて、広域的運営推進機関が中心となって、その増強を進めることとしております。

○小池(政)委員　機関が中心ということでございまずけれども、その負担というのは今、事業者負担というか、特定負担みたいな形になっていきますので、そこについても、ぜひ前向きな検討、対応等をお願いさせていただきたいと思っております。

また、次に、先ほど東電の副社長から、メーターの件のお話がありました。その点についても少し指摘をさせていただきたいと思っております。東電の方からは、メーターを取りつけた際に、検針は三十分ごとです、そのデータの提供については一日に四五回ということでごいいますから、六時間ごとということになるわけでごいいます。今後は議論ということでございました。

先週は、こちらに参考人に来ていただきました、電事連の会長でもあります、関西電力の八木社長にお伺いさせていただきます、現在は一時間一回、使用量と料金を提示していると。通信機能はこれからということ、それは時間もかかるし、ちょっとこれからどうなるかという話でございました。

私たちは、スマートメーターが入った最終段階をよく想定して話をしようわけでごいいます。が、その途中段階というのは、やはり、今の制度に即してみて、なかなか厳しい状況というのが予想されるということもあるわけでごいいますし、また、通信設備がどのくらいかかるかもわかりません。

それに対しても、ぜひ政府の方からもそれを促すように努力していただきたいと思っております。また、それは大変難しいということなのであれば、例えば小型のバッテリーの普及を促進するとかいう形で、このままですと、インバランス料金制度等によりまして、新規の人たちがより大きな負担を背負うことになったりとか、また、小売の人たちが新しいサービスを提供しようとしても、そもそもデータがないし、情報がわからないということから、思ったような自由化の設計というのは多分難しいかと思っております。

その点についても、ぜひ大臣から、その方針についてよろしくお願いさせていただきたいと思っております。

○茂木国務大臣　スマートメーターの技術というのは、これからどんどん進んでいくと思っております。最初は三十分単位とか何時間置きというものが、かなりリアルタイムに電力の消費量等々が、コンピュータの端末とつながったり、いろいろな形でできる時代というのは来ると思っております。

同時に、メニューを提供するに当たっては、実際に使っている状態を見ながらメニューを提供しなくても、サンプリングにしても、新規参入者も、例えば、一般的な家庭ですと使い方はこうですという中で、料金メニューとしてはこういうのがあります。かけ放題は幾らとか、二段階になるとか、大体一般的な人はこうですとか、三人家族の人はこうですとか、夜遅くまで起きる方のお安くなりますとか、夜遅くまで起きる方にはこういう料金メニューもありますよと。

いろいろな形のお示しというのは、一般的なサンプリングといえますか、平均的な電力の消費のこれまでの実績等からもメニューというのはつくることそのものは可能ではないかと私は思っております。

○小池(政)委員　小売のメニューの方はそうかもしれないませんが、実際のインバランスとか、そっちについては実績に対しておかたつてしまいうわけでごいいますから、そこはしっかりと前向きに即座に対応していただきたいと思っております。

また、次に、一般担保の話でございます。東電の副社長からお話をいただきました。震災前の数字を前提としてという話だったかと思いますが、これから減らしていくということでごいいます。

また、私たちが、原賠機構法の議論の中で、私募債スキームというものをできる限り減らしていくべきだという議論がありまして、大臣もその方針について答弁をいただいたところでごいいます。

ただ、現在も、東電だけではなくてほかの電力におきましても、私募債という形じゃなくて公募債という形でも一般担保付きの社債というものは多く発行されているところでごいいます、ことに入っても、関電を含めて多くの電力会社が社債によって資金を調達しているところでごいいます。

一般担保付き社債についても指摘をさせていただきました。参考人質疑の中では、安念参考人がこの実効性について非常に明確なお話をさせていただきました。多分、議事録で確認していただいているかとは思いますが、関電の八木社長が苦笑いしている中で、安念さんがはつきりとか、一般担保付き社債は余り意味がないんじゃないかという話をされたことが大変印象的のごいいます。その実効性だけではなくて、私は、二点、これからのシステム改革に即しても、一般担保付き社債というのは少し懸念が残るところでごいいます。

一点目は、競争環境についてでございます。
自由化時については、やはり、特にイコールフッティングの観点からも、これが本当に優遇されるような形で残すべきなのかどうか。既に卸電力については無担保で資金を調達している中で、果たして、特に発電について、これを残すかどうかということが考えられるわけでございます。

それから二点目については、私は、これは今後の選択肢の足かせになるんじゃないかということを考えておりまして、例えば東電に関しましては、これまで法的分離の話が出た際には、電力債があるということが一つのネックでありまして、賠償が影響を受けてしまうんじゃないかということからも、大臣も、この電力債、一般担保付きの社債について懸念を示されたところでございますが、これがあるから、なかなか法的分離というものも考えにくいという現状がある。

それから、これからの送電分離につきましても、最終形がどうなるかという、その是非は抜きといたしまして、所有権分離がなかなか難しいのは、ここでもやはり財産権という問題があるということから電力債の問題というのが出てくるわけでございまして、そういう意味からも、できる限りこれは減らしていくべきだということを考えているところでございます。

特に、小売は、そもそも担保があるのかどうかというのがわかりませんし、送配電も、総括原価方式がある中で一般担保が果たして意味があるのかどうかということを考えてしまうわけでもございまして、今度は発電に一般担保をつけた際には、発電こそ、賠償資金でありますとかそういうものは発電部門からこれから供給される中で、そこにさらに一般担保をつければ、またその賠償が劣後してしまうかもしれないことから、ここはしっかりと考え直すべきじゃないかなということをおっしゃっているわけでございます。

ここで、ちよつと大臣にその方針についてお伺いさせていただきたいんですが、東電の際には、

私算債の見直しを望ましいというお話もされておりました、全体のスキームの中で、一般担保もやはり早期に見直ししていくべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○茂木国務大臣 東電は今、一般担保、私算債を減少させるべく努力をしている、また、金融機関との間でも鋭意調整をしている、こういうことであります。

確かに、電力システム改革を進める上で、一般担保の取り扱いが極めて重要な課題になつてくる。今回の第二段階の法案におきましては、一般電気事業者、この定義自体は見直しますけれども、基本的には、これまでの一般電気事業者について、今後とも大規模な投資等々が求められるというところから、一般担保をつけるということを認めておりますけれども、今後、第三段階、送電分離をする段階でどうするかという問題につきましまして、一つは、先ほどお話がありましたように、送配電部門等に対する設備投資がこれから必要になつてくる、そういったものの資金調達をどう賄うか。円滑な資金調達が行われて、円滑な設備投資が行われる状態をどう担保するかという観点が一つございます。

その一方で、新規の参入とのイコールフッティング、特に発電、そして小売の部門というのは完全に競争部門ということになつてくるわけでありまして、そこについてイコールフッティングをどう担保していくか、こういう観点を踏まえて、今後検討してまいりたいと思っております。

○小池(政)委員 おつしやいましたイコールフッティングの観点、また、送電分離の障壁にならんか、観点からも、私は、第三段階ではなくて、その前からしっかりと議論すべきだということをおっしゃっております。

最後に、東電の副社長からも、原子力発電所の安全対策費の話をお伺いさせていただいたところでございます。震災後におきましても、もともと一千二百億だったのが二千七百億ということになったということでございます、これは東電に

限らず、ほかの原発についても同様でございます。

これは、もう時間がなくなつていっているので、これからまた改めて機会を持つて議論させていただきたいと思ふんですが、これは去年、原子力の特別委員会でも指摘したところなんですが、ここが問題なのは、安全対策というものが聖域になりつつありまして、基準を超える安全対策であればもう何でもかんでも入れていい、かつ、それについては、自分たちのことをわかつていいる関係企業に大体お金が流れていくわけでございます。

それが一部、国税庁によつて所得隠しみたいなことで少し出ているところではございますが、全体の構想と膨れ上がる現状、これもこれから改めて考え直さなくてはいけない点かと思ひます。その点について、また、多分来週の一一般とかになると思ひますけれども、議論させていただきたいと思ひます。

私も、切りがいいところで、ちよつと早いですけれども、これで終わりにさせていただきます。

○富田委員長 次は、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。きょうは、当初予定していた順番を変更しまして、託送料金の方から最初にお尋ねしたいと思ひます。

制度設計ワーキンググループの事務局提出資料、去年の十月二十一日に「小売全面自由化に係る詳細制度設計について」というのが出ておりますけれども、その中で、「託送料金原価に含まれる費用の扱い」というようなペーパーがありまして、このポンチ絵で、冒頭のところに、「現行託送制度においては、電気的全需要家が公平に負担すべきものとして、送配電部門に係る費用のほか、「電源開発促進税」や「原子力バックエンド費用(既発電分)」の費用を託送料金を通じて回収している。」「小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確

保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」ということで、託送料金で回収できるものは何なのかという整理としての文言があるわけですが、この中で挙げられている託送料金との関係で、電気的全需要家が公平に負担すべき費用というのはいかなるものなのか、その辺について簡単に御説明をいただけますか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

この資料で例示をしております電源開発促進税それから原子力のバックエンドの費用ということを託送料金で回収しているわけでございますけれども、電源開発促進税につきましては、現行制度におきまして、一般電気事業者の送配電網を介して供給する電気に課税をしております、新電力の供給する電気に課税をしております、託送料金を通じて課税をされているという状況でございますので、そういう税の性質上、需要家が公平に負担すべきものというところで整理をしているものでございます。

それから、使用済み核燃料の既発電分、使用済み核燃料再処理費用等の費用でございますけれども、その既発電分ということでございます。これは、平成十七年十月より使用済み核燃料の再処理費用についての積立制度を創設いたしておりますので、その費用は基本的には発電費用として原価計上することになつておるんですけれども、その制度の発足前に発電した部分につきましては、積立制度創設前の発電分の再処理費用につきましては、制度創設前には合理的な見積もりができなかったということで、当時の検討会などで整理をした結果、その発電によつて利益を受けた全需要家から公平に回収する必要があるということで、託送料金として回収するというところで整理をされたものでございます。

個別の事情に応じて、こういった観点から検討していくべきものだと考えております。

○塩川委員 個別の事情に応じて検討していくというお話でした。その中で、具体的に説明がありました電源開発

促進税や使用済み燃料再処理等の既発電費のことが今ありましたけれども、資料をお配りいたしました。原発関連についていろいろな賦課金があるわけですが、ここで紹介をしているのが、営業費などでも項目が立っているものですが、使用済み燃料の再処理費、これは今説明があった既発電費と発電費が入っているわけです。それから、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費、原子力損害賠償支援機構一般負担金、電源開発促進税、こういうものがあるわけです。

そこでお尋ねしたいのが、これらの費用については、現在どこに含まれているのか。託送料金なのか、発電の方なのかどうか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど私が御答弁申し上げました電源開発促進税、それから使用済み核燃料の再処理費用等の既発電分につきましては託送料金で回収してございますけれども、それ以外の、原子力発電の解体費用、それから損害賠償一般負担金等については発電の費用として計上されております。

○塩川委員 一般負担金もそういう整理ということではよろしいですか。

○高橋政府参考人 原子力損害賠償支援機構法に基づく一般負担金につきましては、原子力発電の発電の費用として計上しております。

○塩川委員 これらの費用については今後どうなるのか。この電力システム改革が進められる中で、今後、託送料金に含まれることはあるのか、それとも違う整理なのか、その点についてはどうでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

システム改革の進捗に合わせて、今、一般電気事業者の経費に係っているものについてどのような費用で回収するかということでございますけれども、基本的には、託送につきましても、託送業務に係る費用を回収するというところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担するべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくということでございまして、今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくということでございます。

○塩川委員 電源開発促進税などは法文上も託送料金と書いてあるわけですが、その他不明なものもあるんですが、これについてどつちかというところについては、この場じゃはっきりしないということですか。そこら辺が見えるような形で説明いただきたいんですが。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

電力システム改革に応じて、どういふものを託送料金で回収するかということでございますけれども、例えば、広域機関が電源を入札するときにその補填をするための費用などは、この制度上、託送料金として全需要家から公平に回収すべきものだというふうにも私どもも考えておりますけれども、それ以外のものについて、現時点で、こういったものが、どういふものがそれに該当するかということにつきましては、具体的には検討してございません。

○塩川委員 具体的に、こういうものは、どういふ形で賦課されるのかについての見える化が必要だと考えます。再エネ法においては、賦課金については明細のところにも出される。それは総括原価の外だからという説明なんかを電事連会長なども説明しておりますけれども、そういうことにとどまらず、しっかりと、原子力関係のいろいろな賦課金があるわけですから、そういうのをきちっと明示することが必要だということが求められております。

その関係で、使用済み燃料再処理等既発電費の部分でございども、これを託送料金に乗せるという実際の議論があったわけですね。それが、二〇〇四年の「総合資源エネルギー調

査会電気事業分科会中間報告 バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」の中で、この使用済み燃料再処理等既発電費については、託送の仕組みを使い、最終需要家から回収することとしたわけですが、その報告書の中を見ますと、送配電費用とは性格が異なるものだ、そこで、「請求書等に、既発電分の金額を明記するなどの方法をとることが適当」としておりました。

この中間報告では、送配電費用と違うんだから、送配電費用と性格が違うものを入れるとするのであれば、それがわかるようにする必要があるでしょうということ、請求書等に金額を明記するなどの方法をとることが適当としたんですけれども、これはどのようになったんですか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

使用済み燃料再処理等既発電費につきまして、これは、平成十六年の経済産業省の審議会において回収方法を検討した際に、受益者負担、競争中立性の観点から託送料金のスキームを用いることとされたけれども、当然、送配電費と費用性格が異なるということから、両者が混同されないよう、その請求書等に金額を明示することを求めています。そのような対応がなされております。

○塩川委員 例えば、御家庭のところなんかにもわかるようになっていないんですか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

一般電気事業者におきまして自由化部門の小売料金の請求においては、この明細の単価の記載がございまして、それから、新電力に対しては一般電気事業者から、託送料金の請求料金明細書につきましては、この単価の記載がございまして、規制料金の小売料金については、この記載はございませ

○塩川委員 でも、このときのやりとりというのは、別に自由化も明示してありますけれども、それはPPSの方にもしつかりとわかるようにしようという趣旨であるわけですが、基本は

全需要家との関係で書いていますわけですから、全需要家であれば、御家庭も含めてしつかりと請求書等がわかるようにしようという趣旨が本来の趣旨なんじゃないですか。

そういうことをやることの方がより実態に合ったものになる、この趣旨に合うものになると思うんですが、それをなぜしないんですか。

○高橋政府参考人 当時の議論では、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、これは規制料金の料金水準につきまして規制で査定をしてございまして、その際の内訳は情報公開されておりますけれども、実際の原価自体は、料金算定後、実際の需要や発電量の変動いたしましたして、個々の費目が日々の料金において実際どれだけかかるかというのは、規制の査定の部分と実際部分が離れる部分がございまして、原子力関係のこの費用につきましても記載をしていない扱いとなっております。

○塩川委員 家庭も含めてもこういった既発電分について負担をするという趣旨になっているわけですから、そういうのがはつきりと見えるということこそ、本来この趣旨のつとめやり方だと思ふんです。

その点、大臣にもお尋ねしますが、きちんとした、こういった賦課されるような経費について、やはり全需要家、家庭も含めてわかるような、そういう見える化を図る必要があるんじゃないのか。今言ったこういう既発電分も含めて、明示をしたような原発関連のいろいろな賦課されているという費用について、家庭にもわかるようなそういう明細の開示ということが必要だと思ふんですが、大臣の御答弁をいただきます。

○茂木国務大臣 一般論で言えば、できる限り情報について家庭も含めた需要家に開示をしていくということだと思えますけれども、電力の明細書をごらんになっても、どこまで細かいものを各家庭が求めているか、事情はそれぞれ違うんだと思います。求める方に対して適切な形で情報を提供

する、そのあり方については今後検討してまいりたいと思っております。

○塩川委員 現段階についてのきちんとした開示ということが求められるということ、同時に、今回の法案との関係でも、これは、切り分けられた送配電事業者の託送料金との関係で、結局、公聴会はなくなりそうです。BツリーCとの関係で公聴会があつたんだけれども、BツリーBだから公聴会はないということです。

でも、これは、需要家に負担を求めるというものであれば、何が入っているかわからないまま政府や事業者にお任せというわけにはいかないわけですから、こういった託送料金について、やはり改定をするようなときにはしっかりと公聴会を行うということが必要だと思うんですが、この点はいかがですか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

電力システム改革が進展した後の託送料金でございますけれども、これは一般送配電事業者と小売電気事業者との間の事業者間の取引に係るものでございまして、消費者と直接契約を結ぶものではないということで、私どもとしては、広く一般の意見を聞く、そういう公聴会を開催する必要があるというふうに考えてございます。

○塩川委員 最終的な需要家の負担というところにあらわれるわけですから、そういう点ではしっかりと消費者、利用者にわかるような形というのは求められる。その一つが公聴会だったわけですから、それをなくす必要はないということを重ねて申し上げておくものであります。

次に、固定価格買い取り制度の関係で、再エネについてですけれども、優先給電のことについて御質問をいたします。

最初に、固定価格買い取り制度における再エネの優先給電とはどのようなものかについて、御説明をいただけますか。

○木村政府参考人 再生可能エネルギーの優先給電でございますが、一般電気事業者が、再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー電

気の買い取りを求められた場合に、みずから保有し、または別途調達をしております一定の電源、これは再エネ特措法上は火力でございますけれども、を抑制してでも再生可能エネルギー電気を優先的に受け入れなければならない、そういったルールを優先給電と申しております。

○塩川委員 この点では、原子力はどのような位置づけられているんでしょうか。

○木村政府参考人 現行のルールでございますが、これは非常に込み入った条文になってございまして、再エネ特措法の施行規則で、回避措置ということで規定をしております。その中で、回避措置の対象にならない電源として、太陽光、風力、原子力、水力及び地熱ということで規定をしておりますので、原子力発電につきましましては出力抑制の対象にはならないということでございます。

○塩川委員 出力抑制の対象として原発は入らないということですが、結果とすると、再エネよりも原発が優先されているということですか。

○木村政府参考人 あくまでも、再生可能エネルギーの特別措置法における体系上の整理といたしましては、優先給電の対象としては原子力は火力並みではないということでございます。

○茂木国務大臣 先ほど、優先給電のルールについては政府参考人の方から答弁をさせていただきましたが、原子力については優先給電のルールはありません。その意味では、再生可能エネルギーの方が優先給電という形になっている、このように理解いたしております。

○塩川委員 一般電気事業者が保有する発電設備の出力抑制は最初にやりますと。三つ例示がありますけれども、その一番目として、そこからは原子力は除くとなっているわけですよ。

そういうことになれば、優先給電という、そもそも再生可能エネルギーを大きく普及しようという立場でいったときに、実際に優先給電というときに原発が対象外となっているという点でいえば、実態とすれば、私は、優先給電、原子力は特

別扱いですねという話だと思えますけれども、どうですか。

○茂木国務大臣 原子力に優先給電のルールがあるということなんです。委員がおっしゃるのとは。

○塩川委員 例えば、ドイツの再生可能エネルギー法では、系統運用者は、再エネ電源を在来型電源よりも優先接続、優先給電するという義務がある。

そういう点でいえば、私がお聞きしたいのは、再エネ電源について、原発を含めた在来型電源より優先給電する義務を系統運用者にかける、原発を含む在来型電源より再エネ電源を優先給電する、こういう義務を課すことが必要なんじゃないのかということをお願いしているんですが、どうですか。

○茂木国務大臣 ドイツにおいては、固定価格買い取り制度を定めた再生可能エネルギー法におきまして、再生可能エネルギーを優先給電する規定が置かれておりますけれども、御案内のとおり、ドイツは、系統が他国と連系しております。再生可能エネルギーの変動分を他国と融通し合える。その中には、フランスから原子力の発電も入ってくるんですよ、実際に入ってきているんですよ、それは。

それに対して、日本の場合は、他国と系統が連系していませんから、変動分、融通が困難な状況にあります。ドイツと同じ状況で一概に語れる問題ではないと思っております。

○塩川委員 もともとドイツでも、実際には、再生可能エネルギーについてさまざまな調整をすることによって、基本は、輸出入の割合というのはいく一部ですよ、そういう意味では、風力についても。

日本でいえば、今はそもそも原発が稼働していないわけですから、そういうことを考えても、そもそも再生可能エネルギー、風力発電などを急速に普及しようという立場に立ったときに、しっかりとそういう余地を残す上では、原発などの在来

電源よりも再エネ電源が優先給電されるという仕組みにすることが急速な普及につながるんじゃないのかということをお願いしているんですが。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

大臣からの御答弁がございましたけれども、再生可能エネルギーは、天候等によりましてすぐ出力変動がございしますので、そのために優先給電という出力を調整しなきゃいけないということになりますので、そういうことにつきましましては火力電源などで対応するというところでございまして。

○塩川委員 原発の発電を抑制的にするということを本来の基本としていくということであれば、今言った優先給電のあり方の見直しが必要だということをお願いいたします。

次に、電力各社の風力発電についての連系可能量についてですけれども、これはどんな状況になっているのかについて御説明ください。

○木村政府参考人 一般電気事業者が現在公表しております風力発電の連系可能量でございますが、北海道電力は五十六万キロワット、東北電力が二百万キロワット、北陸電力が四十五万キロワット、中国電力は百万キロワット、四国電力が四十五万キロワット、九州電力は百万キロワット、沖縄電力が二・五万キロワットというふうに承知してございます。

なお、東京電力、中部電力及び関西電力につきましては、管内におきます電力需要が大きく、調整力が十分確保されているということから、現状、風力発電の連系可能量の設定というのはい行っておりません。

○塩川委員 風力においては、やはり東北あるいは北海道の管内というのは非常に賦存量が大きいということではあるわけですが、そういうところとこの間ふえてきてはいるものの、一定の上限もあるということでもあります。

この点で、ドイツなどの事例を見ても、系統運用者は、再エネ電源の接続のために遅滞なく電力系統を拡張する義務を課されています。第九条で

すかね。

そこでお尋ねしたいのが、連系可能量についてこういった制約を取り払って、再エネ電源接続のための電力系統の拡張義務、これをしっかりと課していくということが必要じゃないかなと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○木村政府参考人 我が国では、風況がよく、大規模な風力発電の立地可能な場所が北海道あるいは東北というところに偏ってございまして、こうした電力の生産地と消費地を結ぶ送配電網の強化というのが不可欠であると考えてございます。

経済産業省では、風力ポテンシャルが集中しております北海道、東北で、地域内の送電網を整備実施する風力発電事業者を支援する補助事業を実施しております、こういったものを通じて、送配電網の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

また、風力発電の導入拡大に当たりまして、東京電力、中部電力、関西電力の三社はやはり調整力を十分持つております。したがって、それを有効活用する観点からは、やはり、十分な調整力を保有する地域と、北海道、東北といったポテンシャルが集中する地域の間の広域連系の強化といったものを目指してまいりたいと考えてございます。

事業者の取り組みといたしましては、北海道電力と東京電力、あるいは東北電力と東京電力が、そういった例えば地域間の連系線も活用したその導入拡大に向けた実証のような事業も行っております。また、電力の広域的な運用を拡大するためには、今後、広域的運営推進機関が中心となりまして、地域間連系線等の送電インフラの増強を進めることにしております。

○塩川委員 地域間連系線の話もありましたし、この電力系統の拡張義務というのをやはりしっかりと課していくことが、風力発電の普及に当たっても非常に重要だということです。

その上でやはりネックになるのが、その費用負担の問題が出てくるわけです。こういった系統へ

の接続費用、系統増強の費用負担というのが再エネの事業者に大きくかかるということであれば、実際にはなかなか、二の足を踏むということも出てくるわけですが、こういった系統への接続の費用負担というのは、現行はどのようになっているのでしょうか。

○木村政府参考人 電力会社の設備までの接続費用でございすけれども、まず、これは再生可能エネルギー発電事業者が負担をするということになってございす。他方、その費用につきましては、通常要する接続費用という範疇で、買い取り価格の算定に当たりまして、その基礎となる通常要する費用として、要は、買い取り価格の中に織り込んでいくということでございます。

それから、接続をすることの原因をいたしまして、電力会社自身の設備の増強が必要になる場合というのもございます。この場合は、やはり電気料金の無制限な上昇というのを回避する必要があると思いますので、原則として再生可能エネルギー発電事業者が費用負担を行うということにしてございまして、この費用負担について合意に至らない場合には、接続拒否の要件に該当するということになってございす。

○塩川委員 系統への接続費用負担というのは再生事業者の負担というお話でした。これが再生事業者への参入障壁となつていて、先日のNHKのクロースアップ現代でも、こういった番組として紹介されておりました。

青森の下北半島の事例として、風力発電を行う事業者の例が紹介されておりましたけれども、これまで、近くの変電所までみずから送電線をつくって電気を送ってきたわけですが、さらに規模を拡大しようとしたら、電力会社から、この変電所は容量がいっぱいで、これ以上受けられないと言われた、接続できると言われた変電所までの距離は四十キロだ、費用は四十億円、維持管理も求められ、その負担の重さから、事業の拡大に踏み切れずにいるという話です。

経産省の資料の中で、海外の事例を紹介した中に、ドイツの事例の紹介のところで、ドイツでは、再生エネ法に基づき、再生エネ電源は従来電源に優先して系統に接続される、接続の申し込みがあった場合は、原則として全て接続、この場合の系統増強費用は、原則、系統運用者の負担となることとあります。これはそういうことでよろしいでしょうか。

○木村政府参考人 御指摘ございましたドイツの再生可能エネルギー法でございすけれども、系統運用者が再生可能エネルギー発電事業者から接続を求められた場合には、経済的に期待可能でない系統増強が必要となる場合を除きまして、最適な連系点で優先的に接続する義務というのが課されているというふうに承知してございす。

ここで経済的に期待可能でないというのは、運用に任せておきますけれども、通常は、発電事業者が建設しようとする発電所の建設コストの二五％程度が目安になるということでございす。

○塩川委員 経済的に合理的でないような場合に、これは系統増強の責務を負わないという条項が設けられていて、それは具体的に何か法文で、法令上の定まったものではありませぬけれども、もともと、その議論の中で、たたき台の文書の中には今言ったような二五％という話が出ていて、それとの関係で、系統増強費用が発電設備建設費の二五％を超える場合には、経済的に合理的でないという場合とする基準の目安となつていて、ということですか。

私は、でも、こういった系統増強の費用負担を再生事業者者に転嫁することなく行うべきで、紹介いただいたような経産省のこの文書でも、ドイツの系統運用者の取材が出ておまして、その中には、「経済的に合理的な地点への連系を提案することはあるが、系統増強費用を理由に連系を拒否することはない。仮に連系を拒否したら、新聞に取りあげられてしまう。」と紹介されているように、やはり大きな世論もあつて、こういう再生エネを普及しようということですから、系統運用

者の方で安易にこれを拒否するようなことはできないという点でも、やはり基本としたこういう方向性を示すということが、風力発電を初めとしたような再生可能エネルギーの普及につながるんじゃないのか。

そういう点でも、系統増強の費用負担を、再生事業者らに負担を求めることなく系統運用者の方でしつかりやる、こういうことをそもそも原則とするということがある、こういうのか。このことについて、大臣の方ではいかがですか。

○茂木国務大臣 先ほど来、ドイツの事例をとられて、いろいろな御提言をいただいているところでありまして、日本としても、今後、電力システム改革等を進める中で、他国の事例等々も参考にしながら制度の見直しを進めていきたいと思っておりますが、御案内のとおり、先ほど申し上げたように、日本の置かれてある地政学的な立場もドイツとは違うわけでありまして、保有しております固有の電源等々も違つております。全てがドイツと同じにいく、そのようには考えておりません。

○塩川委員 日本の余りにも少ない再生エネの状況というのは、島国だということを理由にするわけにはいかないということを申し上げて、質問を終わります。

○富田委員長 次回は、来る十六日金曜日正午理事会、午後零時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十五分散会

平成二十六年六月十一日印刷

平成二十六年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D